

昭和二十三年法律第二百三十一号

目次

第一編 総則（第一条）	裁判所の管轄（第二条—第十九条）
第二章 裁判所職員の除斥及び忌避（第二十条）	裁判所職員の除斥及び忌避（第二十条）
第三章 訴訟能力（第二十七条—第二十九条）	訴訟能力（第二十七条—第二十九条）
第四章 弁護及び補佐（第三十条—第四十二条）	弁護及び補佐（第三十条—第四十二条）
第五章 裁判（第四十三条—第四十六条）	裁判（第四十三条—第四十六条）
第六章 書類及び送達（第四十七条—第五十条）	書類及び送達（第四十七条—第五十条）
第七章 期間（第五十五条—第五十六条）	期間（第五十五条—第五十六条）
第八章 被告人の召喚、勾引及び勾留（第五十七条—第五十八条）	被告人の召喚、勾引及び勾留（第五十七条—第五十八条）
第九章 押収及び捜索（第五十九条—第一百一十七条）	押収及び捜索（第五十九条—第一百一十七条）
第十章 檢証（第一百二十八条—第一百四十二条）	検証（第一百二十八条—第一百四十二条）
第十一章 証人尋問（第一百四十三条—第一百六十四条）	証人尋問（第一百四十三条—第一百六十四条）
第十二章 鑑定（第一百六十五条—第一百七十四条）	鑑定（第一百六十五条—第一百七十四条）
第十三章 通訳及び翻訳（第一百七十五条—第一百七十八条）	通訳及び翻訳（第一百七十五条—第一百七十八条）
第十四章 証拠保全（第一百七十九条—第一百八十一条）	証拠保全（第一百七十九条—第一百八十一条）
第十五章 訴訟費用（第一百八十二条—第一百八十八条）	訴訟費用（第一百八十二条—第一百八十八条）
第十六章 費用の補償（第一百八十九条—第二百四十六条）	費用の補償（第一百八十九条—第二百四十六条）
第二編 第一審	第一審（第二百四十七条—第二百四十九条）
第一章 捜査（第二百四十九条—第二百四十六条）	捜査（第二百四十九条—第二百四十六条）
第二章 公訴（第二百四十七条—第二百七十二条）	公訴（第二百四十七条—第二百七十二条）
第三章 公判	公判（第二百四十七条—第二百七十二条）
第一節 公判準備及び公判手続（第二百七十三条）	公判準備及び公判手続（第二百七十三条）
第二節 争点及び証拠の整理手続（第二百七十三条）	争点及び証拠の整理手続（第二百七十三条）
第一款 公判前整理手続（第二百七十三条）	公判前整理手続（第二百七十三条）
第一目 通則（第三百十六条の二—第三百十六条の十二）	通則（第三百十六条の二—第三百十六条の十二）
第三章 上告（第四百五一条—第四百十八条）	上告（第四百五一条—第四百十八条）

第一目 争点及び証拠の整理（第三百六十六条の二十九—第三百六十六条の二十四）

第三目 証拠開示に関する裁定（第三百六十六条の二十五—第三百六十六条の二十七）
第二款 期日間整理手続（第三百六十六条の二十八）

第四章 抗告（第四百十九条—第四百三十四条）

第三款 公判手続の特例（第三百六十六条の二十九—第三百六十六条の三十）
第四節 証拠（第三百六十七条—第三百六十八条）
第五節 公判の裁判（第三百六十九条—第三百七十二条）
第六節 証拠（第三百六十九条—第三百七十二条）
第七節 合意（第三百六十九条—第三百七十二条）

判所に係属するときは、高等裁判所は、決定で下級の裁判所の管轄に属する事件を併せて審判することができる。

第六条 土地管轄を異にする数個の関連事件が同一裁判所に係属する場合において、併せて審判することを必要としないものがあるときは、その裁判所は、併せて他の事件を管轄することができる。但し、他の法律の規定により特定の裁判所の管轄に属する事件は、これを管轄することができない。

第七条 土地管轄を異にする数個の関連事件が同一裁判所に係属する場合において、併せて審判することを必要としないものがあるときは、その裁判所は、併せて他の事件を管轄することができる。

第八条 数個の関連事件が各別に事物管轄を同じくする数個の裁判所に係属するときは、各裁判所は、検察官又は被告人の請求により、決定でこれを一の裁判所に併合することができる。

前項の場合において各裁判所の決定が一致しないときは、各裁判所に共通する直近上級の裁判所は、検察官又は被告人の請求により、決定で事件を一の裁判所に併合することができる。

第九条 数個の事件は、左の場合に関連するものとする。

第一項に規定する地の外、その船舶の船籍の所在地又は犯罪後その船舶の寄泊した地による。

国外に在る日本航空機内で犯した罪については、第一項に規定する地の外、犯罪後その航空機の着陸（着水を含む。）した地による。

第三条 事物管轄を異にする数個の事件が関連するときは、上級の裁判所は、併せてこれを管轄することができる。

高等裁判所の特別権限に属する事件と他の事件とが関連するときは、高等裁判所は、併せて審判することを可能とする。

これを管轄することができる。

第四条 事物管轄を異にする数個の関連事件が上級の裁判所に属する場合において、併せて審判することを必要としないものがあるときは、上級の裁判所は、併せてこれを管轄することができる。

裁判所にこれを持送することができる。

第五条 数個の関連事件が各別に上級の裁判所及び下級の裁判所に属する場合において、併せて審判することを必要としないものがあるときは、上級の裁判所は、決定で下級の裁判所の管轄に属する事件を併せて審判することができる。

高等裁判所の特別権限に属する事件が高等裁判所に係属し、これと関連する事件が下級の裁判所に係属するときは、管轄区域外で職務を行ふことができる。

第十二条 裁判所は、事実発見のため必要があるときは、管轄区域外で職務を行ふことができる。

前項の規定は、受命裁判官にこれを準用する。

第十三条 訴訟手続は、管轄違の理由によつては、その効力を失わない。

第十四条 裁判所は、管轄権を有しないときでも、急速を要する場合には、事実発見のため必要な処分をすることができる。

前項の規定は、受命裁判官にこれを準用する。

第十五条 檢察官は、左の場合には、関係のある第一審裁判所に共通する直近上級の裁判所に管轄指定の請求をしなければならない。

一 裁判所の管轄区域が明らかでないため管轄裁判所が定まらないとき。

二 管轄違を言い渡した裁判が確定した事件について他に管轄裁判所がないとき。

三 法律による管轄裁判所がないとき、又はこれを知ることができないときは、検事総長は、最高裁判所に管轄指定の請求をしなければならない。

四 裁判官が事件について証人又は鑑定人となつたとき。

五 裁判官が事件について被告人の代理人、弁護人又は補佐人となつたとき。

六 裁判官が事件について検察官又は司法警察員の職務を行つたとき。

七 裁判官が事件について第二百六十六条第二号の決定、略式命令、前審の裁判第三百九十八条乃至第四百条、第四百十二条若しくは第四百十三条の規定により差し戻し、若しくは移送された場合における原判決又はこれらの裁判の基礎となつた取調べに関与したとき。

八 受託裁判官として関与した場合は、この限りでない。

第十六条 檢察官は、左の場合には、直近上級の裁判所に管轄移転の請求をしなければならない。

一 管轄裁判所が法律上の理由又は特別の事情により裁判権を行なうことができないとき。

二 地方の民心、訴訟の状況その他の事情により裁判の公平を維持することができない虞があるとき。

三 前項各号の場合には、被告人も管轄移転の請求をることができる。

第十七条 檢察官は、左の場合には、直近上級の裁判所に管轄移転の請求をしなければならない。

一 管轄裁判所が法律上の理由又は特別の事情により裁判権を行なうことができないとき。

二 地方の民心、訴訟の状況その他の事情により裁判の公平を維持することができない虞があるとき。

三 前項各号の場合には、被告人も管轄移転の請求をることができる。

第十八条 裁判所は、適当と認めるときは、検察官若しくは被告人の請求により又は職権で、決定を以て、その管轄に属する事件を事物管轄を同じくする他の管轄裁判所に移送することができる。

移送の決定は、被告事件につき証拠調を開始した後は、これをすることができない。移送の決定又は移送の請求を却下する決定に対する対しては、その決定により著しく利益を害される場合に限り、その事由を疎明して、即時抗告をすることができる。

第二章 裁判官の除斥及び忌避

第二十条 裁判官は、次に掲げる場合には、職務の執行から除斥される。

一 裁判官が被害者であるとき。

二 裁判官が被告人又は被害者の親族であるとき、又はあつたとき。

三 裁判官が被告人又は被害者の法定代理人、補助人又は補助監督人であるとき。

四 裁判官が事件について証人又は鑑定人となつたとき。

五 裁判官が事件について被告人の代理人、弁護人又は補佐人となつたとき。

六 裁判官が事件について検察官又は司法警察員の職務を行つたとき。

七 裁判官が事件について第二百六十六条第二号の決定、略式命令、前審の裁判第三百九十八条乃至第四百条、第四百十二条若しくは第四百十三条の規定により差し戻し、若しくは移送された場合における原判決又はこれらの裁判の基礎となつた取調べに関与したとき。

八 受託裁判官として関与した場合は、この限りでない。

前項の場合には、忌避された受命裁判官、地方裁判所の一人の裁判官又は家庭裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官は、忌避の申立てを却下は簡易裁判所の裁判官は、忌避の申立てを却下は、即時抗告をすることができる。

第二十五条 忌避の申立てを却下する決定に対する裁判をすることができる。

第二十六条 この章の規定は、第二十条第七号の規定を除いて、裁判所書記にこれを準用する。

決定は、裁判所書記所属の裁判所がこれをしないなければならない。但し、第二十四条第一項の規定によつて、裁判所書記の附属する受命裁判官が、忌避の申立てを却下する裁判をすることができる。

第二十七条 被告人又は被疑者が法人であるときは、その代表者が、訴訟行為についてこれを代表する。

数人が共同して法人を代表する場合にも、訴訟行為については、各自が、これを代表する。

第二十八条 刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十九条又は第四十一条の規定を適用しない罪に当たる事件について、被告人又は被疑者が意思能力を有しないときは、その法定代理人（二人以上あるときは、各自。以下同じ。）が、訴訟行為についてこれを代理する。

第二十九条 前二条の規定により被告人を代表し、又は代理する者がないときは、検察官の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。

前二条の規定により被疑者を代表し、又は代理人がない場合において、検察官、司法警察員又は利害関係人の請求があつたときも、前項と同様である。

特別代理人は、被告人又は被疑者を代表し、又は代理して訴訟行為をするまで、その任務を行う。

第三十条 弁護及び補佐

被告人又は被疑者は、何時でも弁護人の申立てを理由があるものとするときは、その決定があつたものとみなす。

忌避された裁判官は、前二項の決定に關与することができない。

第三十二条 公訴の提起前にした弁護人の選任は、第一審においてもその効力を有する。

公訴の提起後における弁護人の選任は、審級ごとにこれをしなければならない。

第三十三条 被告人に数人の弁護人があるときは、裁判所の規則で、主任弁護人を定めなければならない。

主任弁護人は、裁判所の規則による主任弁護人の権限については、裁判所の規則の定めるところによる。

第三十四条 前条の規定による主任弁護人の権限については、裁判所の規則の定めるところによつては、裁判所の規則の定めるところによる。

第三十五条 裁判所は、裁判所の規則の定めるところにより、被告人又は被疑者の弁護人の数を制限することができる。但し、被告人の弁護人については、特別の事情のあるとき限り。

第三十六条 被告人が貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときは、裁判所は、その請求により、被告人のため弁護人を附選任した弁護人がある場合は、この限りでなければならない。但し、被告人以外の者が附選任した弁護人がある場合は、この限りでない。

第三十七条 この法律により弁護人を要する場合を除いて、被告人が前条の請求をするには、資力申告書（その者に属する現金、預金その他政令で定めるこれらに準ずる資産の合計額（以下「資力」という。）及びその内訳を申告す

裁判所が忌避された裁判官の退去により決定をすることができないときは、直近上級の裁判所が、決定をしなければならない。

第二十四条 訴訟を遅延させる目的のみでされたことの明らかな忌避の申立ては、決定でこれを却下しなければならない。この場合には、前条第三項の規定を適用しない。第二十二条の規定に違反し、又は裁判所の規則で定める手続に違反してされた忌避の申立てを却下する場合も、同様である。

前項の場合には、忌避された受命裁判官、地方裁判所の一人の裁判官又は家庭裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官は、忌避の申立てを却下は、即時抗告をすることができる。

第二十五条 忌避の申立てを却下する決定に対する裁判をすることができる。

第二十六条 この章の規定は、第二十条第七号の規定を除いて、裁判所書記にこれを準用する。

決定は、裁判所書記所属の裁判所がこれをしないなければならない。但し、第二十四条第一項の規定によつて、裁判所書記の附属する受命裁判官が、忌避の申立てを却下する裁判をすることができる。

第二十七条 被告人又は被疑者が法人であるときは、その代表者が、訴訟行為についてこれを代表する。

数人が共同して法人を代表する場合にも、訴訟行為については、各自が、これを代表する。

第二十八条 刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十九条又は第四十一条の規定を適用しない罪に当たる事件について、被告人又は被疑者が意思能力を有しないときは、その法定代理人（二人以上あるときは、各自。以下同じ。）が、訴訟行為についてこれを代理する。

第二十九条 前二条の規定により被告人を代表し、又は代理する者がないときは、検察官の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。

前二条の規定により被疑者を代表し、又は代理人がない場合において、検察官、司法警察員又は利害関係人の請求があつたときも、前項と同様である。

特別代理人は、被告人又は被疑者を代表し、又は代理して訴訟行為をするまで、その任務を行う。

第三十条 弁護及び補佐

被告人又は被疑者は、何時でも弁護人の申立てを理由があるものとするときは、その決定があつたものとみなす。

忌避された裁判官は、前二項の決定に關与することができない。

第三十三条 被告人に数人の弁護人があるときは、裁判所の規則で、主任弁護人を定めなければならない。

主任弁護人は、裁判所の規則による主任弁護人の権限については、裁判所の規則の定めるところによる。

第三十四条 前条の規定による主任弁護人の権限については、裁判所の規則の定めるところによつては、裁判所の規則の定めるところによる。

第三十五条 裁判所は、裁判所の規則の定めるところにより、被告人又は被疑者の弁護人の数を制限することができる。但し、被告人の弁護人については、特別の事情のあるとき限り。

第三十六条 被告人が貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときは、裁判所は、その請求により、被告人のため弁護人を附選任した弁護人がある場合は、この限りでなければならない。但し、被告人以外の者が附選任した弁護人がある場合は、この限りでない。

第三十七条 この法律により弁護人を要する場合を除いて、被告人が前条の請求をするには、資力申告書（その者に属する現金、預金その他政令で定めるこれらに準ずる資産の合計額（以下「資力」という。）及びその内訳を申告す

被告人又は被疑者の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹は、独立して弁護人を選任することができる。

第三十一条 弁護人は、弁護士の中からこれを選任しなければならない。

簡易裁判所又は地方裁判所においては、裁判所の許可を得たときは、弁護士でない者を弁護人に選任することができる。ただし、地方裁判所においては、他に弁護士の中から選任された弁護人がある場合に限る。

第三十二条 弁護人を選任しようとする被告人又は被疑者は、弁護士会に対し、弁護人の選任の申出をすることができる。

弁護士会は、前項の申出を受けた場合は、速やかに、所属する弁護士の中から弁護士となるとする者を紹介しなければならない。

弁護士会は、當該申出をした者に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。同項の規定により紹介した弁護士が被告人又は被疑者がした弁護人の選任の申込みを拒んだときも、同様とする。

弁護士会は、前項の弁護人となろうとする者がないときは、當該申出をした者に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。

る書面をいう。以下同じ。)を提出しなければならない。

第三十六条の三

この法律により弁護人を要する場合を除いて、その資力が基準額(標準的な必要生計費を勘案して一般に弁護人の報酬及び費用を賄うに足りる額として政令で定める額をいう。以下同じ。)以上である被告人が第三十六条の請求をするには、あらかじめ、その請求をする裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内に在る弁護士会に第三十一条の二第一項の申出をしていなければならない。

前項の規定により第三十一条の二第一項の申出を受けた弁護士会は、同条第三項の規定による通知をしたときは、前項の地方裁判所又は当該被告事件が係属する裁判所に対し、その旨を通知しなければならない。

第三十七条

左の場合に被告人に弁護人がないとときは、裁判所は、職権で弁護人を附することができる。

- 一 被告人が未成年者であるとき。
- 二 被告人が年齢七十年以上の者であるとき。
- 三 被告人が耳の聞えない者又は口のきけない者であるとき。
- 四 被告人が心神喪失者又は心神耗弱者である疑があるとき。
- 五 その他必要と認めるとき。

第三十七条の二

被疑者に対し勾留状が発せられた場合において、被疑者が貧困その他の事由により弁護人を選任することができないとときは、裁判官は、被疑者のため弁護人を付さなければならない。ただし、被疑者以外の者が選任した弁護人がある場合又は被疑者が釈放された場合は、この限りでない。前項の請求は、勾留を請求された被疑者も、これをすることができる。

第三十七条の三

前条第一項の請求をするには、資力申告書を提出しなければならない。

その資力が基準額以上である被疑者が前条第一項の請求をするには、あらかじめ、その勾留の請求を受けた裁判官の所属する裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内に在る弁護士会に第三十一条の二第一項の申出をしていなければならない。

前項の規定により第三十一条の二第一項の申出を受けた弁護士会は、同条第三項の規定による通知をしたときは、前項の地方裁判所に対し、その旨を通知しなければならない。

第三十七条の四

裁判官は、死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる事件について第三十七条の二第一項又は前条の規定により弁護人を付す場合又は付した場合において、特に必要があると認めるときは、職権で更に弁護人一人を付することができる。ただし、被疑者が釈放された場合は、この限りでない。

第三十七条の五

裁判官は、死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる事件について第三十七条の二第一項又は前条の規定により弁護人を付す場合又は付した場合において、特に必要があると認めるときは、職権で更に弁護人一人を付することができる。ただし、被疑者が釈放された場合は、この限りでない。

第三十七条の六

裁判官は、死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる事件について第三十七条の二第一項又は前条の規定により弁護人を付す場合又は付した場合において、特に必要があると認めるときは、職権で更に弁護人一人を付すことができる。ただし、被疑者が釈放された場合は、この限りでない。

第三十七条の七

裁判官は、死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる事件について第三十七条の二第一項又は前条の規定により弁護人を付す場合又は付した場合において、特に必要があると認めるときは、職権で更に弁護人一人を付すことができる。ただし、被疑者が釈放された場合は、この限りでない。

弁護人を解任するに当たつては、被告人の権利を不当に制限するがないようにしなければならない。

第五章 裁判

公訴の提起前は、裁判官が付した弁護人の解任は、前三項の規定を準用する。

第三十八条の四

裁判所又は裁判官の判断を誤らせる目的で、その資力について虚偽の記載のある資力申告書を提出した者は、十万円以下の過料に処する。

第三十八条の五

裁判官は、死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる事件について第三十七条の二第一項又は前条の規定により弁護人を付す場合又は付した場合において、特に必要があると認めるときは、職権で更に弁護人一人を付すことができる。ただし、被疑者が釈放された場合は、この限りでない。

第三十八条の六

裁判官は、死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる事件について第三十七条の二第一項又は前条の規定により弁護人を付す場合又は付した場合において、特に必要があると認めるときは、職権で更に弁護人一人を付すことができる。ただし、被疑者が釈放された場合は、この限りでない。

第三十八条の七

裁判官は、死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる事件について第三十七条の二第一項又は前条の規定により弁護人を付す場合又は付した場合において、特に必要があると認めるときは、職権で更に弁護人一人を付すことができる。ただし、被疑者が釈放された場合は、この限りでない。

第三十八条の八

裁判官は、死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる事件について第三十七条の二第一項又は前条の規定により弁護人を付す場合又は付した場合において、特に必要があると認めるときは、職権で更に弁護人一人を付すことができる。ただし、被疑者が釈放された場合は、この限りでない。

第三十八条の九

裁判官は、死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる事件について第三十七条の二第一項又は前条の規定により弁護人を付す場合又は付した場合において、特に必要があると認めるときは、職権で更に弁護人一人を付すことができる。ただし、被疑者が釈放された場合は、この限りでない。

第三十八条の十

裁判官は、死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる事件について第三十七条の二第一項又は前条の規定により弁護人を付す場合又は付した場合において、特に必要があると認めるときは、職権で更に弁護人一人を付すことができる。ただし、被疑者が釈放された場合は、この限りでない。

ある場合に、この限りでない。

第五章 裁判

場合を除いては、口頭弁論に基いてこれをしなければならない。

第四十三条

判決は、この法律に特別の定のある場合における当該公判期日の調書は、公判調査には、裁判所の規則の定めるところにより、公判期日における審判に関する重要な事項を記載しなければならない。

第四十四条

裁判には、理由を附しなければならない。

第四十五条

判決以外の裁判は、判事補が一人でこれをることができる。

第四十六条

被告人その他の訴訟関係人は、自己の費用で、裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本の交付を請求することができる。

第四十七条

訴訟に関する書類は、公判の開廷前に上級の必要その他の事由があつて、相当と認められる場合は、この限りでない。

第四十八条

公判期日における訴訟手続について前項に規定する記録媒体は、謄写することができる。

第四十九条

被告人の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹は、何時でも補佐人となることができる。

補佐人となるには、審級ごとにその旨を届け出なければならない。

補佐人は、被告人の明示した意思に反しない限り、被告人がすることのできる訴訟行為をすることはできない。

人は、読むことができないとき、又は目の見えないときは、公判調書の朗読を求めることができる。

第五十条 公判調書が次回の公判期日までに整理されたなかたときは、裁判所書記は、検察官、被告人又は弁護人の請求により、次回の公判期日において又はその期日までに、前回の公判期における証人の供述の要旨を告げなければならない。この場合において、請求をした検察官、被告人又は弁護人が証人の供述の要旨の正確性につき異議を申し立てたときは、その旨を調書に記載しなければならない。

被告人及び弁護人の出頭なくして開廷した公判期日の公判調書が、次回の公判期日までに整理されなかたときは、裁判所書記は、次回の公判期において又はその期日までに、出頭した被告人又は弁護人に前回の公判期日における審理に関する重要な事項を告げなければならぬ。

第五十一条 檢察官、被告人又は弁護人は、公判調書の記載の正確性につき異議を申し立てることができる。異議の申立があつたときは、その旨を調書に記載しなければならない。

前項の異議の申立ては、遅くとも当該審級における最終の公判期日後十四日以内にこれをしなければならない。ただし、第四十八条第三項の規定により判決を宣告する公判期日後に整理された調書については、整理ができた日から十四日以内にこれをることができる。

第五十二条 公判期日における訴訟手続で公判調書に記載されたものは、公判調書のみによつてこれを証明することができる。

第五十三条 何人も、被告事件の終結後、訴訟記録を閲覧することができる。但し、訴訟記録の保存又は裁判所若しくは検察庁の事務に支障のあるときは、この限りでない。

訴訟関係又は閲覧につき正當な理由があつて訴論の公開を禁止した事件の訴訟記録又は一般の閲覧に適しないものとしてその閲覧が禁止された訴訟記録は、前項の規定にかかわらず、訴訟関係又は閲覧につき正當な理由があつて特に訴訟記録の保管者の許可を受けた者でなければ、これを閲覧することができない。

日本憲法第八十二条第二項但書に掲げる事件については、閲覧を禁止することはできない。

訴訟記録の保管及びその閲覧の手数料については、別に法律でこれを定める。

第五十三条の二 訴訟に関する書類及び押収物については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）の規定は、適用しない。

訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第五章第四節の規定は、適用しない。

訴訟に関する書類については、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第二章の規定は、適用しない。この場合において、訴訟に関する書類についての同法第四章の規定については、同法第十四条第一項中「国の機関（行政機関を除く。以下この条において同じ。）」とあり、及び同法第十六条第一項第三号中「国の機関（行政機関を除く。）」とあるのは、「国の機関」とする。

押収物については、公文書等の管理に関する法律の規定は、適用しない。

第五十四条 書類の送達については、裁判所の規則に特別の定めのある場合を除いては、民事訴訟に関する法令の規定（公示送達に関する規定を除く。）を準用する。

第七章 期間

第五十五条 期間の計算については、時で計算するものは、即時からこれを起算し、日、月又は年で計算するものは、初日を算入しない。但し、時効期間の初日は、時間を論じないで一日としてこれを計算する。

月及び年は、暦に従つてこれを計算する。

期間の末日が日曜日、土曜日、国民の祝日に關する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日、一月一日、一月三日又は十二月二十九日から十一月三十一日までの日に当るときは、これを期間に算入しない。ただし、時効期間については、この限りでない。

第五十六条 法定の期間は、裁判所の規則の定めるところにより、訴訟行為をすべき者の住居又は事務所の所在地と裁判所又は検察庁の所在地との距離及び交通通信の便否に従い、これを延長することができる。

前項の規定は、宣告した裁判に対する上訴の提起期間には、これを適用しない。

第五十七条 裁判所は、裁判所の規則で定める相手の猶予期間を置いて、被告人を召喚することができる。

第五十八条 裁判所は、次の場合には、被告人を勾引することができる。

一 被告人が定まつた住居を有しないとき。

二 被告人が、正当な理由がなく、召喚に応じた時から二十四時間以内にこれを釈放しなければならない。但し、その時間内に勾留状が発せられたときは、この限りでない。

三 被告人が逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由があるとき。

四 被告人が定まつた住居を有しないとき。

五 被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき。

第六十条 裁判所は、被告人が罪を犯したことを探るに足りる相当な理由がある場合で、左の各号の一にあたるとときは、これを勾留することができます。

第六十一条 裁判所は、被告人が罪を犯したことを探るに足りる相当な理由がある場合で、左の各号の一にあたるとときは、これを勾留することができます。

第六十二条 被告人が定まつた住居を有しない場合は、受託裁判官は、受託の権限を有する他の地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官に被告人の勾引を嘱託することができる。

受託裁判官は、受託の権限を有する他の地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官に転属することができる。

受託裁判官は、受託事項について権限を有しないときは、受託の権限を有する他の地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官に嘱託を移送することができる。

嘱託又は移送を受けた裁判官は、勾引状を發しなければならない。

第六十三条 召喚状には、被告人の氏名及び住居、罪名、出頭すべき年月日時及び場所並びに正当な理由がなく出頭しないときは勾引状を發することがある旨その他裁判所の規則で定める事項を記載し、裁判長又は受命裁判官が、これに記名押印しなければならない。

第六十四条 勾引状又は勾留状には、被告人の氏名及び住居、罪名、公訴事実の要旨、引致すべ

き場所又は勾留すべき刑事施設、有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができる。令状はこれを返還しなければならない旨並びに発付の年月日その他裁判所の規則で定める事項を記載し、裁判長又は受命裁判官が、これに記名押印しなければならない。

被告人の氏名が明らかでないときは、人相、体格その他被告人を特定するに足りる事項で被告人を指示することができる。

被告人の住居が明らかでないときは、これを記載することを要しない。

第六十五条 召喚状は、これを送達する。

被告人から期日に出頭する旨を記載した書面を差し出し、又は出頭した被告人に対し口頭で次回の出頭を命じたときは、召喚状を送達した場合と同一の効力を有する。口頭で出頭を命じた場合には、その旨を調書に記載しなければならない。

裁判所に近接する刑事施設にいる被告人に対しては、刑事施設職員（刑事施設の長又はその指名する刑事施設の職員をいう。以下同じ。）に通知してこれを召喚することができる。この場合には、被告人が刑事施設職員から通知を受けた時に召喚状の送達があつたものとみなす。

被告人から期日に出頭する旨を記載した書面を差し出し、又は出頭した被告人に対し口頭で次回の出頭を命じたときは、召喚状を送達した場合と同一の効力を有する。口頭で出頭を命じた場合には、その旨を調書に記載しなければならない。

裁判所に近接する刑事施設にいる被告人に対しては、刑事施設職員（刑事施設の長又はその指名する刑事施設の職員をいう。以下同じ。）に通知してこれを召喚することができる。この場合には、被告人が刑事施設職員から通知を受けた時に召喚状の送達があつたものとみなす。

受託裁判官は、受託事項について権限を有しないときは、受託の権限を有する他の地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官に嘱託を移送することができる。

受託裁判官は、勾引状を發しなければならない。

第六十六条 裁判所は、被告人の現在地の地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官に被告人の勾引を嘱託することができる。

受託裁判官は、受託の権限を有する他の地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官に転属することができる。

受託裁判官は、受託事項について権限を有しないときは、受託の権限を有する他の地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官に嘱託を移送することができる。

受託裁判官は、勾引状を發しなければならない。

第六十七条 前条の場合には、嘱託によつて勾引状を発した裁判官は、被告人を引致した時から二十四時間以内にその人達でないかどうかを取調べなければならない。

被告人が人違でないときは、速やかに且つ直接これを指定された裁判所に送致しなければならない。この場合には、嘱託によつて勾引状を取調べなければならない。

発した裁判官は、被告人が指定された裁判所に到着すべき期間を定めなければならない。

前項の場合には、第五十九条の期間は、被告人が指定された裁判所に到着した時からこれを起算する。

第六十八条 裁判所は、必要があるときは、指定の場所に被告人の出頭又は同行を命ずることができ。被告人が正当な理由がなくこれに応じないときは、その場所に勾引することができ。この場合には、第五十九条の期間は、被告人をその場所に引致した時からこれを起算する。

第六十九条 裁判長は、急速を要する場合には、第五十七条乃至第六十二条、第六十五条、第六十六条及び前条に規定する処分をし、又は合議体の構成員にこれをさせることができる。

第七十条 勾引状又は勾留状は、検察官の指揮によつて、検察事務官又は司法警察職員がこれを執行する。但し、急速を要する場合には、裁判長、受命裁判官又は地方裁判所、家庭裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官は、その執行を指揮することができる。

第七十一条 檢察事務官又は司法警察職員は、必要があるときは、管轄区域外で、勾引状若しくは勾留状を執行し、又はその地の検察事務官若しくは検察官の指揮によつて、刑事施設職員がこれを執行する。

第七十二条 被告人の現在地が判らないときは、裁判長は、検事長にその捜査及び勾引状又は勾留状の執行を嘱託することができます。

第七十三条 被告人の現在地が判らないときは、人に示した上、できる限り速やかに且つ直接、指定された裁判所その他の場所に引致しなければならない。第六十六条第四項の勾引状についても同様である。

第七十四条 勾引状を執行するには、これを被告人に示して、これを発した裁判官に引致しなければならない。第六十六条第四項の勾引状については、これを被告人に示した上、できる限り速やかに、かつ、直接、指定された刑事施設に引致しなければならない。勾引状又は勾留状を所持しないためこれを示すことができない場合において、急速を要する

ときは、前二項の規定にかかわらず、被告人に對し公訴事実の要旨及び令状が発せられている

旨を告げて、その執行をすることができる。但し、令状は、できる限り速やかにこれを示さなければならぬ。

第七十四条 勾引状又は勾留状の執行を受けた被告人を護送する場合において必要があるときは、仮に最寄りの刑事施設にこれを留置するこ

とができる。この場合において必要があるときは、これを刑事施設に留置することができる。

第七十五条 勾引の執行を受けた被告人を引致した場合において必要があるときは、これを刑

事施設に留置することができる。

第七十六条 被告人を勾引したときは、直ちに被

告人に對し、公訴事実の要旨及び弁護人を選任することができる旨並びに貧困その他の事由により自ら弁護人を選任することができないとき

は弁護人の選任を請求することができる旨を告げなければならない。ただし、被告人に弁護人があるときは、公訴事実の要旨を告げれば足りる。

前項の規定により弁護人を選任することができ

きる旨を告げるに當たつては、弁護士、弁護士法人（弁護士・外国法事務弁護士・共同法人を含む。以下同じ。）又は弁護士会を指定して弁護

士の選任を申し出ることができる旨及びその申

出先を教示しなければならない。

第一項の告知及び前項の教示は、合議体の構

成員又は裁判所書記官にこれをさせることができ

る。

第七十七条 勾引又は勾留された被告人は、裁判所又は刑事施設の長若しくはその代理者に弁護士、弁護士法人又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができる。但し、裁判所に弁護人があるときは、この限りでない。

前項の申出を受けた裁判所又は刑事施設の長若しくはその代理者は、直ちに被告人の指定した弁護士、弁護士法人又は弁護士会にその旨を通知しなければならない。被告人が二人以上の弁護士又は二以上の弁護士法人若しくは弁護士会を指定して前項の申出をしたときは、そのうちの一人の弁護士又は一の弁護士法人若しくは弁護士会にこれを通知すれば足りる。

第七十八条 被告人を勾留したときは、直ちに弁護人にその旨を通知しなければならない。被告人に弁護人がないときは、被告人の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹のうち被告人の指定する者一人にその旨を通知しなければならない。

第七十九条 勾留された被告人は、第三十九条第一項に規定する者以外の者と、法令の範囲内で接見し、又は書類若しくは物の授受をする

ことができる。勾引状により刑事施設に留置されている被告人も、同様である。

第八十条 勾留されている被告人は、第三十九条第一項に規定する者により自ら弁護人を選任することができる。勾引状により刑事施設に留置されている被告人も、同様である。

第八十一条 裁判所は、逃亡し又は罪証を隠滅する

ことのできる他の事由により自ら弁護人を選任することのできるときは、勾引状により刑事施設に留置されている被告人も、同様である。

第八十二条 勾留されている被告人は、裁判所に

請求により又は職権で、決定を以て勾留を取り消さなければならない。

第八十三条 勒留の理由又は勾留の必要がなくなつたときは、裁判所は、検察官、勾留されている被告人若しくはその弁護人、法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹は、保釈の請求により又は職権で、決定を以て勾留を取り消さなければならない。

第八十四条 勒留の理由の開示は、合議体の構成員にこれをさせることができる。

前項の規定により弁護人を選任することができ

きる旨を告げるに當たつては、これを許さなければならない。

第一項に規定する事項及び公訴事実の要旨を告げなければ足りる。

第八十三条 勒留の理由の開示は、公開の法廷で開廷することはできない。但し、被告人の出頭については、被告人が病気その他やむを得ない事由によって出頭することができず且つ被告人に異議がないとき、弁護人の出頭については、被告人が病気その他やむを得ない事由によって出頭することができず且つ被告人に異議がないときは、この限りでない。

第八十四条 法廷においては、裁判長は、勾留の理由を告げなければならない。

検察官又は被告人及び弁護人並びにこれらの方に對し意見を述べることができ。但し、裁判長は、相当と認めるときは、意見の陳述に代え意見を記載した書面を差し出す

べきことを命ずることができる。但し、裁判長は、意見の陳述に代え意見を記載した書面を差し出すべきことを命ずることができる。

第八十五条 勒留の理由の開示は、合議体の構成員にこれをさせることができる。

前項の規定により弁護人を選任することができ

きる旨を告げるに當たつては、これを許さなければならない。

第八十六条 同一の勾留について第八十二条の請求が二以上ある場合には、勾留の理由の開示は、最初の請求についてこれを行う。その他の請求は、勾留の理由の開示が終つた後、決定でこれを却下しなければならない。

第八十七条 勒留の理由又は勾留の必要がなくなつたときは、裁判所は、検察官、勾留されている被告人若しくはその弁護人、法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹の請求により又は職権で、決定を以て勾留を取り消さなければならない。

第八十八条 勒留されている被告人又はその弁護人、法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹は、保釈の請求についてこれを準用する。

第八十九条 保釈の請求があつたときは、次の場合を除いては、これを許さなければならない。

第九十条 保釈の請求があつたときは、次の場合を除いては、これを許さなければならない。

第九十一条 保釈の請求があつたときは、次の場合を除いてこれを準用する。

第九十二条 第二項の規定は、前項の請求についてこれを準用する。

第九十三条 第二項の規定は、前項の請求についてこれを準用する。

第九十四条 第二項の規定は、前項の請求についてこれを準用する。

第九十五条 第二項の規定は、前項の請求についてこれを準用する。

第九十六条 第二項の規定は、前項の請求についてこれを準用する。

第九十七条 第二項の規定は、前項の請求についてこれを準用する。

第九十八条 第二項の規定は、前項の請求についてこれを準用する。

第九十九条 第二項の規定は、前項の請求についてこれを準用する。

第一百条 第二項の規定は、前項の請求についてこれを準用する。

第一百一条 第二項の規定は、前項の請求についてこれを準用する。

三 被告人が常習として長期三年以上の懲役又は禁錮に当たる罪を犯したものであるとき。

四 被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき。

五 被告人が、被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの方を畏怖させる行為をすると疑うに足りる相当な理由があるとき。

六 被告人の氏名又は住居が分からぬとき。

第九十条 裁判所は、保釈された場合に被告人が逃亡し又は罪証を隠滅するおそれの程度のほか、身体の拘束の継続により被告人が受けける健 康上、経済上、社会生活上又は防御の準備上の不利益の程度その他の事情を考慮し、適当と認めるときは、職権で保釈を許すことができる。

第八十二条第三項 の規定は、前項の請求についてこれを準用する。

第九十二条 裁判所は、保釈を許す決定又は保釈の請求を却下する決定をするには、検察官の意見を聴かなければならない。

第九十三条 保釈を許す場合には、保証金額を定めなければならない。

裁判所は、前項の規定により被告人の住居を制限する場合において必要と認めるときは、裁判所の許可を受けないでその指定する期間を超えて当該住居を離れてはならない旨の条件を付することができる。

前項の期間は、被告人の生活の状況その他の事情を考慮して指定する。

第四項の許可をする場合には、同項の住居を離れることを必要とする理由その他の事情を考慮して、当該住居を離れることができる期間を指定しなければならない。

第九十四条 保釈を許す決定は、保証金の納付があつた後でなければ、これを執行することができない。

裁判所は、保釈請求者でない者に保証金を納めることを許すことができる。

裁判所は、有価証券又は裁判所の適當と認めることを許すことができる。

裁判所は、保釈請求者でない者に保証書を以て保証金に代えることを許すことができる。

裁判所は、適当と認めるときは、決定で、勾留による拘禁が不当に長くなつたときは、裁判所は、第八十八条に規定する者の請求により、又は職権で、決定を以て勾留を取り消し、又は保釈を許さなければならない。

第九十五条 裁判所は、他の者の差し出した保証書を以て保証金に代えることを許すことができる。

裁判所は、適當と認めるときは、決定で、勾留を取扱うべき場所を指定することができる。

前項の期間を指定するに当たつては、その終期を日時をもつて指定するとともに、当該日時に出頭すべき場所を指定しなければならない。

裁判所は、必要と認めるときは、第二項の期間を延長することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

裁判所は、期間を指定されて勾留の執行停止をされた被告人について、当該期間の終期として指定された日時まで勾留の執行停止を継続する必要がなくなつたと認めるときは、当該期間を短縮することができます。この場合においては、第三項の規定を準用する。

第九十五条の二 期間を指定されて勾留の執行停止をされた被告人が、正当な理由がなく出頭しないとき

裁判所は、前項の規定により保釈を取り消す場合には、拘禁刑以上の刑に処する判決（拘禁刑の全部の執行猶予の言渡しをしないものに限る。以下同じ。）の宣告を受けた後、保釈又は勾留の執行停止をされている被告人が逃亡したときは、裁判所は、検察官の請求により、又は職権で、保釈を許す決定を以て勾留を取り消すこととする。

裁判所は、前項の場合において、必要と認めることは、同項の被告人に対し、同項の規定による報告を裁判所の指定する日時及び場所に出頭してすることを命ずることができる。

裁判所は、第一項の規定による報告があつたときは、その旨及びその報告の内容を、同項（第一号に係る部分に限る。）の規定による報告がなかつたときは同項（第二号に係る部分に限る。）の規定による報告がなかつたことを知つたときはその旨及びその状況を、それぞれ速やかに検察官に通知しなければならない。

第九十六条 裁判所は、次の各号のいずれかに該当する場合には、検察官の請求により、又は職権で、決定で、保釈又は勾留の執行停止を取り消すことができる。

一 被告人が、召喚を受け正当な理由がなく出頭しないとき。

二 被告人が逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由があるとき。

三 被告人が罪証を隠滅し又は罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき。

四 被告人が、被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え若しくは

三 加えようとして、又はこれらの者を畏怖させる行為をしたとき。

五 被告人が、正当な理由がなく前条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 被告人が住居の制限その他裁判所の定めた条件に違反したとき。

前項の規定により保釈を取り消す場合には、前項の規定により保釈を取り消す場合には、裁判所は、決定で、保証金の全部又は一部を没収することができる。

保釈を取り消された者が、第九十八条の二の規定による命令を受け正当な理由がなく出頭しないとき、又は逃亡したときも、前項と同様とされる。

第九十五条の四 裁判所は、被告人の逃亡を防止し、又は公判期日の出頭を確保するため必要があると認めるときは、保釈を許す決定又は第九十五条第一項前段の決定を受けた被告人に対して、その住居、労働又は通学の状況、身分關係その他のその変更が被告人が逃亡すると疑うに足りる相当な理由の有無の判断に影響を及ぼすものについて、次に掲げるところに従つて報告をすることを命ずることができる。

裁判所の指定する時期に、当該時期における当該事項について報告をすること。

二 当該事項に変更が生じたときは、速やかに、その変更の内容について報告をすること。

裁判所は、前項の場合において、必要と認めることは、同項の被告人に対し、同項の規定による報告を裁判所の指定する日時及び場所に出頭してすることを命ずることができる。

裁判所は、前項の場合において、必要と認めることは、同項の被告人に対し、同項の規定による報告がなかつたときは同項（第二号に係る部分に限る。）の規定による報告がなかつたことを知つたときはその旨及びその状況を、それぞれ速やかに検察官に通知しなければならない。

裁判所は、第一項の規定による報告があつたときは、その旨及びその報告の内容を、同項（第一号に係る部分に限る。）の規定による報告がなかつたときは同項（第二号に係る部分に限る。）の規定による報告がなかつたことを知つたことを知つたときはその旨及びその状況を、それぞれ速やかに検察官に通知しなければならない。

第九十七条 上訴の提起期間内の事件でまだ上訴行停止をされた被告人が、当該条件に係る住居

し、勾留を取り消し、又は保釈若しくは勾留の執行停止をし、若しくはこれを取り消すべき場合には、原裁判所が、その決定をしなければならない。

上訴中の事件で訴訟記録が上訴裁判所に到達していないものについて前項の決定をすべき裁判所は、裁判所の規則の定めるところによる。

前二項の規定は、勾留の理由の開示をすべき場合にこれを準用する。

第九十八条 保釈若しくは勾留の執行停止を取り消す決定があつたとき、又は勾留の執行停止の期間が満了したときは、検察事務官、司法警察職員又は刑事施設職員は、検察官の指揮により、勾留状の謄本及び保釈若しくは勾留の執行停止を取り消す決定の謄本又は期間を指定した勾留の執行停止の決定の謄本を被告人に示してこれを刑事施設に収容しなければならない。

前項の書面を所持しないためこれを示すことができない場合において、急速を要するときは、同項の規定にかかわらず、検察官の指揮により、被告人に対し保釈若しくは勾留の執行停止が取り消された旨又は勾留の執行停止の期間が満了した旨を告げて、これを刑事施設に収容することができる。ただし、その書面は、限り速やかにこれを示さなければならない。

第七十七条の規定は、前二項の規定による収容についてこれを準用する。

第九十八条の二 検察官は、保釈又は勾留の執行停止を取り消す決定があつた場合において、被容についてこれを準用する。

第九十八条の三 検察官は、保釈又は勾留の執行停止を命ぜられた被告人が、正当な理由がなく、指定された日時及び場所に出頭することを命ずることができる。二年以下の拘禁刑に処する。

第九十九条 裁判所は、必要があるときは、証拠物又は没收すべき物と思料するものを差し押さえることができる。但し、特別の定のある場合は、この限りでない。

差し押さえるべき物が電子計算機であるときは、当該電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、当該電子計算機で作成若しくは変更をした電磁的記録又は当該電子計算機で変更若しくは消去することができるこ

ととされていいる電磁的記録を保管するために使用されていると認めるに足りる状況にあるものから、その電磁的記録を当該電子計算機又は他の記録媒体に複写した上、当該電子計算機又は当該他の記録媒体を差し押さえることができる。

裁判所は、差し押えるべき物を指定し、所有者、所持者又は保管者にその物の提出を命ずることができる。

第九十九条の二 裁判所は、必要があるときは、記録命令付差押え（電磁的記録を保管する者の他の電磁的記録を利用する権限を有する者に命じて必要な電磁的記録を記録媒体に記録させ、又は印刷させた上、当該記録媒体を差し押さえることをいう。以下同じ。）を命ずることができる。

第一百条 裁判所は、被告人から発し、又は被告人に対して発した郵便物、信書便物又は電信に関する書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するものを差し押え、又は提出せることができる。

前項の規定に該当しない郵便物、信書便物又は電信に関する書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するものは、被告事件に関係があると認めるに足りる状況のあるものに限り、これを差し押え、又は提出せることができる。

前二項の規定による処分をしたときは、その旨を発信人又は受信人に通知しなければならない。但し、通知によつて審理が妨げられる虞がある場合は、この限りでない。

第一百一条 被告人その他の者が遺留した物又は所有者、所持者若しくは保管者が任意に提出した物は、これを領置することができる。

第一百二条 裁判所は、必要があるときは、被告人の身体、物又は住居その他の場所に就き、捜索をすることができる。

第一百三条 公務員又は公務員であった者が保管し、又は所持する物について、本人又は当該公務員から職務上の秘密に關するものであること

は、第一号に掲げる者についてはその院、第二号に掲げる者については内閣の承諾がなければ、押収をすることはできない。

一衆議院若しくは参議院の議員又はその職に在つた者

二 内閣総理大臣その他の国務大臣又はその職に在つた者

前項の場合において、衆議院、参議院又は内閣は、国の重大な利益を害する場合を除いては、承諾を拒むことができない。

第一百四条 医師、歯科医師、助産師、看護師、護士（外国法事務弁護士を含む）、弁理士、公证人、宗教の職に在る者又はこれらの職に在つた者は、業務上委託を受けたため、保管し、又は所持する物で他人の秘密に関するものについては、押収を拒むことができる。但し、本人が承諾した場合、押収の拒絶が被告人のためのみに於ける権利の濫用と認められる場合（被告人が本人である場合を除く。）その他裁判所の規則で定める事由がある場合は、この限りでない。

第一百五条 公判廷外における差押え、記録命令付差押え又は搜索は、差押状、記録命令付差押状又は搜索状を發してこれをしなければならない。

第一百六条 差押状、記録命令付差押状又は搜索状を發する場合の規定による処分を除く。その他の裁判所の規定による処分をしたときは、その旨を発信人又は受信人に通知しなければならない。但し、通知によつて審理が妨げられる虞がある場合は、この限りでない。

第一百七条 差押状、記録命令付差押状又は搜索状には、被告人の氏名、罪名、差し押さるべき物、記録させ若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ若しくは印刷させるべき記録又は搜索すべき場所、身体若しくは物、有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができる旨は、前項の規定による処分をするときは、前項の規定による処分をするところとする。

第一百八条 差押状、記録命令付差押状又は搜索状には、被告人の氏名、罪名、差し押さるべき物、記録させ若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ若しくは印刷させるべき記録又は搜索すべき場所、身体若しくは物、有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができる旨並びに発付の年月日その他の裁判所の規則で定める事項を記載し、裁判長が、これに記名押印しなければならない。

第一百九条 第二項の規定による処分をするときは、前項の差押状に、同項に規定する事項のほか、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、その電磁的記録を複写すべきものの範囲を記載しなければならない。

第一百十条 差押状、記録命令付差押状又は搜索状の執行に關し、その執行をする者に対する指示をすることはできる。

裁判所は、差押状、記録命令付差押状又は搜索状の執行に關し、その執行をする者に対する指示をすることはできる。

第一百十一条 差押状、記録命令付差押状又は搜索状に記録された電磁的記録を他の記録媒体に複写せしめ、印刷させ、又は移転させた上、当該他の記録媒体を差し押さえること。

第一百十二条 差押状、記録命令付差押状又は搜索状に記録された電磁的記録を他の記録媒体に複写せしめ、印刷させ、又は移転させた上、当該他の記録媒体を差し押さえること。

第一百十三条 差押状、記録命令付差押状又は搜索状に記録された電磁的記録を他の記録媒体に複写せしめ、印刷させ、又は移転させた上、当該他の記録媒体を差し押さえること。

第一百十四条 差押状、記録命令付差押状又は搜索状に記録された電磁的記録を他の記録媒体に複写せしめ、印刷させ、又は移転させた上、当該他の記録媒体を差し押さえること。

第一百十五条 差押状、記録命令付差押状又は搜索状に記録された電磁的記録を他の記録媒体に複写せしめ、印刷させ、又は移転させた上、当該他の記録媒体を差し押さえること。

第一百十六条 差押状、記録命令付差押状又は搜索状に記録された電磁的記録を他の記録媒体に複写せしめ、印刷させ、又は移転させた上、当該他の記録媒体を差し押さえること。

第一百十七条 差押状、記録命令付差押状又は搜索状に記録された電磁的記録を他の記録媒体に複写せしめ、印刷させ、又は移転させた上、当該他の記録媒体を差し押さえること。

第一百十八条 差押状、記録命令付差押状又は搜索状に記録された電磁的記録を他の記録媒体に複写せしめ、印刷させ、又は移転させた上、当該他の記録媒体を差し押さえること。

第一百十九条 差押状、記録命令付差押状又は搜索状に記録された電磁的記録を他の記録媒体に複写せしめ、印刷させ、又は移転させた上、当該他の記録媒体を差し押さえること。

第一百二十条 差押状、記録命令付差押状又は搜索状に記録された電磁的記録を他の記録媒体に複写せしめ、印刷させ、又は移転させた上、当該他の記録媒体を差し押さえること。

が被告人の保護のため必要があると認めるときは、裁判長は、裁判所書記官又は司法警察職員にその執行を命ずることができる。

裁判所は、差押状、記録命令付差押状又は搜索状の執行に關し、その執行をする者に対する指示をすることはできる。

前項の指示は、合議体の構成員にこれをさせることができる。

第一百四条 左に掲げる者が前条の申立をしたときは、第一号に掲げる者についてはその院、第二号に掲げる者については内閣の承諾がなければ、押収をすることはできない。

一衆議院若しくは参議院の議員又はその職に在つた者

二 内閣総理大臣その他の国務大臣又はその職に在つた者

前項の場合において、衆議院、参議院又は内閣は、国の重大な利益を害する場合を除いては、承諾を拒むことができない。

第一百四条 医師、歯科医師、助産師、看護師、護士（外国法事務弁護士を含む）、弁理士、公证人、宗教の職に在る者又はこれらの職に在つた者は、業務上委託を受けたため、保管し、又は所持する物で他人の秘密に関するものについては、押収を拒むことができる。但し、本人が承諾した場合、押収の拒絶が被告人のためのみに於ける権利の濫用と認められる場合（被告人が本人である場合を除く。）その他裁判所の規則で定める事由がある場合は、この限りでない。

第一百五条 公判廷外における差押え、記録命令付差押え又は搜索は、差押状、記録命令付差押状又は搜索状を發してこれをしなければならない。

第一百六条 差押状、記録命令付差押状又は搜索状には、被告人の氏名、罪名、差し押さるべき物、記録させ若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ若しくは印刷させるべき記録又は搜索すべき場所、身体若しくは物、有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができる旨並びに発付の年月日その他の裁判所の規則で定める事項を記載し、裁判長が、これに記名押印しなければならない。

第一百七条 差押状、記録命令付差押状又は搜索状には、被告人の氏名、罪名、差し押さるべき物、記録させ若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ若しくは印刷させるべき記録又は搜索すべき場所、身体若しくは物、有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができる旨並びに発付の年月日その他の裁判所の規則で定める事項を記載し、裁判長が、これに記名押印しなければならない。

第一百十八条 差押状、記録命令付差押状又は搜索状には、被告人の氏名、罪名、差し押さるべき物、記録させ若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ若しくは印刷させるべき記録又は搜索すべき場所、身体若しくは物、有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができる旨並びに発付の年月日その他の裁判所の規則で定める事項を記載し、裁判長が、これに記名押印しなければならない。

第一百十九条 差押状、記録命令付差押状又は搜索状には、被告人の氏名、罪名、差し押さるべき物、記録させ若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ若しくは印刷させるべき記録又は搜索すべき場所、身体若しくは物、有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができる旨並びに発付の年月日その他の裁判所の規則で定める事項を記載し、裁判長が、これに記名押印しなければならない。

第一百二十条 差押状、記録命令付差押状又は搜索状には、被告人の氏名、罪名、差し押さるべき物、記録させ若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ若しくは印刷させるべき記録又は搜索すべき場所、身体若しくは物、有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができる旨並びに発付の年月日その他の裁判所の規則で定める事項を記載し、裁判長が、これに記名押印しなければならない。

第一百二十二条 差押状、記録命令付差押状又は搜索状には、被告人の氏名、罪名、差し押さるべき物、記録させ若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ若しくは印刷させるべき記録又は搜索すべき場所、身体若しくは物、有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができる旨並びに発付の年月日その他の裁判所の規則で定める事項を記載し、裁判長が、これに記名押印しなければならない。

第一百二十三条 差押状、記録命令付差押状又は搜索状には、被告人の氏名、罪名、差し押さるべき物、記録させ若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ若しくは印刷させるべき記録又は搜索すべき場所、身体若しくは物、有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができる旨並びに発付の年月日その他の裁判所の規則で定める事項を記載し、裁判長が、これに記名押印しなければならない。

第一百二十四条 差押状、記録命令付差押状又は搜索状には、被告人の氏名、罪名、差し押さるべき物、記録させ若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ若しくは印刷させるべき記録又は搜索すべき場所、身体若しくは物、有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができる旨並びに発付の年月日その他の裁判所の規則で定める事項を記載し、裁判長が、これに記名押印しなければならない。

第一百二十五条 差押状、記録命令付差押状又は搜索状には、被告人の氏名、罪名、差し押さるべき物、記録させ若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ若しくは印刷させるべき記録又は搜索すべき場所、身体若しくは物、有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができる旨並びに発付の年月日その他の裁判所の規則で定める事項を記載し、裁判長が、これに記名押印しなければならない。

第一百二十六条 差押状、記録命令付差押状又は搜索状には、被告人の氏名、罪名、差し押さるべき物、記録させ若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ若しくは印刷させるべき記録又は搜索すべき場所、身体若しくは物、有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができる旨並びに発付の年月日その他の裁判所の規則で定める事項を記載し、裁判長が、これに記名押印しなければならない。

第一百二十七条 差押状、記録命令付差押状又は搜索状には、被告人の氏名、罪名、差し押さるべき物、記録させ若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ若しくは印刷させるべき記録又は搜索すべき場所、身体若しくは物、有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができる旨並びに発付の年月日その他の裁判所の規則で定める事項を記載し、裁判長が、これに記名押印しなければならない。

第一百二十八条 差押状、記録命令付差押状又は搜索状には、被告人の氏名、罪名、差し押さるべき物、記録させ若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ若しくは印刷させるべき記録又は搜索すべき場所、身体若しくは物、有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができる旨並びに発付の年月日その他の裁判所の規則で定める事項を記載し、裁判長が、これに記名押印しなければならない。

第一百二十九条 差押状、記録命令付差押状又は搜索状には、被告人の氏名、罪名、差し押さるべき物、記録させ若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ若しくは印刷させるべき記録又は搜索すべき場所、身体若しくは物、有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができる旨並びに発付の年月日その他の裁判所の規則で定める事項を記載し、裁判長が、これに記名押印しなければならない。

第一百三十条 差押状、記録命令付差押状又は搜索状には、被告人の氏名、罪名、差し押さるべき物、記録させ若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ若しくは印刷させるべき記録又は搜索すべき場所、身体若しくは物、有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができる旨並びに発付の年月日その他の裁判所の規則で定める事項を記載し、裁判長が、これに記名押印しなければならない。

でその場所に出入りすることを禁止することができる。

前項の禁止に従わない者は、これを退去させ、又は執行が終わるまでこれに看守者を付すことができる。

第一百十三条 檢察官、被告人又は弁護人は、差押状、記録命令付差押状又は捜索状の執行に立ち会うことができる。ただし、身体の拘束を受けている被告人は、この限りでない。

差押状、記録命令付差押状又は捜索状の執行をする者は、あらかじめ、執行の日時及び場所を前項の規定により立ち会うことができる者に通知しなければならない。ただし、これらの者があらかじめ裁判所に立ち会わぬ意思を明示した場合及び急速を要する場合は、この限りでない。

第一百十四条 裁判所は、差押状又は捜索状の執行について裁判所は、差押状又は捜索状の執行に立ち会わせることができる。

第一百十五条 公務所内で差押状、記録命令付差押状又は捜索状の執行を行なうべき者は、被告人をこれに立ち会わせることがあるときは、被告人をこれに立ち会わせることができる。

裁判所は、差押状又は捜索状の執行について裁判所は、差押状又は捜索状の執行に立ち会わせなければならない。

第一百十六条 前項の規定による場合を除いて、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内で差押状、記録命令付差押状又は捜索状の執行をするときは、住居主若しくは看守者又はこれらの者に代わるべき者をこれに立ち会わせなければならない。これららの者を立ち会わせなければならない。これらの者を立ち会わせることができないときは、隣人又は地方公共団体の職員を立ち会わせなければならない。

第一百十七条 女子の身体について捜索状の執行を立てるべき者は、成年の女子をこれに立ち会わせなければならない。但し、急速を要する場合は、この限りでない。

第一百十八条 日出前、日没後には、令状に夜間でも執行することができる旨の記載がなければ、差押状、記録命令付差押状又は捜索状の執行のため、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入ることはできない。

第一百十九条 次に掲げる場所で差押状、記録命令付差押状又は捜索状の執行をするについては、その処分を継続することができる。

第一百二十条 前条第一項に規定する制限によることを要しない。

一 賭博、富くじ又は風俗を害する行為に常用されるものと認められる場所

二 旅館、飲食店その他夜間でも公衆が出入りすることができる場所。ただし、公開した時間内に限る。

第一百八十二条 差押状、記録命令付差押状又は捜索状の執行を中止する場合において必要があるときは、執行が終まるまでその場所を閉鎖し、又は看守者を置くことができる。

第一百八十三条 捜索をした場合において証拠物又は没収すべきものがないときは、捜索を受けた者の請求により、その旨の証明書を交付しなければならない。

第一百八十四条 押収をした場合には、その目録を作り、所有者、所持者若しくは保管者（第一百十条の二の規定による処分を受けた者を含む。）又はこれらの者に代わるべき者に、これを交付しなければならない。

第一百八十五条 運搬又は保管に不便な押収物については、看守者を置き、又は所有者その他の者に、その承諾を得て、これを保管させることができ。

第一百八十六条 前二項の処分は、裁判所が特別の指示をした場合を除いては、差押状の執行をした者も、これを受けることができる。

第一百八十七条 危険を生ずる虞がある押収物は、これを廃棄することができる。

第一百八十八条 前二項の処分は、裁判所が特別の指示をした場合を除いては、差押状の執行をした者も、これを受けることができる。

第一百八十九条 没収することができる押収物で滅失若しくは破損の虞があるもの又は保管に不便なものについては、これを売却してその代価を保管することができる。

第一百九十条 押収物で留置の必要がないものは、被告事件の終結を待たないで、決定でこれを還付しなければならない。

第一百九十二条 押収物は、所有者、所持者、保管者又は差出人の請求により、決定で仮にこれを還付することができる。

第一百九十三条 押収物が第百十条の二の規定により電磁的記録を移転し、又は移転させた上差し押された記録媒体で留置の必要がないものである場合において、差押えを受けた者と当該記録媒体の所有者、所持者又は保管者とが異なるときは、被告事件の終結を待たないで、決定で、当該差押えを受けた者に対し、当該記録媒体を交付し、又は当該電磁的記録の複写を許さなければならぬ。

第一百九十四条 前三項の決定をするについては、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聽かなければならぬ。

第一百二十四条 押収した贓物で留置の必要がないものは、被害者に還付すべき理由が明らかなどに限り、被害事件の終結を待たないで、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聞き、決定でこれを被害者に還付しなければならない。

前項の規定は、民事訴訟の手続に従い、利害関係人がその権利を主張することを妨げない。

第一百二十五条 押収又は捜索は、合議体の構成員にこれをさせ、又はこれをすべき地の地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官にこれを嘱託することができる。

第一百二十六条 受託裁判官は、受託の権限を有する他の地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官に転属することができる。

第一百二十七条 受託裁判官は、受託事項について権限を有しないときは、受託の権限を有する他の地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官に嘱託を移送することができる。

第一百二十八条 受命裁判官又は受託裁判官がする押収又は捜索については、裁判所がする押収又は捜索に関する規定を準用する。但し、第一百条第三項の通じては、裁判所がこれをしなければならない。

第一百二十九条 檢察事務官又は司法警察職員は、勾引状又は勾留状を執行する場合において必要があるときは、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入り、被告人の捜索をすることができる。この場合には、捜索状があるときは、これを必要としない。

第一百三十条 第百十一条、第二百十二条、第二百四条及び第二百十八条の規定は、前条の規定により検察事務官又は司法警察職員がする捜索についてこれを準用する。但し、急速を要する場合は、第二百四条第二項の規定によることを要しない。

第一百三十二条 第百三十二条の規定により召喚を受け正當な理由がなく出頭しない者は、十万円以下の罰金又は拘留に処する。

第一百三十三条 前条の規定により召喚を受けた者が正當な理由がなく出頭しないときは、決定で、十万円以下の過料に処し、かつ、出頭しないために生じた費用の賠償を命ずることができ

第一百三十四条 前項の決定に對しては、即時抗告をすることができる。

第一百三十五条 前項の罪を犯した者には、情状により、罰金及び拘留を併科することができる。

第一百三十六条 第六十二条、第六十三条及び第六十五条の規定は、第六三十二条及び前条の規定による召喚について、第六十二条、第六十四条、第六十六条、第六十七条规定は、第七十条、第七十一条及び第七十三条第一項の規定は、前条の規定による勾引についてこれを準用する。

第一百三十七条 被告人又は被告人以外の者が正当な理由がなく身体の検査を拒んだときは、決定で、十万円以下の過料に処し、かつ、その拒絶により生じた費用の賠償を命ずることができる。

前項の規定によることとする。

第一百三十八条 正當な理由がなく身体の検査を拒んだ者は、十万円以下の罰金又は拘留に処する。

日没前検証に着手したときは、日没後でもその処分を継続することができる。

第一百七条に規定する場所については、第一項に規定する制限によることを要しない。

第一百三十九条 身体の検査については、これを受ける者の性別、健康状態その他の事情を考慮した上、特にその方法に注意し、その者の名譽を害しないように注意しなければならない。

第一百四十条 女子の身体を検査する場合には、医師又は成年女子をこれに立ち会わせなければならない。

第一百四十一条 裁判所は、身体の検査のため、被告人以外の者を裁判所又は指定の場所に召喚することができる。

第一百四十二条 前条の規定により召喚を受けた者が正當な理由がなく出頭しないときは、決定で、十万円以下の過料に処し、かつ、出頭しないために生じた費用の賠償を命ずることができ

第一百四十三条 前項の決定に對しては、即時抗告をすることができる。

第一百四十四条 前項の罪を犯した者には、情状により、罰金及び拘留を併科することができる。

第一百四十五条 前項の規定により召喚を受け正當な理由がなく出頭しない者は、十万円以下の罰金又は拘留に処する。

第一百四十六条 第六十二条、第六十三条及び第六十五条の規定は、第六三十二条及び前条の規定による召喚について、第六十二条、第六十四条、第六十六条、第六十七条规定は、第七十条、第七十一条及び第七十三条第一項の規定は、前条の規定による勾引についてこれを準用する。

第一百四十七条 被告人又は被告人以外の者が正当な理由がなく身体の検査を拒んだときは、決定で、十万円以下の過料に処し、かつ、その拒絶により生じた費用の賠償を命ずることができる。

第一百四十八条 正當な理由がなく身体の検査を拒んだ者は、十万円以下の罰金又は拘留に処する。

前項の規定によることとする。

第一百四十九条 前項の罪を犯した者には、情状により、罰金及び拘留を併科することができる。

第一百三十九条 裁判所は、身体の検査を拒む者を過料に処し、又はこれに刑を科しても、その効果がないと認めるときは、そのまま、身体の検査を行うことができる。

第一百四十一条 裁判所は、**第一百三十七条**の規定により過料を科し、又は前条の規定により身体の検査をするにあたつては、あらかじめ、検察官の意見を聴き、且つ、身体の検査を受ける者の異議の理由を知るため適当な努力をしなければならない。

第一百四十二条 検証をするについて必要があるときは、司法警察職員に補助をさせることができる。

第一百四十三条 第百二十九条の二から第百四十三条まで、**第一百八十八条**及び**第二百五十五条**の規定は、検証についてこれを準用する。

第一百四十四条 裁判所は、裁判所の規則で定めた百四十三条の二、裁判所は、裁判所の規則で定めた相当の猶予期間を置いて、証人を召喚することができる。

第一百四十五条 公務員又は公務員であつた者が知り得た事実について、本人又は当該公務所から職務上の秘密に関するものであることを申し立てたときは、当該監督官庁の承諾がなければ証人としてこれを尋問することはできない。但し、当該監督官庁は、国の重大な利益を害する場合を除いては、承諾を拒むことができない。

第一百四十六条 在つた者衆議院若しくは参議院の議員又はその職に在つた者は、内閣総理大臣その他の国務大臣又は内閣は、国の重大な利益を害する場合を除いては、承諾を拒むことができない。

第一百四十七条 何人も、左に掲げる者が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受ける虞のある証言を拒むことができる。

第一百四十八条 裁判所は、身体の検査を拒む者を親等内の姻族又は自己とこれらの親族関係があつた者を後見人、後見監督人又は保佐人とす。

第一百四十九条 共犯又は共同被告人の一人又は数人に対し前条の関係がある者でも、他の共犯又は共同被告人のみに関する事項については、証言を拒むことはできない。

第一百五十条 医師、歯科医師、助産師、看護士、弁護士（外国法事務弁護士を含む。）、弁理士、公証人、宗教の職に在る者又はこれらの職に在つた者は、業務上委託を受けたため知り得た事実で他人の秘密に関するものについては、証言を拒むことができる。但し、本人が承諾した場合、証言の拒絶が被告人のためのみにする権利の濫用と認められる場合（被告人が本人である場合を除く。）その他裁判所の規則で定める事由がある場合は、この限りでない。

第一百五十二条 召喚を受けた証人が正当な理由なく出頭しないときは、決定で、十万円以下の過料に処し、かつ、出頭しないために生じた費用の賠償を命ずることができる。

前項の決定に対しても、即時抗告をすることができる。

第一百五十三条 第六十二条、第六十三条及び第六十五条の規定は、証人の召喚について、第六十二条、第六十四条、第六十六条、第六十七条、第七十条、第七十一条及び第七十三条第一項の規定は、証人の勾引についてこれを準用する。

第一百五十四条 証人には、この法律に特別の定ある場合を除いて、宣誓をさせなければならぬ。

第一百五十五条 宣誓の趣旨を理解することができない者は、宣誓をさせないで、これを尋問しなければならない。

第一百五十六条 何人も、自己が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受ける虞のある証言を拒むことができる。

第一百五十七条 何人も、左に掲げる者が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受ける虞のある証言を拒むことができる。

一 自己の配偶者、三親等内の血族若しくは二親等内の姻族又は自己とこれらの親族関係があつた者

二 自己の後見人、後見監督人又は保佐人とす。

三 自己を後見人、後見監督人又は保佐人とす。

前項に掲げる者が宣誓をしたときでも、その供述は、証言としての効力を妨げられない。

第一百五十六条 証人には、その実験した事実により推測した事項を供述させることができる。

第一百五十七条 検察官、被告人又は弁護人は、証人の尋問に立ち会うことができる。

前項の供述は、鑑定に属するものでも、証言としての効力を妨げられない。

第一百五十八条 検察官は、証人が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれのある事項についてこれを通知しなければならない。但し、これらの者があらかじめ裁判所に立ち会わないと明示したときは、この限りでない。

第一百五十九条 第一項に規定する者は、証人の尋問に立ち会うことができる者にこれを通知しなければならない。但し、これらが立会いの権限を有する場合は、この限りでない。

第一百六十条 検察官は、証人が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれのある事項についての尋問を予定している場合であつて、当該事項についての証言の重要性、関係する犯罪の輕重及び情状その他の事情を考慮し、必要と認めるときは、あらかじめ、裁判所に対し、当該証人尋問を次に掲げる条件により行うことを請求することができる。

一 尋問に応じてした供述及びこれに基づいて得られた証拠は、証人が当該証人尋問においてした行為が第六十一条又は刑法第六十九条の罪に当たる場合に当該行為に係るこれらの罪に係る事件において用いるときを除き、証人の刑事事件において、これらを証人尋問に付けては、不利益な証拠とすることができないこと。

二 第百四十六条の規定にかかるらず、自己が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれのある証言を拒むことができないこと。

裁判所は、前項の請求を受けたときは、その証人に尋問すべき事項に証人が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれのある事項が含まれないと明らかに認められる場合を除き、当該証人尋問を同項各号に掲げる条件により行う旨の決定をするものとする。

第一百五十七条の五 裁判所は、証人を尋問する場合において、犯罪の性質、証人の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、証人が被告人の面前（次条第一項及び第二項に規定する方法による場合を含む。）において供述されるおそれがあると認めるときは、証人の供述を妨げ、又はその供述の内容に不当な影響を与えるよう言動をしてはならない。

第一百五十七条の四 裁判所は、証人を尋問する場合において、犯罪の性質、証人の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、証人が被告人の面前（次条第一項及び第二項に規定する方法による場合を含む。）において供述されるときは、圧迫を受け精神の平穀を著しく害されれるおそれがあると認める場合であつて、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人が被告訴人の尋問若しくは証人の供述を妨げ、又はその供述の内容に不当な影響を与えるよう言動をしてはならない。

第一百五十七条の三 裁判所は、証人を尋問する場合において、犯罪の性質、証人の年齢、心身の状態、名譽に対する影響その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、傍聴人とその証人との間で、相互に相手の状態を認識することができないようにするための措置について、弁護人が出頭している場合に限り、採ることができる。

裁判所は、証人を尋問する場合において、犯罪の軽重及び情状その他の事情を考慮し、必要と認めるときは、裁判所に対し、それ以後の当該証人尋問を前条第一項各号に掲げる条件により行うことを請求することができる。

第一百五十七条の六 裁判所は、次に掲げる者を証人として尋問する場合において、相当と認める

ときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、裁判官及び訴訟関係人が証人を尋問するために在席する場所以外の場所であつて、同一構内（これらの者が在席する場所と同一の構内）の証人在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をできる方法によつて、尋問することができる。次項において同じ。）にあるものにその証人在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をできる方法によつて、尋問することができる。

一 刑法第百七十六条规定、第一百七十七条、第一百七十九条、第一百八十二条若しくは第一百八十三条の罪、同法第二百二十五条若しくは第二百二十六条の二第三項の罪（わいせつ又は結婚の目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、同法第二百二十七条第一項（同法第二百二十五条又は第二百二十六条の二第三項の罪を犯した者を帮助する目的に係る部分に限る。）若しくは第三項（わいせつの目的に係る部分に限る。）の罪若しくは同法第二百四十二条第一項若しくは第三項の罪又はこれらの罪の未遂罪の被害者

二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六十条第一項の罪若しくは同法第三十四条第一項第九号に係る同法第六十条第二項の罪、児童賣春、児童ボルノに係る行為等の規制及び处罚並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の处罚及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪の被害者

三 前二号に掲げる者のほか、犯罪の性質、証人の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、裁判官及び訴訟関係人が証人を尋問するためには在席する場所において供述するときは圧迫を受け精神の平穏を著しく害されるおそれがあると認められる者裁判所は、証人を尋問する場合において、次に掲げる場合であつて、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、同一構内以外にある場所であつて裁判所の規則で定めるものに証人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、尋問することができる。

一 犯罪の性質、証人の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、証人が同

一構内に頭出するときは精神の平穏を著しく害されるおそれがあると認めるとき。
二 同一構内への出頭に伴う移動に際し、証人の身体若しくは財産に害を加え又は証人を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認めるとき。
三 同一構内への出頭後、移動に際し尾行その他の方針で証人の住居、勤務先その他その通常所在する場所が特定されることにより、証人若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認めるとき。
四 証人が遠隔地に居住し、その年齢、職業、健康状態その他の事情により、同一構内に出頭することが著しく困難であると認めるとき。
前二項に規定する方法により証人尋問を行う場合（前項第四号の規定による場合を除く。）において、裁判所は、その証人が後の刑事手続において同一の事実につき再び証人として供述を求められることがあると思料する場合であつて、証人の同意があるときは、検察官及び被告人は弁護人の意見を聴き、その証人の尋問及び供述並びにその状況を記録媒体（映像及び音声を同時に記録することができるものに限る。）に記録することができる。
前項の規定により証人の尋問及び供述並びにその状況を記録した記録媒体は、訴訟記録に添付して調書の一部とするものとする。
第一百五十八条 裁判所は、証人の重要性、年齢、職業、健康状態その他の事情と事案の輕重とを考慮した上、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、必要と認めるときは、裁判所外にこれを召喚し、又はその現在場所でこれを尋問することができる。
前項の場合には、裁判所は、あらかじめ、検察官、被告人及び弁護人に、尋問事項を知る機会を与えるなければならない。
検察官、被告人又は弁護人は、前項の尋問事項に附加して、必要な事項の尋問を請求することができるとき。
第一百五十九条 裁判所は、検察官、被告人又は弁護人が前条の証人尋問に立ち会わなかつたときは、立ち会わなかつた者に、証人の供述の内容を知る機会を与えるなければならない。
前項の証人の供述が被告人に予期しなかつた著しい不利益なものである場合には、被告人又は弁護人が前条の証人尋問に立ち会わなかつたときは、立ち会わなかつた者に、証人の供述の内容を知る機会を与えるなければならない。

は弁護人は、更に必要な事項の尋問を請求することができる。

裁判所は、前項の請求を理由がないものと認めるときは、これを却下することができる。

第一百六十条 証人が正当な理由がなく宣誓又は証言を拒んだときは、決定で、十万円以下の過料に処し、かつ、その拒絶により生じた費用の賠償を命ずることができる。

前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第一百六十二条 裁判所は、必要があるときは、決定で指定の場所に証人の同行を命ずることができる。証人が正当な理由がなく同行に応じないときは、これを勾引することができる。

第一百六十三条 裁判所外で証人を尋問すべきときは、合議体の構成員にこれをさせ、又は証人の現在地の地方裁判所、家庭裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを嘱託することができ、裁判所の裁判官にこれを嘱託することができる。

受託裁判官は、受託の権限を有する他の地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官に転属することができる。

受託裁判官は、受託事項について権限を有しないときは、受託の権限を有する他の地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官に嘱託を移送することができる。

受命裁判官又は受託裁判官は、証人の尋問に關し、裁判所又は裁判長に屬する处分をすることができる。但し、第百五十条及び第百六十条の決定は、裁判所もこれをすることができる。

第一百六十四条 証人は、旅費、日当及び宿泊料を請求することができる。但し、正当な理由がないときは、その支給を受けた費用を返納しなければならない。

証人は、あらかじめ旅費、日当又は宿泊料の支給を受けた場合において、正当な理由がなく、出頭せざり又は宣誓若しくは証言を拒んだときは、その支給を受けた費用を返納しなければならない。

第一百六十六条规定 被告人の心神又は身体に関する鑑定をさせるについて必要があるときは、裁判所は、期間を定め、病院その他の相当な場所に被告人を留置することができる。
前項の留置は、鑑定留置状を発してこれをしないなければならない。

第一項の留置につき必要があるときは、裁判所は、被告人を収容すべき病院その他の場所の管理者の申出により、又は職権で、司法警察職員に被告人の看守を命ぜることができる。

裁判所は、必要があるときは、留置の期間を延長し又は短縮することができる。

勾留に関する規定は、この法律に特別の定のある場合を除いては、第一項の留置についてこれらを準用する。但し、保釈に関する規定は、この限りでない。

第一項の留置は、未決勾留日数の算入については、これを勾留とみなす。

第一百六十七条の二 勾留中の被告人に対し鑑定留置状が執行されたときは、被告人が留置されている間、勾留は、その執行を停止されたものとする。

前項の場合において、前条第一項の処分が取り消され又は留置の期間が満了したときは、第九十八条の規定を準用する。

第一百六十八条 鑑定人は、鑑定について必要がある場合には、裁判所の許可を受けて、人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入り、身体を検査し、死体を解剖し、墳墓を発掘し、又は物を破壊することができる。

裁判所は、前項の許可をするには、被告人の氏名、罪名及び立ち入るべき場所、検査すべき身体、解剖すべき死体、発掘すべき墳墓又は破壊すべき物並びに鑑定人の氏名その他裁判所の規則で定める事項を記載した許可状を発して、これをしなければならない。

裁判所は、身体の検査に關し、適當と認める条件を附することができる。

鑑定人は、第一項の処分を受ける者に許可状を示さなければならぬ。

前三項の規定は、鑑定人が公判庭である第一項の处分については、これを適用しない。

第一百三十一条、第二百三十七条、第二百三十八条及び第二百四十条の規定は、鑑定人の第一項の規

定によつてする身体の検査についてこれを準用する。

第一百六十九条 裁判所は、合議体の構成員に鑑定について必要な処分をさせることができる。但し、第一百六十七条第一項に規定する処分については、この限りでない。

第一百七十条 檢察官及び弁護人は、鑑定に立ち会うことができる。この場合には、第一百五十七条第二項の規定を準用する。

第一百七十二条 身体の検査を受ける者が、鑑定人の第一百六十八条第一項の規定によってする身体の検査を拒んだ場合には、鑑定人は、裁判官にその者の身体の検査を請求することができる。

第一百七十三条 鑑定人は、旅費、日当及び宿泊料の外、鑑定料を請求し、及び鑑定に必要な費用の支払又は償還を受けることができる。

第一百七十四条 特別の知識によつて知り得た過去の事実に関する尋問については、この章の規定によらないで、前章の規定を適用する。

第一百七十五条 通訳及び翻訳

國語に通じない者に陳述をさせる場合には、通訳人に通訳をさせなければならない。

第一百七十六条 耳の聞えない者又は口のきけない者に陳述をさせる場合には、通訳人に通訳をさせることができる。

第一百七十七条 国語でない文字又は符号は、これを翻訳させることができ。前章の規定は、通訳及び翻訳についてこれを準用する。

第一百七十八条 証拠保全

被告人、被疑者又は弁護人は、あらかじめ証拠を保全しておかなければその証拠を使用することが困難な事情があるときは、第一次の公判期日前に限り、裁判官に押収、搜索、検証、証人の尋問又は鑑定の処分を請求することができる。

前項の請求を受けた裁判官は、その処分に関し、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

第一百八十条 檢察官及び弁護人は、裁判所において、前条第一項の処分に關する書類及び証拠物を閲覧し、且つ謄写することができる。但し、弁護人が証拠物の謄写をするについては、裁判官の許可を受けなければならない。

前項の規定にかかるわらず、第一百五十七条の六で、前項の規定による記録媒体は、謄写することができない。

第一百八十二条 被告人又は被疑者は、裁判官の許可を受け、裁判所において、第一項の書類及び証拠物を閲覧することができる。ただし、被告人又は被疑者に弁護人があるときは、この限りでない。

第一百八十三条 被告人又は被疑者は、裁判官の許可を受けたときには、被告人に納付することのできないことが明らかであるときは、この限りでない。

被告人が貧困のため訴訟費用を負担せねばならない。但し、被告人が貧困のため訴訟費用を納付することのできないことが明らかであるときは、この限りでない。

被告人の責に帰すべき事由によつて生じた費用は、刑の言渡をしない場合にも、被告人にこれを負担させることができる。

検察官のみが上訴を申し立てた場合において、上訴が棄却されたとき、又は上訴の取下げがあつたときは、上訴に関する訴訟費用は、この費用についても、被告人に負担させることのできない。

被告人の責めに帰すべき事由により生じた費用があつたときは、被告人にこれを負担させることができ。前項の規定によつては、即時抗告をすることができる。

第一百八十四条 告訴、告発又は請求があつた事件について、被疑者が提起された事件について、被疑者の責めに帰すべき事由により生じた費用があるときは、被疑者にこれを負担させることができる。

被告人が提起されなかつた場合において、被疑者の責めに帰すべき事由により生じた費用があつたときは、被疑者にこれを負担させることができ。前項の規定によつては、即時抗告をすることができる。

第一百八十五条 裁判によつて訴訟手続が終了する場合において、被告人に訴訟費用を負担させるときは、職權でその裁判をしなければならない。この裁判に対しては、本案の裁判について上訴があつたときに限り、不服を申し立てることができる。

第一百八十六条 裁判によつて訴訟手続が終了する場合において、被告人以外の者に訴訟費用を負担させるときは、職權で別にその決定をしなければならない。この決定に対しても、即時抗告をすることができる。

第一百八十七条 裁判によらないで訴訟手続が終了する場合において、訴訟費用を負担させるときは、最終に事件の係属した裁判所が、職權での決定をしなければならない。この決定に対しても、即時抗告をすることができる。

第一百八十八条 裁判によつて訴訟手続が終了する場合において、訴訟費用を負担させるとときは、該上訴に係る原裁判が確定したときは、當該上訴に係る原裁判が確定したときは、これによつて無罪の判決が確定した場合を除き、国は、当該事件の被告人又は被告人であつた者に補償をする。ただし、被告人又は被告人であつた者の責めに帰すべき事由によつて生じた費用については、補償をしないことができる。

第一百八十九条 前項の補償は、被告人又は被告人であつた者の請求により、当該上訴裁判所であつた最高裁判所又は高等裁判所が、決定をもつてこれを行ふ。

前項の請求は、当該上訴に係る原裁判が確定した後二箇月以内にこれをしなければならない。

第一百九十条 裁判によつて訴訟手続が終了する場合において、訴訟費用を負担させるとときは、該上訴に係る原裁判が確定したときは、當該上訴に係る原裁判が確定したときは、これによつて無罪の判決が確定した場合を除き、国は、当該事件の被告人又は被告人であつた者に補償をする。ただし、被告人又は被告人であつた者の責めに帰すべき事由によつて生じた費用については、補償をしないことができる。

第一百九十二条 第百八十八条の四

檢察官のみが上訴をした場合において、上訴が棄却され又は取り下げられて、上訴に係る原裁判が確定したときは、これによつて無罪の判決が確定した場合を除き、國は、当該事件の被告人又は被告人であつた者に補償をする。ただし、被告人又は被告人であつた者の責めに帰すべき事由によつて生じた費用については、補償をしないことができる。

第一百九十三条 第百八十八条の五

前項の補償は、被告人又は被告人であつた者の責めに帰すべき事由によつて生じた費用については、補償をする。ただし、被告人又は被告人であつた者の責めに帰すべき事由によつて生じた費用については、補償をする。この場合には、即時抗告に対する規定をも準用する。

第一百九十四条 第百八十八条の六

第百八十八条の二第一項又は第百八十八条の四の規定により補償される費用の範囲は、被告人若しくは被告人であつた者又はそれらの者の弁護人であつた者が公判準備及び公判期日に出頭するに要した旅費、日当及び宿泊料並びに弁護人であつた者に対する報酬に限るものとし、その額に関しては、刑事訴訟費用に関する法律の規定中、被告人又は被告人であつた者について証人、弁護人であつた者に對しては、第四百二十八条第二項の異議の申立てをすることができる。この場合には、即時抗告に対する規定をも準用する。

第一百九十五条 第百八十八条の七

檢察官が、これを算定する。

第一百九十六条 費用の補償

第一百九十七条 第百八十八条の二 無罪の判決が確定したときは、國は、当該事件の被告人であつた者に対する裁判に要した費用の補償をする。ただし、その裁判に要した費用についても、その額に関しては、被告人が公判準備及び公判期日に出頭するに要した旅費、日当及び宿泊料並びに弁護人であつた者に対する報酬に限るものとし、その額に関しては、刑事訴訟費用に関する法律の規定中、被告人又は被告人であつた者について証人、弁護人であつた者に對しては、第四百二十八条第二項の異議の申立てをすることができる。この場合には、即時抗告に対する規定をも準用する。

第一百九十八条 第百八十八条の三

前項第一項の規定による補償の請求がされた場合には、第百八十八条の四の規定により補償される費用については、前項の補償の全部又は一部をしないことができる。

第一百九十九条 第百八十八条の四

前項第一項の規定による補償の請求がされた場合には、第百八十八条の四の規定により補償される費用については、前項の補償の全部又は一部をしないことができる。

第二編 第一章 捜査

第一百九十条 警察官は、それぞれ、他の法律又は國家公安委員会若しくは都道府県公安委員会

の定めるところにより、司法警察職員として職務を行う。

司法警察職員は、犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査するものとする。司法警察職員として職務を行うべき者及びその職務の範囲は、別に法律でこれを定める。

第一百九十条 森林、鉄道その他特別の事項について司法警察職員を捜査するものと定める。

第一百九十一条 檢察官は、必要と認めるときは、自ら犯罪を捜査することができる。

第一百九十二条 檢察官は、検察官の指揮を受け、捜査をしなければならない。

第一百九十三条 檢察官と都道府県公安委員会及び司法警察職員に対し、その捜査に関し、必要な一般的指示をすることができる。

第一百九十四条 檢察官は、検査を行ふために必要な一般的指揮をすることができる。

第一百九十五条 檢察官は、自ら犯罪を捜査する場合において行うものとする。

検察官は、その管轄区域により、司法警察職員に対し、捜査の協力を求めるため必要な一般的指揮をすることができる。

第一百九十六条 檢察官は、検査を適正にし、その他公訴の遂行を全うするために必要な事項に関する一般的な準則を定めることによつて行うものとする。

検察官は、その管轄区域により、司法警察職員に対し、捜査の協力を求めるため必要な一般的指揮をすることができる。

第一百九十七条 檢察官は、検査を適正にし、その他の公訴の遂行を全うするために必要な事項に関する一般的な準則を定めることによつて行うものとする。

第一百九十八条 檢察官は、検査を適正にし、その他の公訴の遂行を全うするために必要な事項に関する一般的な準則を定めることによつて行うものとする。

第一百九十九条 檢察官は、検査を適正にし、その他の公訴の遂行を全うするために必要な事項に関する一般的な準則を定めることによつて行うものとする。

第二百条 檢察官は、検査を適正にし、その他の公訴の遂行を全うするために必要な事項に関する一般的な準則を定めることによつて行うものとする。

第二百一条 檢察官は、検査を適正にし、その他の公訴の遂行を全うするために必要な事項に関する一般的な準則を定めることによつて行うものとする。

第二百二条 檢察官は、検査を適正にし、その他の公訴の遂行を全うするために必要な事項に関する一般的な準則を定めることによつて行うものとする。

第二百三条 檢察官は、検査を適正にし、その他の公訴の遂行を全うするために必要な事項に関する一般的な準則を定めることによつて行うものとする。

第二百四条 檢察官は、検査を適正にし、その他の公訴の遂行を全うするために必要な事項に関する一般的な準則を定めることによつて行うものとする。

る者は、被疑者その他の者の名前を害しないよう注意し、且つ、捜査の妨げとならないようにならなければならぬ。検察官は、検査の報告を求めることが強制の処分は、この法律に特別の定めのある場合でなければ、これをすることはできない。

検察官、検察事務官又は司法警察員は、差押え又は記録命令付差押えをするため必要があるときは、電気通信を行うための設備を他人の通信の用に供する事業を営む者又は自己の業務のために不特定若しくは多数の者の通信を媒介することができる電気通信を行うための設備を設置している者に対し、その業務上記録している電気通信の送信元、送信先、通信日時その他の通信履歴の電磁的記録のうち必要なものを特定し、三十日を超えない期間を定めて、これを消去しないよう、書面で求めることができる。この場合において、当該電磁的記録について差押え又は記録命令付差押えをする必要がないと認められるに至つたときは、当該求めを取り消さなければならない。

前項の規定により消去しないよう求める期間については、特に必要があるときは、三十日を超えない範囲内で延長することができる。ただし、消去しないよう求める期間は、通じて六十日を超えることができない。

第二項又は第三項の規定による求めを行う場合において、必要があるときは、みだりにこれらに關する事項を漏らさないよう求めることができない。

裁判官は、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があるときは、裁判官のあらかじめ発する逮捕状により、これを逮捕することができる。ただし、三十万円（刑法、暴力行為等处罚に関する法律及び経済関係罰則の整備に関する法律の罪以外の罪については、当分の間二万円）以下の罰金、拘留又は科料に当たる罪については、被疑者が定まつた住居を有しない場合又は正当な理由がなく前条の規定による出頭の求めに応じない場合に限る。

裁判官は、被疑者が罪を犯したことなどを疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、検察官又は司法警察員（警察官たる司法警察員については、国家公安委員会又は都道府県公安委員会が指定する警部以上の者に限る。次項及び第二百一一条の二第一項において同じ。）の請求により、前項の逮捕状を発する。ただし、明らかに逮捕の必要がないと認めるときは、この限りでない。

検察官又は司法警察員は、第一項の逮捕状を請求する場合において、同一の犯罪事實についてその被疑者に対する前に逮捕状の請求又はその發付があつたときは、その旨を裁判所に通知しなければならない。

第二百条 逮捕状には、被疑者の氏名及び住所、罪名、被疑事實の要旨、引致すべき官公署その他の場所、有効期間及びその期間経過後は逮捕をすることができず令状はこれを返還しなければならない旨並びに發付の年月日その他の裁判所の規則で定める事項を記載し、裁判官が、これに記名押印しなければならない。

第六十四条第二項及び第三項の規定は、逮捕状についてこれを準用する。

第二百一条 逮捕状により被疑者を逮捕するには、逮捕状を被疑者に示さなければならぬ。

第七十三条第三項の規定は、逮捕状により被疑者を逮捕する場合にこれを準用する。

（1）被害者等（被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。）の名前又は社会生活の平穀が著しく害されるおそれ

（2）（1）に掲げるもののほか、被害者若くはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させるおそれ

第二百七条の三 裁判官は、前条第一項の規定による措置をとつた場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、被疑者又は弁護人の請求により、当該措置に係る個人特定事項の全部又は一部を被疑者に通知する旨の裁判をしなければならない。

イ 又はロに掲げる個人特定事項の区分に応じ、当該イ又はロに定める場合であるとき。
イ 被害者の個人特定事項 当該措置に係る事件に係る罪が第二百一条の二第一項第一号イ及びロに規定するものに該当せず、かつ、当該措置に係る事件が同号ハに掲げるものに該当しないとき。

ロ 被害者以外の者の個人特定事項 当該措置に係る者が第二百一条の二第一項第二号に掲げる者に該当しないとき。

二 当該措置により被疑者の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるとき。
裁判官は、前項の請求について裁判をするときは、検察官の意見を聽かなければならない。裁判官は、第一項の裁判(前条第二項の規定による措置に係る個人特定事項の一部を被疑者に通知する旨のものに限る)をしたときは、速やかに、被疑者に対し、被疑者に示すものとして、当該個人特定事項(当該裁判により通知することとされたものを除く)を明らかにし、方法により被疑事実の要旨を記載した勾留状の抄本その他の勾留状に代わるものを受け付けるものとする。

第七十条第一項本文及び第二項の規定は、第一項の裁判の執行について準用する。
第一項の裁判を執行するには、前条第二項の規定による措置に係る個人特定事項の全部について当該裁判があつた場合には勾留状を求める手続をなめた場合にあつては第三項の勾留状に代わるものと、被疑者に示さなければならぬ。

第二百八条 第二百七条の規定により被疑者を勾留した事件につき、勾留の請求をした日から十日以内に公訴を提起しないときは、検察官は、直ちに被疑者を釈放しなければならない。
裁判官は、やむを得ない事由があると認めるときは、検察官の請求により、前項の期間を延長することができる。この期間の延長は、通じて十日を超えることができない。

第二百八条の二 裁判官は、刑法第二編第二章乃至第四章又は第八章の罪にあたる事件について

は、検察官の請求により、前条第二項の規定により延長された期間を更に延長することができ

る。この期間の延長は、通じて五日を超えることができる。

第二百八条の三 期間を指定されて勾留の執行停止をされた被疑者が、正当な理由がなく、当該期間を超えて当該住居に帰着しないときは、二年以下の拘禁刑に処する。

第二百八条の四 裁判所の許可を受けないで指定された期間を超えて制限された住居を離れてはならない旨の条件を付されて勾留の執行停止をされた被疑者が、当該条件に係る住居を離れ、当該許可を受けないで、正当な理由がなく、当該期間を超えて当該住居に帰着しないときは、二年以下の拘禁刑に処する。

第二百八条の五 勾留の執行停止を取り消され、検察官から出頭を命ぜられた被疑者が、正当な理由がなく、指定された日時及び場所に出頭しないときは、二年以下の拘禁刑に処する。

第二百八条の六 現行犯人が受け取った場合には、逮捕の氏名、住居及び逮捕の事由を聴き取らなければならぬ。必要があるときは、逮捕者に同様とする。

第二百八条の七 司法巡回は、現行犯人を受け取ったときは、速やかにこれを司法警察員に引致しなければならない。

第二百八条の八 司法巡回は、犯人を受け取った場合には、逮捕者の氏名、住居及び逮捕の事由を聴き取らなければならぬ。必要があるときは、逮捕者に同様とする。

第二百八条の九 現行犯人が逮捕された場合には、逮捕の氏名、住居及び逮捕の事由を聴き取らなければならぬ。必要があるときは、逮捕者に同様とする。

第二百八条の十 現行犯人が受け取った場合には、逮捕の氏名、住居及び逮捕の事由を聴き取らなければならぬ。必要があるときは、逮捕者に同様とする。

第二百八条の十一 現行犯人が受け取った場合には、逮捕の氏名、住居及び逮捕の事由を聴き取らなければならぬ。必要があるときは、逮捕者に同様とする。

第二百八条の十二 現行犯人が受け取った場合には、逮捕の氏名、住居及び逮捕の事由を聴き取らなければならぬ。必要があるときは、逮捕者に同様とする。

第二百八条の十三 現行犯人が受け取った場合には、逮捕の氏名、住居及び逮捕の事由を聴き取らなければならぬ。必要があるときは、逮捕者に同様とする。

第二百八条の十四 現行犯人が受け取った場合には、逮捕の氏名、住居及び逮捕の事由を聴き取らなければならぬ。必要があるときは、逮捕者に同様とする。

第二百八条の十五 現行犯人が受け取った場合には、逮捕の氏名、住居及び逮捕の事由を聴き取らなければならぬ。必要があるときは、逮捕者に同様とする。

第二百八条の十六 現行犯人が受け取った場合には、逮捕の氏名、住居及び逮捕の事由を聴き取らなければならぬ。必要があるときは、逮捕者に同様とする。

第二百八条の十七 現行犯人が受け取った場合には、逮捕の氏名、住居及び逮捕の事由を聴き取らなければならぬ。必要があるときは、逮捕者に同様とする。

第二百八条の十八 現行犯人が受け取った場合には、逮捕の氏名、住居及び逮捕の事由を聴き取らなければならぬ。必要があるときは、逮捕者に同様とする。

第二百八条の十九 現行犯人が受け取った場合には、逮捕の氏名、住居及び逮捕の事由を聴き取らなければならぬ。必要があるときは、逮捕者に同様とする。

第二百八条の二十 現行犯人が受け取った場合には、逮捕の氏名、住居及び逮捕の事由を聴き取らなければならぬ。必要があるときは、逮捕者に同様とする。

一 犯人として追呼されているとき。
二 臓物又は明らかに犯罪の用に供したと思われる児器その他の物を所持しているとき。
三 身体又は被服に犯罪の顕著な証跡があるとき。

四 誰もして逃走しようとするとき。

第二百十三条 現行犯人は、何人でも、逮捕状なくしてこれを逮捕することができる。

第二百十四条 検察官、検察事務官及び司法警察職員以外の者は、現行犯人を逮捕したときは、直ちにこれを地方検察庁若しくは区検察庁の検察官又は司法警察職員に引き渡さなければならぬ。

第二百十五条 司法巡回は、現行犯人を受け取ったときは、速やかにこれを司法警察員に引致しなければならない。

第二百十六条 現行犯人が受け取った場合には、逮捕の氏名、住居及び逮捕の事由を聴き取らなければならぬ。必要があるときは、逮捕者に同様とする。

第二百十七条 三十万円(刑法、暴力行為等处罚に関する法律及び経済関係罰則の整備に関する法律の罪以外の罪については、当分の間二万八千円)以下の罰金、拘留又は料料に当たる罪の現行犯については、犯人の住居若しくは氏名が明確な場合に限り、第二百十三条から前条までの規定を適用する。

第二百十八条 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、裁判官の発する令状により、差押え、記録命令付差押え、捜索又は検証ができる。この場合に、直ちに裁判官の逮捕状を求める手続をしなければならない。逮捕状が発せられないときは、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

第二百十九条 現行犯人が逃亡するおそれがある場合には、同条の令状に、前項に規定する事項のほか、差し押さえべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体に記名押印しなければならない。

第二百二十条 職員は、第百九十九条の規定により被疑者を逮捕する場合又は現行犯人を逮捕する場合において、その電磁的記録を複写すべきものの範囲を記載しなければならない。

第二百二十一条 第六十四条第二項の規定は、前条の令状についてこれを準用する。

第二百二十二条 一人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入り被疑者の捜索をするこ

当該他の記録媒体を差し押さえることができる。

身体の拘束を受けている被疑者の指紋若しくは足型を採取し、身長若しくは体重を測定し、又は写真を撮影するには、被疑者を裸にしない限り、第一項の令状によるることを要しない。

第二百二十三条 第一項の令状は、検察官、検察事務官又は司法警察員の請求により、これを発する。

検察官、検察事務官又は司法警察員は、身体検査令状の請求をするには、身体の検査を必要とする理由及び身体の検査を受ける者の性別、健康状態その他裁判所の規則で定める事項を示さなければならない。

裁判官は、身体の検査に關し、適當と認める条件を附することができる。

第二百二十四条 前条の令状には、被疑者若しくは被告人の氏名、罪名、差し押さえるべき物、記録させ若しくは印刷させるべき電磁的記録及び捕者の氏名、住居及び逮捕の事由を聴き取らなければならぬ。必要があるときは、逮捕者に對しともに官公署に行くことを求めることができ

る。

被疑者若しくは印刷させるべき電磁的記録及び捕者の氏名、住居及び逮捕の事由を聴き取らなければならぬ。必要があるときは、逮捕者に對しともに官公署に行くことを求めることができる。

第二百二十五条 前条の令状には、被疑者若しくは被告人の氏名、罪名、差し押さえるべき物、記録させ若しくは印刷させるべき電磁的記録及び捕者の氏名、住居及び逮捕の事由を聴き取らなければならぬ。必要があるときは、逮捕者に對しともに官公署に行くことを求めることができる。

第二百二十六条 前条の令状には、被疑者若しくは被告人の氏名、罪名、差し押さえるべき物、記録させ若しくは印刷させるべき電磁的記録及び捕者の氏名、住居及び逮捕の事由を聴き取らなければならぬ。必要があるときは、逮捕者に對しともに官公署に行くことを求めなければならない。

第二百二十七条 前条の令状には、被疑者若しくは被告人の氏名、罪名、差し押さえるべき物、記録させ若しくは印刷させるべき電磁的記録及び捕者の氏名、住居及び逮捕の事由を聴き取らなければならぬ。必要があるときは、逮捕者に對しともに官公署に行くことを求めなければならない。

第二百二十八条 前条の令状には、被疑者若しくは被告人の氏名、罪名、差し押さえるべき物、記録させ若しくは印刷させるべき電磁的記録及び捕者の氏名、住居及び逮捕の事由を聴き取らなければならぬ。必要があるときは、逮捕者に對しともに官公署に行くことを求めなければならない。

第二百二十九条 前条の令状には、被疑者若しくは被告人の氏名、罪名、差し押さえるべき物、記録させ若しくは印刷させるべき電磁的記録及び捕者の氏名、住居及び逮捕の事由を聴き取らなければならぬ。必要があるときは、逮捕者に對しともに官公署に行くことを求めなければならない。

第二百三十条 前条の令状には、被疑者若しくは被告人の氏名、罪名、差し押さえるべき物、記録させ若しくは印刷させるべき電磁的記録及び捕者の氏名、住居及び逮捕の事由を聴き取らなければならぬ。必要があるときは、逮捕者に對しともに官公署に行くことを求めなければならない。

第二百三十一条 前条の令状には、被疑者若しくは被告人の氏名、罪名、差し押さえるべき物、記録させ若しくは印刷させるべき電磁的記録及び捕者の氏名、住居及び逮捕の事由を聴き取らなければならぬ。必要があるときは、逮捕者に對しともに官公署に行くことを求めなければならない。

第二百三十二条 前条の令状には、被疑者若しくは被告人の氏名、罪名、差し押さえるべき物、記録させ若しくは印刷させるべき電磁的記録及び捕者の氏名、住居及び逮捕の事由を聴き取らなければならぬ。必要があるときは、逮捕者に對しともに官公署に行くことを求めなければならない。

第二百三十三条 前条の令状には、被疑者若しくは被告人の氏名、罪名、差し押さえるべき物、記録させ若しくは印刷させるべき電磁的記録及び捕者の氏名、住居及び逮捕の事由を聴き取らなければならぬ。必要があるときは、逮捕者に對しともに官公署に行くことを求めなければならない。

第二百三十四条 前条の令状には、被疑者若しくは被告人の氏名、罪名、差し押さえるべき物、記録させ若しくは印刷させるべき電磁的記録及び捕者の氏名、住居及び逮捕の事由を聴き取らなければならぬ。必要があるときは、逮捕者に對しともに官公署に行くことを求めなければならない。

第二百三十五条 前条の令状には、被疑者若しくは被告人の氏名、罪名、差し押さえるべき物、記録させ若しくは印刷させるべき電磁的記録及び捕者の氏名、住居及び逮捕の事由を聴き取らなければならぬ。必要があるときは、逮捕者に對しともに官公署に行くことを求めなければならない。

第二百三十六条 前条の令状には、被疑者若しくは被告人の氏名、罪名、差し押さえるべき物、記録させ若しくは印刷させるべき電磁的記録及び捕者の氏名、住居及び逮捕の事由を聴き取らなければならぬ。必要があるときは、逮捕者に對しともに官公署に行くことを求めなければならない。

第二百三十七条 前条の令状には、被疑者若しくは被告人の氏名、罪名、差し押さえるべき物、記録させ若しくは印刷させるべき電磁的記録及び捕者の氏名、住居及び逮捕の事由を聴き取らなければならぬ。必要があるときは、逮捕者に對しともに官公署に行くことを求めなければならない。

第二百三十八条 前条の令状には、被疑者若しくは被告人の氏名、罪名、差し押さえるべき物、記録させ若しくは印刷させるべき電磁的記録及び捕者の氏名、住居及び逮捕の事由を聴き取らなければならぬ。必要があるときは、逮捕者に對しともに官公署に行くことを求めなければならない。

第二百三十九条 前条の令状には、被疑者若しくは被告人の氏名、罪名、差し押さえるべき物、記録させ若しくは印刷させるべき電磁的記録及び捕者の氏名、住居及び逮捕の事由を聴き取らなければならぬ。必要があるときは、逮捕者に對しともに官公署に行くことを求めなければならない。

第二百四十条 前条の令状には、被疑者若しくは被告人の氏名、罪名、差し押さえるべき物、記録させ若しくは印刷させるべき電磁的記録及び捕者の氏名、住居及び逮捕の事由を聴き取らなければならぬ。必要があるときは、逮捕者に對しともに官公署に行くことを求めなければならない。

一 第二百七十二条の三第二項又は前条第三項の規定による措置によつて、第二百七十二条の二第一項第一号ハ（1）及び第二号イに規定する名譽又は社会生活の平穏が著しく害されること並びに同項第一号ハ（2）及び第二号ロに規定する行為を防止できるとき。

二 当該措置により被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、検察官の意見を聽かなければならぬ。

裁判所は、前二項の請求について決定をするときは、検察官の意見を聽かなければならぬ。

第一項又は第二項の請求についてした決定に対する抗告をすることはできる。

第二百七十二条の六 裁判所は、第二百七十二条の三第一項又は第二百七十二条の四第二項の規定による起訴状の副本の提出があつた事件について、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないもの（前条第一項の規定による起訴状の副本の提出があつた事件について、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないもの）を除く。決定により通知することとされたものを除く。以下この条及び第二百七十二条の八第一項において同じ。が第二百七十二条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合において、検察官及び弁護人の意見を聞き、相当と認めるときは、弁護人が第四十条の規定による者の供述の証明力の判断に資するような被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、又は被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができる。ただし、当該個人特定事項に係る者の供述の証明力の判断に資するような物を閲覧し又は贍写するに当たり、これらに記載され又は記録されている当該個人特定事項を聞き、相当と認めるときは、弁護人が第四十条の規定による他の関係者の利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

利益を生ずるおそれがあるとき。
裁判所は、前二項の請求について決定をするときは、検察官の意見を聴かなければならぬ。
第一項又は第二項の決定に係る通知は、裁判所が、当該決定により通知することとした個人特定事項を記載した書面によりするものとする。

二 第二百七十二条の三第一項又は前条第三項の規定による措置によつて、第二百七十二条の二第一項第一号ハ(一)及び第二号イに規定する名譽又は社会生活の平穏が著しく害されることが並びに同項第一号ハ(2)及び第二号ロに規定する行為を防止できるとき。

二 当該措置により被害の方間に良質な不

て、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、被告人又は弁護人の請求により、弁護人に対し、当該措置に係る個人特定事項を被告人に知らせてはならない旨の条件を付して当該個人特定事項の全部又は一部を通知する旨の決定をしなければならぬ。

は裁判を記載した調書の謄本若しくは抄本を交付するに当たり、当該個人特定事項を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、若しくは被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができる。ただし、当該個人特定事項に係る者の供述の証明力の判断に資するよう被告人にその他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

裁判所は、第二百七十二条の二第二項の規定による起訴状抄本等の提出があつた事件について、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないものが同条第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合において、被告人その他訴訟関係人の（検察官及び弁護人を除く。）から第四十六条の規定による請求があつた場合であつて、検察官及び当該請求をした被告人その他訴訟関係人の意見を聴き、相当と認めるときは、裁判書又は裁判を記載した調書の抄本であつて当該個人特定事項の記載がないものを交付することができる。ただし、当該個人特定事項に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

裁判所は、前項本文に規定する事件について、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないものが第二百七十二条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合において、検察官及び被告人の意見を聴き、相当と認めるときは、被告人が第四十九条の規定により公判調書を閲覧し又はその朗読を求めるについて、このうち当該個人特定事項が記載され若しくは記録されている部分の閲覧を禁じ、又は当該部分の朗読を求めを拒むことができる。ただし、当該個人特定事項に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

第四項までの規定により付した条件に弁護人が違反したとき、又は同条第一項から第四項までの規定による時期若しくは方法の指定に弁護人が従わなかつたときは、弁護士である弁護人については当該弁護士の所属する弁護士会又は日本弁護士連合会に通知し、適当な処置をとるべきことを請求することができる。

前項の規定による請求を受けた者は、そのとつた処置をその請求をした裁判所に通知しなければならない。

第二百七十七条の八 裁判所（第一号及び第四号）にあつては裁判長及び合議体の構成員を、第二号及び第三号にあつては第六十六条第四項の裁判官並びに裁判長及び合議体の構成員を含み、第五号にあつては裁判官とする。）は、第二百七十二条の二第二項の規定による起訴状抄本等の提出があつた事件について、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないものが同条第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合において、相当と認めるときは、次に掲げる措置をとることができる。

一 当該個人特定事項を明らかにしない方法により第六十一条の規定による被告事件の告知をする。

二 勾引状又は勾留状を発する場合において、これと同時に、被告人に示すものとして、当該個人特定事項を明らかにしない方法により公訴事実の要旨を記載した勾引状の抄本その他他の勾引状に代わるもの又は勾留状の抄本その他他の勾引状に代わるものと交換すること。

三 当該個人特定事項を明らかにしない方法により第七十六条第一項の規定による公訴事実の要旨の告知をし、又はこれをさせること。

四 当該個人特定事項を明らかにしない方法により第七十七条第三項の規定による公訴事実の要旨の告知をし、又はこれをさせること。

五 当該個人特定事項を明らかにしない方法により第二百八十一条第二項の規定による被告事件の告知をすること。

前項の規定に違反した場合の措置については、被告人の防御権を踏まえ、複製等の内容、行為の目的及び態様、関係人の名前、その私生活又は業務の平穏を害されているかどうか、当該複製等に係る証拠が公判期日において取り調べられたものであるかどうか、その取調べの方法その他の事情を考慮するものとする。

第二百八十五条 被告人又は被告人であつた者が、検察官において被告事件の審理の準備のために閲覧又は謄写の機会を与えた証拠に係る複製等を、前条第一項各号に掲げる手続又はその準備に使用する目的以外の目的で、人に交付し、又は提示し、若しくは電気通信回線を通じて提供したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二百八十六条 前三条に規定する場合の外、被告人が公判期日に出頭しないときは、開廷することはできない。

第二百八十七条 公判庭においては、被告人の身体を拘束してはならない。但し、被告人が暴力を振る又は逃亡を企てた場合は、この限りでない。

第二百八十八条 被告人は、裁判長の許可があれば退廷することができる。

第二百八十九条 死刑又は無期若しくは長期三年を超える懲役若しくは禁錮にあたる事件を審理する場合には、弁護人がなければ開廷することができない。

第二百九十条 第二号に掲げる事件のほか、犯行の状況その他の事情により、被害者特定事項が公開の法廷で明らかにされることによればならない。この場合において、検察官は、意見を付して、これを裁判所に通知するものとする。

第二百九十二条 裁判所は、第一項に定めるもののほか、犯行の態様、被害の状況その他の事情により、被害者特定事項が公開の法廷で明らかにされることにより被害者若しきはその親族の身体若しくは財産に害を加えられると認められる事件の申出は、あらかじめ、検察官にしなければならない。この場合において、検察官は、意見を付して、これを裁判所に通知するものとする。

第二百九十三条 第二号に掲げる事件のほか、犯行の態様、被害の状況その他の事情により、被害者特定事項が公開の法廷で明らかにされることは、裁判所は、前項の決定をした事件について、証人等特定事項を公開の法廷で明らかにしないことが相当でないと認めるに至つたときは、決議で、同項の決定を取り消さなければならない。

第二百九十四条 裁判所は、第三項の決定がされたおそれがあると認めるに至つたときは、決議で、同項の決定を取り消さなければならない。

第二百九十五条 第二号に掲げる事件の被告人は、判決の宣告をする場合には、公判期日に出頭しなければならない。その他の場合には、裁判所は、被告人の出頭がその権利の保護のため重要なことができる。

第二百九十六条 第二号に掲げる事件の被告人は、判決の宣告をする場合には、公判期日に出頭しなければならない。その他の場合には、裁判所は、被告人の出頭がその権利の保護のため重要なことができる。

でないと認めるときは、被告人に対し公判期日に出頭しないことを許すことができる。

長期三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円（刑法）暴力行為等处罚に関する法律及び經濟関係罰則の整備に関する法律の罪以外の罪については、当分の間、五万円）を超える罰金に当たる事件の被告人は、第二百九十五条の手続をする場合及び判決の宣告をする場合には、公判期日に出頭しなければならない。その他の場合には、前項後段の例による。

第二百八十六条 前三条に規定する場合の外、被告人が公判期日に出頭しないときは、開廷することはできない。

第二百八十七条 被告人が出頭しなければ開廷することができない場合において、勾留されている被告人が、公判期日に召喚を受け、正当な理由がなく出頭を拒否し、刑事施設職員による引致を著しく困難にしたときは、裁判所は、被告人が出頭しないでも、その期日の公判手続を行うことができる。

第二百八十八条 被告人の身体を拘束してはならない。但し、被告人が暴力を振る又は逃亡を企てた場合は、この限りでない。

第二百八十九条 裁判長は、被告人を在廷させるため相当な処分をすることができる。

第二百九十条 第二号に掲げる事件のほか、犯行の態様、被害の状況その他の事情により、被害者特定事項が公開の法廷で明らかにされることは、裁判所は、前項の決定をした事件について、証人等特定事項を公開の法廷で明らかにしないことが相当でないと認めるに至つたときは、決議で、同項の決定を取り消さなければならない。

第二百九十二条 裁判所は、第三項の決定がされたおそれがあると認めるに至つたときは、決議で、同項の決定を取り消さなければならない。

第二百九十三条 第二号に掲げる事件のほか、犯行の態様、被害の状況その他の事情により、被害者特定事項が公開の法廷で明らかにされることは、裁判所は、前項の決定をした事件について、証人等特定事項を公開の法廷で明らかにしないことが相当でないと認めるに至つたときは、決議で、同項の決定を取り消さなければならない。

第二百九十四条 第二号に掲げる事件の被告人は、判決の宣告をする場合には、公判期日に出頭しなければならない。その他の場合には、裁判所は、被告人の出頭がその権利の保護のため重要なことができる。

第二百九十五条 第二号に掲げる事件の被告人は、判決の宣告をする場合には、公判期日に出頭しなければならない。その他の場合には、裁判所は、被告人の出頭がその権利の保護のため重要なことができる。

取り扱う場合において、当該事件の被害者等若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるとときは、被害者特定事項（氏名及び住所その他他の当該事件の被害者を特定させることとなる事項をいう。以下同じ。）を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができる。

一 刑法第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条、第百八十二条若しくは第百八十二条の罪、同法第二百二十五条若しくは第二百二十六条の二第三項の罪（わいせつ又は結婚の準備のために閲覧又は謄写の機会を与えた証拠に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、同法第二百二十七条第一項（同法第二百二十五条又は第二百二十六条の二第三項の罪を犯した者を援助する目的に係る部分に限る。若しくは第三項（わいせつの目的に係る部分に限る。）の罪若しくは同法第二百四十二条第一項若しくは第三項の罪又はこれらの罪を犯した者を援助する目的に係る部分に限る。）若しくは第三項（わいせつの目的に係る部分に限る。）の罪若しくは同法第二百四十二条第一項若しくは第三項の罪又はこれらの罪の未遂罪に係る事件

二 児童福祉法第六十条第一項の罪若しくは同法第三十四条第一項第九号に係る同法第六十条第二項の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び处罚並びに児童の保護等に関する法律第四条から第八条までの罪又は性的姿態を撮影する行為等の处罚及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第一条から第六条までの罪に係る事件

三 前二号に掲げる事件のほか、犯行の態様、裁判所は、第一項に定めるもののほか、犯行の態様、被害の状況その他の事情により、被害者特定事項が公開の法廷で明らかにされることが相当でないと認めるに至つたときは、決議で、同項の決定を取り消さなければならない。

一 証人等特定事項が公開の法廷で明らかにされることは、証人等特定事項（氏名及び住所その他の当該証人等を特定させることとなる事項をいう。）から申出があるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるとときは、証人等特定事項を記録したものをいう。以下同じ。）述録取書等（供述書、供述を録取した書面で供述者の署名若しくは押印のあるもの又は映像若しくは音声を記録することができる記録媒体であって供述を記録したもの）を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができる。

二 前号に掲げる場合のほか、証人等特定事項が公開の法廷で明らかにされることは、証人等特定事項（氏名及び住所その他の当該証人等を特定させることとなる事項をいう。）から申出があるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるとときは、証人等特定事項を記録したものをいう。以下同じ。）を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができる。

三 前二号に掲げる事件のほか、犯行の態様、被害の状況その他の事情により、被害者特定事項が公開の法廷で明らかにされることが相当でないと認めるに至つたときは、決議で、同項の決定を取り消さなければならない。

裁判所は、第一項又は前項の決定をした事件について、被害者特定事項を公開の法廷で明らかにされることは、証人等特定事項（氏名及び住所その他の当該証人等を特定させることとなる事項をいう。）から申出があるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるとときは、証人等特定事項を記録したものをいう。以下同じ。）述録取書等（供述書、供述を録取した書面で供述者の署名若しくは押印のあるもの又は映像若しくは音声を記録することができる記録媒体であって供述を記録したもの）を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができる。

一 証人等特定事項が公開の法廷で明らかにされることは、証人等特定事項（氏名及び住所その他の当該証人等を特定させることとなる事項をいう。）から申出があるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるとときは、証人等特定事項を記録したものをいう。以下同じ。）述録取書等（供述書、供述を録取した書面で供述者の署名若しくは押印のあるもの又は映像若しくは音声を記録することができる記録媒体であって供述を記録したもの）を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができる。

二 前号に掲げる場合のほか、証人等特定事項が公開の法廷で明らかにされることは、証人等特定事項（氏名及び住所その他の当該証人等を特定させることとなる事項をいう。）から申出があるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるとときは、証人等特定事項を記録したものをいう。以下同じ。）述録取書等（供述書、供述を録取した書面で供述者の署名若しくは押印のあるもの又は映像若しくは音声を記録することができる記録媒体であって供述を記録したもの）を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができる。

三 前二号に掲げる事件のほか、犯行の態様、被害の状況その他の事情により、被害者特定事項が公開の法廷で明らかにされることが相当でないと認めるに至つたときは、決議で、同項の決定を取り消さなければならない。

一 証人等特定事項が公開の法廷で明らかにされることは、証人等特定事項（氏名及び住所その他の当該証人等を特定させることとなる事項をいう。）から申出があるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるとときは、証人等特定事項を記録したものをいう。以下同じ。）述録取書等（供述書、供述を録取した書面で供述者の署名若しくは押印のあるもの又は映像若しくは音声を記録することができる記録媒体であって供述を記録したもの）を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができる。

二 前号に掲げる場合のほか、証人等特定事項が公開の法廷で明らかにされることは、証人等特定事項（氏名及び住所その他の当該証人等を特定させることとなる事項をいう。）から申出があるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるとときは、証人等特定事項を記録したものをいう。以下同じ。）述録取書等（供述書、供述を録取した書面で供述者の署名若しくは押印のあるもの又は映像若しくは音声を記録することができる記録媒体であって供述を記録したもの）を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができる。

三 前二号に掲げる事件のほか、犯行の態様、被害の状況その他の事情により、被害者特定事項が公開の法廷で明らかにされることが相当でないと認めるに至つたときは、決議で、同項の決定を取り消さなければならない。

第二百九十九条の三 檢察官は、第二百九十九条

第二百九十九条の三 檢察官は、第二百九十九条の三
第一項の規定により証人の氏名及び住居を知る
機会を与える又は証拠書類若しくは証拠物を閲覧する
機会を与えるに当たり、被害者特定事項が明瞭にさることにより、被害者等の名譽若しくは社会生活の平穏が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は被害者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え若しくはこれらの人者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認めるときは、弁護人に對し、その旨を告げ、被害者特定事項が、告人の防御に關し必要がある場合を除き、被害人その他の者に知られないようにすることを求めることができる。ただし、第二百七十七条の二第二項の規定により起訴状抄本等を提出した場合を除き、被告人に知られないようにすることを求めるについては、被害者特定事項のうち起訴状に記載された事項以外のものに限る。

のうち起訴状抄本等に記載がないもの又は訴因変更等請求書面（第三百十二条第四項に規定する訴因変更等請求書面をいう。以下この条及び同号において同じ。）に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないもの（いずれも第二百七十二条の五第一項（第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の決定により通知することとされたものを除く。第七項及び同号において同じ。）に該当し、かつ、第二百七十二条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認めるときも、前項と同様とす。る。この場合において、同項ただし書中「証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人」とあるのは、「証人」とする。

検察官は、第一項本文の場合において、同項本文の規定による措置によつては同項本文に規定する行為を防止できないおそれがあると認めるととき（被告人に弁護人がないときを含む。）

く。第九項において同じ。)に該当し、かつ、第二百七十二条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認めるときも前項と同様とする。この場合において、同項中「証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の供述」とあるのは「証人の供述」と、「その証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の氏名」とあるのは「当該氏名」とする。

第二項前段に規定する場合において、被告人に弁護人がないときも、第三項と同様とする。この場合において、同項中「証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の供述」とあるのは「証人の供述」と、「その証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の氏名」とあるのは「当該氏名」とする。

検察官は、第二百九十九条第一項の規定により証拠書類又は証拠物を閲覧する機会を与えるべき場合において、証拠書類若しくは証拠物に氏名若しくは住居が記載され若しくは記録されている者であつて検察官が証人、鑑定人、通訳

ると認めるときも、前項と同様とする。この場合において、同項中「その検察官請求証人等の氏名又は住居」とあるのは「これらに記載され又は記録されているこれらの個人特定事項」と、同項ただし書中「その検察官請求証人等」とあるのは「これらの個人特定事項に係る証人」とする。

検察官は、第六項本文の場合において、同項本文の規定による措置によつては同項本文に規定する行為を防止できないがそれがあると認めるととき（被告人に弁護人がないときを含む）は、その検察官請求証人等の供述の説明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなる場合その他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがある場合を除き、被告人及び弁護人に對し、証拏書類又は証拏物のうちその検察官請求証人等の氏名又は住居が記載され又は記録されている部分について閲覧する機会を与える。

第二百九十九条の四 檢察官は、第二百九十九条の四 第二項の規定により証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の氏名及び住居を知る機会を与えるべき場合において、その者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏懼させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認めるときは、弁護人に対し、当該氏名及び住居を知る機会を与えた上で、当該氏名又は住居を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、又は被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができる。ただし、その証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の供述の證明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなつたときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

第二百九十九条第一項の規定により証人の氏名及び住居を知る機会を与えるべき場合において、第二百七十二条の二第二項の規定により起訴状抄本等を提出した場合又は第三百十二条の二第二項の規定により訴因変更等請求書面抄本等(同項に規定する訴因変更等請求書面抄本等)をいう。以下この条及び次条第二項第一号において同じ。」を提出した場合(第三百十二条第一項の請求を却下する決定があつた場合を除く。第七項において同じ。)であつて、当該氏名又は住居が起訴状に記載された個人特定事項

は、その証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の供述の證明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害關係の有無を確かめることができなくなる場合その他の被告人の防御に實質的な不利益を生ずるおそれがある場合を除き、被告人及び弁護人に對し、その証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の氏名又は住居を知る機會を与えないことができる。この場合において、被告人又は弁護人に對し、氏名にあつてはこれに代わる呼称を、住居にあつてはこれに代わる連絡先を知る機会を与えるなければならない。

第二百四十九条第一項の規定により証人の氏名及び住居を知る機会を与えるべき場合において、第二百七十二条の三第三項又は第二百七十三条の第四項（これらの規定を第三百十二条の二第四項において準用する場合を含む。第九項において同じ。）の規定により起訴状抄本等又は訴因変更等請求書面抄本等を提出した場合（第三百十二条第一項の請求を却下する決定があつた場合を除く。第九項において同じ。）であつて、当該氏名又は住居が起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がなったもの又は訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等の決定により通知することとされたものを除き、

人若しくは翻訳人として尋問を請求するもの若しくは供述録取書等の供述者（以下この項及び第八項において「検察官請求証人等」という。）若しくは検察官請求証人等の親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれららの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認めるときは、弁護人に対し、証拠書類又は証拠物を閲覧する機会を与えた上で、その検察官請求証人等の氏名又は住居を被告人に知らせなければならない旨の条件を付し、又は被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができない。ただし、その検察官請求証人等の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

第二百九十九条第一項の規定により証拠書類又は証拠物を閲覧する機会を与えるべき場合において、第二百七十二条の二第二項の規定により起訴状抄本等を提出した場合又は第三百十二条の二第二項の規定により訴因変更等請求書面抄本等を提出した場合であつて、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載されないものの又は訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないものが第二百七十二条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当す

ないことができる。この場合において、被告人又は弁護人に對し、氏名にあつてはこれに代わる連絡先を知る機會を与えるなければならない。

第二百九十九条第一項の規定により証拠書類又は証拠物を閲覧する機会を与えるべき場合において、第二百七十二条の三第三項又は第二五百七十二条の第四項の規定により起訴状抄本等又は訴因変更等請求書面抄本等を提出した場合であつて、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないもの又は訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち起訴状面抄本等に記載がないものが第二百七十二条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認めるときも、並項と同様とする。この場合において、同項中「その検察官請求証人等の供述」とあるのは、「これらの個人特定事項」である。この場合において、同項中「その検察官請求証人等の氏名又は住居」とあるのは、「これらの個人特定事項」とある。

第七項前段に規定する場合において、被告人に弁護人がないときも、第八項と同様とする。この場合において、同項中「その検察官請求証人等の供述」とあるのは、「これらの個人特定事項に係る証人の供述」と、「その検察官請求証人等の氏名又は住居」とあるのは、「これらの個人特定事項」とする。

ると認めるときも、前項と同様とする。この場合において、同項中「その検察官請求証人等の氏名又は住居」とあるのは「これらに記載されることは記録されているこれらの個人特定事項」と、同項ただし書中「その検察官請求証人等とあるのは「これらの個人特定事項に係る証人」とする。

検察官は、第六項本文の場合において、同項本文の規定による措置によつては同項本文に規定する行為を防止できないおそれがあると認めるとき（被告人に弁護人がないときを含む。）は、その検察官請求証人等の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との被害關係の有無を確かめることができなくなる懐合その他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがある場合を除き、被告人及び弁護人に對し、証拠書類又は証拠物のうちその検察官請求証人等の氏名又は住居が記載され又は記録されている部分について閲覧する機會を与えないことができる。この場合において、被告人又は弁護人に對し、氏名にあつてはこれに代わる呼称を、住居にあつてはこれに代わる連絡先を知る機会を与えなければならぬ。

第二百九十九条第一項の規定により証拠書類又は証拠物を閲覧する機會を与えるべき場合において、第二百七十二条の三第三項又は第二百七十二条の四第四項の規定により起訴状抄本等又は訴因変更等請求書面抄本等を提出した場合であつて、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないもの又は訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち起訴因変更等請求書面抄本等に記載がないものが二項の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認めるときも、前項と同様とする。この場合において、同項中「その検察官請求証人等の供述」とあるのは「これらの個人特定事項に係る証人の供述」とあるのは「これらの個人特定事項に係る証人の供述」とあるのは「これらの個人特定事項に係る証人」とする。

第七項前段に規定する場合において、被告人に弁護人がないときも、第八項と同様とする。この場合において、同項中「その検察官請求証人等の氏名又は住居」とあるのは「これらに記載されることは記録されているこれらの個人特定事項」とあるのは「これらの個人特定事項に係る証人」とする。

検察官は、前各項の規定による措置をとつたときは、速やかに、裁判所にその旨を通知しなければならない。

第二百九十九条の五 裁判所は、検察官が前条第一項、第三項、第六項又は第八項の規定による措置をとつた場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、被告人又は弁護人の請求により、決定で、当該措置の全部又は一部を取り消さなければならない。

二 当該措置に係る者若しくはその親族の身体

若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏

怖させ若しくは困惑させる行為がなされるお

それがないとき。

二 当該措置により、当該措置に係る者の供述

の証明力の判断に資するような被告人その他

の関係者との利害関係の有無を確かめること

ができないとなるときその他の被告人の防御に

実質的な不利益を生ずるおそれがあるとき。

三 檢察官のとつた措置が前条第三項又は第八

項の規定によるものである場合において、同

条第一項本文又は第六項本文の規定による措

置によって第一号に規定する行為を防止でき

るとき。

三 檢察官が前条第二項、第四項、第五項、第七

項、第九項又は第十項の規定による措置をとつ

た場合において、次の各号のいずれかに該当す

ると認めるときも、前項と同様とする。

一 当該措置に係る氏名若しくは住居又は個人

特定事項が起訴状に記載された個人特定事項

のうち起訴状抄本等に記載がないもの又は訴

因変更等請求書面に記載された個人特定事項

のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がな

いもの（第三百十二条第一項の請求を却下す

る決定があつた場合における当該請求に係る

ものを除く。）に該当しないとき。

二 イ又はロに掲げる個人特定事項の区分に応

じ、当該イ又はロに定める場合であるとき。

イ 被害者の個人特定事項 当該措置に係る

事件に係る罪が第二百七十七条の二第一項

第一号イ及びロに規定するものに該当せ

ず、かつ、当該措置に係る事件が同号ハに

掲げるものに該当しないとき。

ロ 被害者以外の者の個人特定事項 当該措

置に係る者が第二百七十二条の二第一項第

二号に掲げる者に該当しないとき。

三 檢察官のとつた措置が前条第四項、第五

項、第九項又は第十項の規定によるものであ

る場合において、当該措置に係る個人特定事

事項が第二百七十二条の五第二項（第三百十二

条の二第四項において準用する場合を含む。）

の決定により通知することとされたものに該

当するとき。

四 当該措置により、当該措置に係る者の供述

の証明力の判断に資するような被告人その他

の関係者との利害関係の有無を確かめること

ができるなくなるときその他の被告人の防御に

実質的な不利益を生ずるおそれがあるとき。

五 檢察官のとつた措置が前条第四項、第五

項、第九項又は第十項の規定によるものであ

る場合において、同条第二項又は第七項の規

定による措置によつて第二百七十二条の二第

一项第一号ハ（1）及び第二号ロに規定する

名譽又は社会生活の平穏が著しく害されるこ

と並びに同項第一号ハ（2）及び第二号ロに

規定する行為を防止できるとき。

裁判所は、第一項第二号又は第三号に該当す

ると認めて検察官がとつた措置の全部又は一部

を取り消す場合において、同項第一号に規定す

る行為がなされるおそれがあると認めるとき

は、弁護人に対し、当該措置に係る者の氏名又

は住居を被告人に知らせではない旨の条件を付

すとし、又は被告人に知らせる時期若しくは方

法を指定することができる。ただし、当該条件

を付し、又は当該時期若しくは方法の指定をす

ることにより、当該措置に係る者の供述の証明

力の判断に資するような被告人その他の関係者

との利害関係の有無を確かめることができなく

なるときその他の被告人の防御に実質的な不利

益を生ずるおそれがあるときは、この限りでな

い。

第二項第三号から第五号までに該当すると認

めて検察官がとつた措置の全部又は一部を取り

消す場合において、第二百七十二条の二第一項

第一号ハ（1）若しくは第二号イに規定する名

誉若しくは社会生活の平穏が著しく害されるお

それ又は同項第一号ハ（2）若しくは第二号ロ

に規定する行為がなされるおそれがあると認め

るときも、前項と同様とする。この場合において、同項中「者の氏名又は住居」とあるのは、「個人特定事項」とする。

裁判所は、第一項又は第二項の請求について

決定をするときは、検察官の意見を聽かなければ

ならない。

第一項又は第二項の請求についてした決定

（第三項又は第四項の規定により条件を付し、

裁決をするときは、検察官の意見を聽かなければ

ならない。

第一項又は第二項の請求についてした決定

（第三項又は第四項の規定により条件を付し、

裁決をするときは、検察官の意見を聽かなければ

ならない。

第一項若しくは第六項の規定による措置に係

る者若しくは裁判所がとつた前条第三項の規定

による措置に係る者若しくはこれらの親族の身

体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏

怖させ若しくは困惑させる行為がなされるお

それがないとき。

二 当該措置に係る者の供述

の証明力の判断に資するような被告人その他

の関係者との利害関係の有無を確かめること

ができるなくなるときその他の被告人の防御に

実質的な不利益を生ずるおそれがあるとき。

三 檢察官のとつた措置が前条第三項又は第八

項の規定によるものである場合において、同

条第一項本文又は第六項本文の規定による措

置によって第一号に規定する行為を防止でき

るとき。

三 檢察官が前条第二項、第四項、第五項、第七

項、第九項又は第十項の規定による措置をとつた

場合において、当該措置に係る個人特定事

事項が第二百七十二条の五第二項（第三百十二

条の二第四項において準用する場合を含む。）

の決定により通知することとされたものに該

当するとき。

四 当該措置により、当該措置に係る者の供述

の証明力の判断に資するような被告人その他

の関係者との利害関係の有無を確かめること

ができるなくなるときその他の被告人の防御に

実質的な不利益を生ずるおそれがあるとき。

五 檢察官のとつた措置が前条第四項、第五

項、第九項又は第十項の規定によるものであ

る場合において、同条第二項又は第七項の規

定による措置によつて第二百七十二条の二第

一项第一号ハ（1）及び第二号ロに規定する

名譽又は社会生活の平穏が著しく害されるこ

と並びに同項第一号ハ（2）及び第二号ロに

規定する行為を防止できるとき。

裁判所は、第一項第二号又は第三号に該当す

ると認めて検察官がとつた措置の全部又は一部

を取り消す場合において、同項第一号に規定す

る行為がなされるおそれがあると認めるとき

は、弁護人に対し、当該措置に係る者の氏名又

は住居を被告人に知らせではない旨の条件を付

すとし、又は被告人に知らせる時期若しくは方

法を指定することができる。ただし、当該条件

を付し、又は当該時期若しくは方法の指定をす

ることにより、当該措置に係る者の供述の証明

力の判断に資するような被告人その他の関係者

との利害関係の有無を確かめることができなく

なるときその他の被告人の防御に実質的な不利

益を生ずるおそれがあるときは、この限りでな

い。

第二項第三号から第五号までに該当すると認

めて検察官がとつた措置の全部又は一部を取り

消す場合において、第二百七十二条の二第一項

第一号ハ（1）若しくは第二号イに規定する名

誉若しくは社会生活の平穏が著しく害されるお

それ又は同項第一号ハ（2）若しくは第二号ロ

に規定する行為がなされるおそれがあると認め

るときも、前項と同様とする。この場合において、同項中「者の氏名又は住居」とあるのは、「個人特定事項」とする。

裁判所は、第一項又は第二項の請求について

決定をするときは、検察官の意見を聽かなければ

ならない。

第一項又は第二項の請求についてした決定

（第三項又は第四項の規定により条件を付し、

裁決をするときは、検察官の意見を聽かなければ

ならない。

第一項若しくは第六項の規定による措置に係

る者若しくは裁判所がとつた前条第三項の規定

による措置に係る者若しくはこれらの親族の身

体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏

怖させ若しくは困惑させる行為がなされるお

それがないとき。

二 当該措置に係る者の供述

の証明力の判断に資するような被告人その他

の関係者との利害関係の有無を確かめること

ができるなくなるときその他の被告人の防御に

実質的な不利益を生ずるおそれがあるとき。

三 檢察官のとつた措置が前条第三項又は第八

項の規定によるものである場合において、同

条第一項本文又は第六項本文の規定による措

置によって第一号に規定する行為を防止でき

るとき。

三 檢察官が前条第二項、第四項、第五項、第七

項、第九項又は第十項の規定による措置をとつた

場合において、当該措置に係る個人特定事

事項が第二百七十二条の五第二項（第三百十二

条の二第四項において準用する場合を含む。）

の決定により通知することとされたものに該

当するとき。

四 当該措置により、当該措置に係る者の供述

の証明力の判断に資するような被告人その他

の関係者との利害関係の有無を確かめること

ができるなくなるときその他の被告人の防御に

実質的な不利益を生ずるおそれがあるとき。

五 檢察官のとつた措置が前条第四項、第五

項、第九項又は第十項の規定によるものであ

る場合において、同条第二項又は第七項の規

定による措置によつて第二百七十二条の二第

一项第一号ハ（1）及び第二号ロに規定する

名譽又は社会生活の平穏が著しく害されるこ

と並びに同項第一号ハ（2）及び第二号ロに

規定する行為を防止できるとき。

裁判所は、第一項第二号又は第三号に該当す

ると認めて検察官がとつた措置の全部又は一部

を取り消す場合において、同項第一号に規定す

る行為がなされるおそれがあると認めるとき

は、弁護人に対し、当該措置に係る者の氏名又

は住居を被告人に知らせではない旨の条件を付

すとし、又は被告人に知らせる時期若しくは方

法を指定することができる。ただし、当該条件

を付し、又は当該時期若しくは方法の指定をす

ることにより、当該措置に係る者の供述の証明

力の判断に資するような被告人その他の関係者

との利害関係の有無を確かめことができなく

なるときその他の被告人の防御に実質的な不利

益を生ずるおそれがあるときは、この限りでな

い。

第二項第三号から第五号までに該当すると認

めて検察官がとつた措置の全部又は一部を取り

消す場合において、第二百七十二条の二第一項

第一号ハ（1）若しくは第二号イに規定する名

誉若しくは社会生活の平穏が著しく害されるお

それ又は同項第一号ハ（2）若しくは第二号ロ

に規定する行為がなされるおそれがあると認め

るときも、前項と同様とする。この場合において、同項中「者の氏名又は住居」とあるのは、「個人特定事項」とする。

裁判所は、第一項又は第二項の請求について

決定をするときは、検察官の意見を聽かなければ

ならない。

第一項又は第二項の請求についてした決定

（第三項又は第四項の規定により条件を付し、

裁決をするときは、検察官の意見を聽かなければ

ならない。

第一項若しくは第六項の規定による措置に係

る者若しくは裁判所がとつた前条第三項の規定

第二百九十九条の七 檢察官は、第一二百九十九条の四第一項、第二項、第六項若しくは第七項の規定により付した条件に弁護人が違反したとき、又はこれららの規定による時期若しくは方法の指定に弁護人が従わなかつたときは、弁護士である弁護人については当該弁護士の所属する弁護士会又は日本弁護士連合会に通知し、適当な処置をとるべきことを請求することができ
る。

裁判所は、第二百九十九条の五第三項若しくは第四項若しくは前条第一項から第四項までの規定により付した条件に弁護人が違反したとき、又はこれららの規定による時期若しくは方法の指定に弁護人が従わなかつたときは、弁護士である弁護人については当該弁護士の所属する弁護士会又は日本弁護士連合会に通知し、適當な処置をとるべきことを請求することができる。

前二項の規定による請求を受けた者は、そのつた処置をその請求をした検察官又は裁判所に通知しなければならない。

る被告人の供述及びその状況を第四項の規定により記録した記録媒体の取調べを請求しなければならない。ただし、同項各号のいずれかに該当することにより同項の規定による記録が行わねなかつたことその他やむを得ない事情によつて当該記録媒体が存在しないときは、この限りでない。

一 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件

二 短期一年以上の有期の懲役又は禁錮に当たる罪であつて故意の犯罪行為により被害者を死亡させたものに係る事件

三 司法警察員が送致し又は送付した事件以外の事件（前二号に掲げるものを除く。）

検察官が前項の規定に違反して同項に規定する記録媒体の取調べを請求しないときは、裁判所は、決定で、同項に規定する書面の取調べの請求を却下しなければならない。

前二項の規定は、第一項各号に掲げる事件について、第三百二十四条第一項において準用す

四 又は第二号に掲げる事件について、逮捕若しくは勾留されている被疑者を第百九十八条第一項の規定により取り調べるとき又は被疑者に対し第一三百三条第一項（第二百十一条及び第二百六十条において準用する場合を含む。）の規定により弁解の機会を与えるときも、同様とする。

一 記録に必要な機器の故障その他のやむを得ない事情により、記録をすることができないとき。

二 被疑者が記録を拒んだことその他の被疑者の言動により、記録をしたならば被疑者が十分な供述をすることができないと認めるとき。

三 当該事件が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三条の規定により都道府県公安委員会の指定を受けた暴力団の構成員による犯罪に係るものであると認めるとき。

一 前二号に掲げるもののほか、犯罪の性質関係者の言動、被疑者がその構成員である關係者の言動、被疑者がその構成員である

被 告 人 又 は 弁 護 人 の 意 見 を 聽 き 、 前 二 項 の 尋 問 の 順 序 を 変 更 す る こ と が で き る。

第三百四条の二 裁 判 所 は 、 証 人 を 尋 問 す る 場 合 に お い て 、 証 人 が 被 告 人 の 面 前 (第 百 五 十 七 条 の 五 第 一 項 に 規 定 す る 措 置 を 採 る 場 合 並 び に 第 百 五 十 七 条 の 六 第 一 項 及 び 第 二 項 に 規 定 す る 方 法 に よ る 場 合 を 含 む) に お い て は 庄 迫 を 受 け 充 分 な 供 述 を す る こ と が で き な い と 認 め る とき は 、 弁 護 人 が 出 頭 し て いる 場 合 に 限 り 、 檢 察 官 及 び 弁 護 人 の 意 見 を 聽 き 、 そ の 証 人 の 供 述 中 被 告 人 を 退 延 さ せ る こ と が で き る。 この 場 合 に は 、 供 述 終 了 後 被 告 人 を 入 延 さ せ 、 これ に 証 言 の 要 旨 を 告 知 し 、 そ の 証 人 を 尋 問 す る 機 会 を 与 え な け れば な ら な い。 た だ し 、 裁 判 長 は 、 自

第三百五条 檢 察 官 、 被 告 人 又 は 弁 護 人 の 請 求 に よ り 、 証 抬 書 類 の 取 調 べ を す る つ い て は 、 裁 判 長 は 、 そ の 取 調 べ を 請 求 す る 者 に こ れ を 朗 読 さ せ な け れば な ら な い。 た だ し 、 裁 判 長 は 、 自

Digitized by srujanika@gmail.com

第一項半句に於ける官吏若しくは第六項若しくは第八項の規定による措置に係る者若しくは裁判所がとつた前条第三項の規定による措置に係る者若しくはこれらの親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの人を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認める場合において、検察官及び被告人の意見を聴き、相当と認めるとときは、被告人が第四十九条の規定により公判調書を閲覧し又はその朗読を求めるについて、このうち当該措置に係る者の氏名若しくは住居が記載され若しくは記録されている部分の閲覧を禁じ、又は当該部分の朗読の求めを拒むことができる。ただし、当該措置に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人との他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防衛に實質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

第三百一一条の二 次に掲げる事件については、検察官は、第三百二十二条第一項の規定により証拠とすることができる書面であつて、当該事件についての第二百九十八条第一項の規定による取調べ（逮捕又は勾留されている被疑者の取調べ）に限る。（第三項において同じ。）又は第二百三一条第一項、第二百四十四条第一項若しくは第二百五十五条第一項（第二百十一条及び第二百十六条规定する場合を含む。）においてこれららの規定を準用する場合において（第三項において同じ。）の弁解の機会に際して作成され、かつ、被告人に不利益な事実の承認を内容とするものの取調べを請求した場合において、被告人又は弁護人が、その取調べの請求に関する、その承認が任意にされたものでない疑いがあることを理由として異議を述べたときは、その承認が任意にされたものであることを証明するため、当該書面を作成された取調べ又は弁護人による捺印（捺印の場合は捺印）を記載する。

議を述べた場合にこれを準用する。
検察官又は検察事務官は、第一項各号に掲げる事件（同項第三号に掲げる事件のうち、関連する事件が送致され又は送付されているものであつて、司法警察員が現に捜査していることその他事情に照らして司法警察員が送致し又は送付することが見込まれるものを除く。）について、逮捕若しくは勾留され、又は被疑者に対し第二百四条第一項若しくは第二百五条第一項（第二百十一条及び二百十六条においてこれらの規定を準用する場合を除む。）の規定により弁解の機会を与えるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、被疑者の供述及びその状況を録音及び録画を同時に行う方法により記録媒体に記録しておかなけれ

とができる書面が検査記録の一部であるときは、検察官は、できる限り他の部分と分離してその取調べを請求しなければならない。

第三百三条 公判準備においてした証人その他の者の尋問、検証、押収及び捜索の結果を記載した書面並びに押収した物については、裁判所は、公判期日において証拠書類又は証拠物としてこれを取り調べなければならない。

第三百四条 証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人は、裁判長又は陪席の裁判官が、まず、これを尋問する。

検察官、被告人又は弁護人は、前項の尋問が終つた後、裁判長に告げて、その証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人を尋問することができること。この場合において、その証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の取調べが、検察官、被告人又は弁護人の請求にかかるものであるときは、請求

当と認めるときは、裁判書又は裁判を記載した調書の抄本であつて当該措置に係る者の氏名又は住居の記載がないものを受け付けることができる。ただし、当該措置に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくななるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

第三百条 第三百二十二条第一項第一号後段の規定により証拠とができる書面についての相
定は、検察官は、必ずその取調を請求しなければならない。

る第三百二十二条第一項の規定により証拠とすることができる被告人以外の者の供述であつて、当該事件についての第一百九十八条第一項の規定による取調べ又は第二百三条第一項、第二百四条第一項若しくは第二百五条第一項の弁解の機会に際してされた被告人の供述（被告人に不利益な事実の承認を内容とするものに限る。）をその内容とするものを証拠とするに關し、被告人又は弁護人が、その承認が任意にさ

体の性格その他の事情に照らし、被疑者の供述及びその状況が明らかにされた場合には被疑者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあることにより、記録をしたならば被疑者が十分な供述をすることができないと認めるとき。

第三百二条 第三百二十二条乃至第三百二十三条
又は第三百二十六条の規定により正処とするこ

らこれを朗読し、又は陪席の裁判官若しくは裁判所書記官にこれを朗読させることができる。

裁判所が職権で証拠書類の取調べをするについては、裁判長は、自らその書類を朗読し、又は陪席の裁判官若しくは裁判所書記官にこれを朗読させなければならない。

第二百九十条の二第一項又は第三項の決定があつたときは、前二項の規定による証拠書類の朗読は、被害者特定事項を明らかにしない方法でこれを行うものとする。

第二百九十条の三第一項の規定があつた場合における第一項又は第二項の規定による証拠書類の朗読についても、前項と同様とする。この場合において、同項中「被害者特定事項」とあるのは、「証人等特定事項」とする。

第一百五十七条の六第四項の規定により記録媒体がその一部とされた調書の取調べについては、第一項又は第二項の規定による朗読に代えて、当該記録媒体を再生するものとする。ただし、裁判長は、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聞き、相当と認めるときは、当該記録媒体の再生に代えて、当該調書の取調べを請求した者、陪席の裁判官若しくは裁判所書記官に当該調書に記録された供述の内容を告げさせ、又は自らこれを告げることができる。

裁判所は、前項の規定により第一百五十七条の六第四項に規定する記録媒体を再生する場合において、必要と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聞き、第百五十七条の五に規定する措置を探ることができる。

第三百六条 檢察官、被告人又は弁護人の請求により、証拠物の取調べをするについては、裁判長は、請求をした者をしてこれを示させなければならぬ。但し、裁判長は、自らこれを示し、又は陪席の裁判官若しくは裁判所書記官にこれを示させなければならない。

第三百七条 証拠物中書面の意義が証拠となるものとの取調べをするについては、前条の規定による外、第三百五条の規定による。

第三百七条の二 第二百九十二条の二の決定があつた事件については、第二百九十六条、第二百九十七条、第三百条乃至第三百二条及び第三百四条乃至前条の規定は、これを適用せず、証拠

調は、公判期日において、適当と認める方法でこれを行なうことができる。

第三百八条 裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人に對し、証拠の證明力を争うために必要とする適當な機会を与えないなければならない。

第三百九条 檢察官、被告人又は弁護人は、証拠調に關し異議を申し立てることができる。検察官、被告人又は弁護人は、前項に規定する場合の外、裁判長の處分に対し異議を申し立てることができる。

第三百十条 証拠調を終つた証拠書類又は証拠物は、遲滞なくこれを裁判所に提出しなければならない。但し、裁判所の許可を得たときは、原本に代え、その謄本を提出することができます。

第三百十一条 被告人は、終始沈黙し、又は個々の質問に対し、供述を拒むことができる。

被告人が任意に供述をする場合には、裁判長は、何時でも必要とする事項につき被告人の供述を求めることができる。

陪席の裁判官、検察官、弁護人、共同被告人又はその弁護人は、裁判長に告げて、前項の供述を求めることができる。

第三百十二条 裁判所は、検察官の請求があるときは、公訴事實の同一性を害しない限度において、起訴状に記載された訴因又は罰條の追加撤回又は変更を許さなければならぬ。

裁判所は、審理の経過に鑑み適當と認めるとときは、訴因又は罰條を追加又は変更すべきことを命ずることができる。

第一項の請求は、書面を提出してしなければならない。

裁判官は、第一項の請求と同時に、被告人に送達するものとして、前項の書面（以下「訴因変更等請求書面」といふ）の謄本を裁判所に提出しなければならない。

裁判所は、前項の規定による訴因変更等請求書面抄本等の提出がある場合について準用する。この場合において、第二百七十二条の三第三項中「前条第一項第一号ハ（1）」であるのは、「第二百七十二条の二第一項第一号ハ（1）」と第二百七十二条の五第一項中「第二百七十二条の二第四項」とあるのは、「第三百七十二条の二第三項」と、第二百七十二条の六第五項及び第二百七十二条の八第一項中「同条第一項第一号」とあるのは、「第二百七十二条の二第二項第一号ハ（1）」と第二百七十二条の五第一項中「第二百七十二条の二第四項」とあるのは、「第三百七十二条の二第三項」と、第二百七十二条の六第五項第一号」とあるのは、「第二百七十二条の二第二項第一号ハ（1）」と読み替えるものとする。

第三百十三条 裁判所は、適當と認めるときは、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、決定を以て、弁論を分離しなければならない。

第三百十三条の二 裁判所は、被告人の権利を保護するため必要があるときは、裁判所の規則の定めるところに併合し、又は終結した弁論を再開することができる。

第三百十三条の三 この法律の規定に基づいて裁

請求により、決定で、被告人に十分な防御の準備をさせるため必要な期間公判手続を停止しなければならない。

第三百十二条の二 檢察官は、訴因変更等請求書面に記載された第二百七十二条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者の個人特定事項について、必要と認めるときは、裁判所に対し、前条第五項の規定による訴因変更等請求書面の謄本の送達により当該個人特定事項が被告人に知られないようにするための措置をとることを求めることができる。

前項の規定による求めは、裁判所に対し、訴因変更等請求書面とともに、被告人に送達するものとして、当該求めに係る個人特定事項の記載がない訴因変更等請求書面の抄本その他の訴因変更等請求書面の謄本に代わるもの（以下この条において「訴因変更等請求書面抄本等」という。）を提出して行なわなければならない。

裁判所は、前項の規定による訴因変更等請求書面抄本等の提出があつたときは、前条第五項の規定にかかわらず、遅滞なく訴因変更等請求書面抄本等を被告人に送達しなければならない。

前項の規定により公判手続により代理人を出頭させた場合は、この限りでない。

犯罪事實の存否の証明に欠くことができない証人が病氣のため公判期日に出頭することができないときは、公判期日外においてその取調べをするのを適當と認める場合の外、決定で、出頭しないければならない。

前項の規定により公判手続を停止しなければならない。

前項の規定により公判手続を停止するには、医師の意見を聽かなければならぬ。

第三百十五条 開廷後裁判官がかわつたときは、公判手続を更新しなければならない。但し、裁判の宣告をする場合は、この限りでない。

第三百十五条の二 第二百九十二条の二の決定が取り消されたときは、公判手続を更新しなければならない。但し、検察官及び被告人又は弁護人に異議がないときは、この限りでない。

第三百十五条の三 地方裁判所において一人の裁判官のした訴訟手続は、被告事件が合議体で審判すべきものであつた場合にも、その効力を失わない。

第三百十六条 裁判所は、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行なうため必要があると認めるときは、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、第一回公判期日前に、決定で、事件の争点及び証拠を整理するための公判準備として、事件を公判前整理手続に付することができる。

第三百十六条の二 裁判所は、充実した公判の審

理を継続的、計画的かつ迅速に行なうため必要があると認めるときは、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、第一回公判期日前に、決定で、事件の争点及び証拠を整理す

れがあると認めるときは、被告人又は弁護人の選任は、弁論が併合された事件についてもそ

の効力を有する。ただし、裁判所がこれと異なる決定をしたときは、この限りでない。

前項ただし書の決定をするには、あらかじめ、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴かなければならぬ。

第三百十四条 被告人が心神喪失の状態に在ることは、検察官及び弁護人の意見を聴き、決定で、その状態の続いている間公判手続を停止しなければならない。但し、無罪、免訴、刑の免除又は公訴棄却の裁判をすべきことが明らかな場合には、被告人の出頭を待たないで、直ちにその裁判をすることができる。

被告人が病氣のため出頭することができないときは、検察官及び弁護人の意見を聴き、決定で、出頭することができまるまで公判手続を停止しなければならない。但し、第二百八十四条规定により第二百八十五条规定により代理人を出頭させた場合は、この限りでない。

犯罪事實の存否の証明に欠くことができない証人が病氣のため公判期日外においてその取調べをするのを適當と認める場合の外、決定で、出頭しないければならない。

前項の規定により公判手続を停止しなければならない。

前項の規定により公判手続を停止するには、医師の意見を聽かなければならぬ。

第三百十五条の二 第二百九十二条の二の決定が取り消されたときは、公判手続を更新しなければならない。但し、裁判官のした訴訟手続は、被告事件が合議体で審判すべきものであつた場合にも、その効力を失わない。

第三百十五条の三 地方裁判所において一人の裁判官のした訴訟手續は、被告事件が合議体で審判すべきものであつた場合にも、その効力を失わない。

第三百十六条 第一節 通則 第二節 爭点及び証拠の整理手続 第一款 公判前整理手続

前項の決定又は同項の請求を却下する決定をするには、裁判所の規則の定めるところにより、あらかじめ、検察官及び弁護人の意見を聽かなければならない。

公判前整理手続は、この款に定めるところにより、訴訟関係人を出頭させて陳述させ、又は訴訟関係人に書面を提出させる方法により、行うものとする。

第三百六十三条 裁判所は、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うことができるように、公判前整理手続において、十分な準備が行われるようにするとともに、できる限り早期にこれを終結させるよう努めなければならない。

訴訟関係人は、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うことができるよう、公判前整理手続において、相互に協力するとともに、その実施に関し、裁判所に進んで協力しなければならない。

第三百六十四条 公判前整理手続においては、被告人に弁護人がなければその手続を行うことができない。

公判前整理手続において被告人に弁護人がないときは、裁判長は、職権で弁護人を付さなければならぬ。

第三百六十五条 公判前整理手続においては、次に掲げる事項を行なうことができる。

一 訴因又は罰条を明確にさせること。

二 訴因又は罰条の追加、撤回又は変更を許すこと。

三 第二百七十二条の五第一項又は第二項（これららの規定を第三百十二条の二第四項において準用すること。）の請求について決

四 公判期日においてすることを予定している主張を明らかにさせて事件の争点を整理すること。

五 証拠調べの請求をさせること。

六 前号の請求に係る証拠について、その立証趣旨、尋問事項等を明らかにさせること。

七 証拠調べの請求に関する意見（証拠書類について第三百六十六条の同意をするかどうかの意見を含む。）を確かめること。

八 証拠調べをする決定又は証拠調べへの請求を却下する決定をすること。

九 証拠調べをする決定をした証拠について、その取調べの順序及び方法を定めること。

十 証拠調べに関する異議の申立てに対しても一定をすること。

十一 第三項の定めるところにより証拠開示に関する裁定をすること。

十二 第三百六十三条第三項の規定による被告事件の手続への参加の申出に対する決定又は当該決定を取り消す決定をすること。

十三 公判期日を定め、又は変更することその他の公判手続の進行上必要な事項を定めるこ

と。

第三百六十六条 裁判長は、訴訟関係人を出頭させて公判前整理手續をするときは、公判前整理手續期日を定めなければならない。

他公判手続の進行上必要な事項を定める裁判手續期日を定めなければならない。

第三百六十七条 公判前整理手續期日は、これを検察官、被告及び弁護人に通知しなければならない。

裁判長は、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、公判前整理手續期日を変更することができます。この場合においては、裁判所の規則の定めるところにより、あらかじめ、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴かなければならぬ。

第三百六十八条 公判前整理手續期日に出頭しないとき、又は在席しなくなつたときは、裁判長は、職権で弁護人を付さなければならぬ。

弁護人が公判前整理手續期日に出頭しないときは、裁判所は、職権で弁護人を付することができる。

第三百六十九条 被告人は、公判前整理手續期日に出頭することができる。

裁判所は、必要と認めるときは、被告人に対する出頭することができる。

裁判長は、被告人を出頭させて公判前整理手續をする場合には、被告人が出頭する最初の公判前整理手續期日において、まず、被告人に対し、終始沈黙し、又は個々の質問に對し陳述を拒むことができる旨を告知しなければならない。

一 証拠書類又は証拠物 当該証拠書類又は証拠物を閲覧する機会（弁護人に対しては、閲覧し、かつ、勝写する機会）を与えること。

二 証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人 その氏名及び住居を知る機会を与えること。

三 犯罪の証明又は犯罪の搜査に支障を生ずるおそれ

四 一人の名譽又は社会生活の平穏が著しく害されるおそれ

五 檢察官は、前条第二項の規定により取調べを請求した証拠（以下「検察官請求証拠」という。）については、速やかに、被告人又は弁護人に對し、次の各号に掲げる証拠の区分に応じ、当該各号に定める方法による開示をしなければならない。

一 証拠書類又は証拠物 当該証拠書類又は証拠物を閲覧する機会（弁護人に対しては、閲覧し、かつ、勝写する機会）を与えること。

二 証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人 その氏名及び住居を知る機会を与えること。

三 犯罪の証明又は犯罪の搜査に支障を生ずるおそれ

四 一人の名譽又は社会生活の平穏が著しく害されるおそれ

五 檢察官は、第二項の規定により一覽表の交付をした後、証拠を新たに保管するに至つたときは、速やかに、被告人又は弁護人に對し、当該新たに保管するに至つた証拠の一覽表の交付をしなければならない。この場合においては、前二項の規定を準用する。

第三百六十六条 檢察官は、前条第一項の規定による開示をした証拠以外の証拠であつて、次の各号に掲げる証拠の類型のいずれかに該当するためには、特定の検察官請求証拠の説明力を判断するに重要であると認められるものについて、被告人又は弁護人から開示の請求があつた場合において、その重要性の程度その他の被告人の防衛のために当該開示をすること

第三百六十六条の十一 裁判所は、合議体の構成員

に命じ、公判前整理手續（第三百六十六条の五第二号、第三号、第八号及び第十号から第十二号までの決定を除く。）をさせることができる。この場合において、受命裁判官は、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

裁判所書記官を立ち会わせなければならない。

公判前整理手續期日における手続により、公判は、速やかに、被告人又は弁護人に対し、検察官が保管する証拠の一覽表の交付をしなければならない。

前項の一覽表には、次の各号に掲げる証拠の区分に応じ、証拠ごとに、当該各号に定める事項を記載しなければならない。

一 証拠物 品名及び数量

二 供述を録取した書面で供述者の署名又は押印のあるもの 当該書面の標目、作成の年月日及び供述者の氏名

三 証拠書類（前号に掲げるものを除く。）当該証拠書類の標目、作成の年月日及び作成者の氏名

前項の規定にかかるらず、検察官は、同項の規定により第二項の一覽表に記載すべき事項であつて、これを記載することにより次に掲げる檢察官は、前項の証明予定事実を証明するため用いる証拠の取調べを請求しなければならない。

前項の規定により証拠の取調べを請求するについては、第二百九十九条第一項の規定は適用しない。

裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴いた上で、第一項の書面の提出及び送付並びに第二項の請求の期限を定めるものとする。

第三百六十六条の十四 檢察官は、前条第二項の規定により取調べを請求した証拠（以下「検察官請求証拠」という。）については、速やかに、被告人又は弁護人に對し、次の各号に掲げる証拠の区分に応じ、当該各号に定める方法による開示をしなければならない。

一 証拠書類又は証拠物 当該証拠書類又は証拠物を閲覧する機会（弁護人に対しては、閲覧し、かつ、勝写する機会）を与えること。

二 証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人 その氏名及び住居を知る機会を与えること。

三 犯罪の証明又は犯罪の搜査に支障を生ずるおそれ

四 一人の名譽又は社会生活の平穏が著しく害されるおそれ

五 檢察官は、第二項の規定により一覽表の交付をした後、証拠を新たに保管するに至つたときは、速やかに、被告人又は弁護人に對し、当該新たに保管するに至つた証拠の一覽表の交付をしなければならない。この場合においては、前二項の規定を準用する。

第三百六十六条の十五 檢察官は、前条第一項の規定による開示をした証拠以外の証拠であつて、次の各号に掲げる証拠の類型のいずれかに該当するためには、特定の検察官請求証拠の説明力を判断するに重要であると認められるものについて、被告人又は弁護人から開示の請求があつた場合において、その重要性の程度その他の被告人の防衛のために当該開示をすること

き、又はこれを閲覧させることが相当でないと認めるときにつきにあつては、その者が公判期日において供述すると思料する内容の要旨を記載した書面）を閲覧する機会（弁護人に対しては、閲覧し、かつ、勝写する機会）を与えること。

検察官は、前項の規定による証拠の開示をして、被告人又は弁護人から請求があつたとき後、被告人又は弁護人から請求があつたときには、速やかに、被告人又は弁護人に対し、検察官が保管する証拠の一覽表の交付をしなければならない。

前項の一覽表には、次の各号に掲げる証拠の区分に応じ、証拠ごとに、当該各号に定める事項を記載しなければならない。

一 証拠物 品名及び数量

二 供述を録取した書面で供述者の署名又は押印のあるもの 当該書面の標目、作成の年月日及び供述者の氏名

三 証拠書類（前号に掲げるものを除く。）当該証拠書類の標目、作成の年月日及び作成者の氏名

前項の規定にかかるらず、検察官は、同項の規定により第二項の一覽表に記載すべき事項であつて、これを記載することにより次に掲げる檢察官は、前項の証明予定事実を証明するため用いる証拠の取調べを請求しなければならない。

前項の規定により証拠の取調べを請求するについては、第二百九十九条第一項の規定は適用しない。

裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴いた上で、第一項の書面の提出及び送付並びに第二項の請求の期限を定めるものとする。

第三百六十六条の十四 檢察官は、前条第二項の規定により取調べを請求した証拠（以下「検察官請求証拠」という。）については、速やかに、被告人又は弁護人に對し、次の各号に掲げる証拠の区分に応じ、当該各号に定める方法による開示をしなければならない。

一 証拠書類又は証拠物 当該証拠書類又は証拠物を閲覧する機会（弁護人に対しては、閲覧し、かつ、勝写する機会）を与えること。

二 証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人 その氏名及び住居を知る機会を与えること。

三 犯罪の証明又は犯罪の搜査に支障を生ずるおそれ

四 一人の名譽又は社会生活の平穏が著しく害されるおそれ

五 檢察官は、第二項の規定により一覽表の交付をした後、証拠を新たに保管するに至つたときは、速やかに、被告人又は弁護人に對し、当該新たに保管するに至つた証拠の一覽表の交付をしなければならない。この場合においては、前二項の規定を準用する。

第三百六十六条の十五 檢察官は、前条第一項の規定による開示をした証拠以外の証拠であつて、次の各号に掲げる証拠の類型のいずれかに該当するためには、特定の検察官請求証拠の説明力を判断するに重要であると認められるものについて、被告人又は弁護人から開示の請求があつた場合において、その重要性の程度その他の被告人の防衛のために当該開示をすること

若しくは実質的に異なつた供述をしたとき。
ただし、公判準備又は公判期日における供述
よりも前の供述を信用すべき特別の情況の存
するときに限る。

は、供述者が死亡、精神若しくは身体の故障、所在不明又は国外にいるため公判準備又は公判期日において供述することができず、かつ、その供述が犯罪事実の存否の證明ににくくことができないものであるとき。ただし、その供述が特に信用すべき情況の下にされたものであるときに限る。

被告人以外の者の公判準備若しくは公判期日における供述を錄取した書面又は裁判所若しくは裁判官の検証の結果を記載した書面は、前項の規定にかかわらず、これを証拠とすることができる。

本審官 村澤事務官又は言治書記職員の相談の結果を記載した書面は、その供述者が公判期日において証人として尋問を受け、その真正性が作成されたものであることを供述したときは、第一項の規定にかかわらず、これを証拠とすることができる。

鑑定の経過及び結果を記載した書面で鑑定人の作成したものについても、前項と同様である。

第三百二十二条の二 被告事件の公判準備若しくは公判期日における手続以外の刑事手続又は他の事件の刑事手続において第一百五十七条の六第一項又は第二項に規定する方法によりされた証人の尋問及び供述並びにその状況を記録した記録媒体がその一部とされた調書は、前条第一項の規定にかかるらず、証拠とすることができます。この場合において、裁判所は、その調書を取り調べた後、訴訟関係人に對し、その供述者を証人として尋問する機会を与えるければならない。

前項の規定により調書を取り調べる場合においては、第三百五十五条第一項ただし書の規定は、適用しない。

第一項の規定により取り調べられた調書に記録された証人の供述は、第二百九十五条第一項前段並びに前条第一項第一号及び第二号の適用について、被告事件の公判期日においてされしたものとみなす。

より記録した証録媒体（その供述がされた聴取の開始から終了に至るまでの間ににおける供述及びその状況を記録したものに限る。）は、その供述が第二号に掲げる措置が特に採られた情況の下にされたものであると認める場合であつて、聴取に至るまでの情況その他の事情を考慮し相当と認めるときは、第三百二十二条第一項の規定にかかわらず、証拠とすることができる。この場合において、裁判所は、その記録媒体を取り調べた後、訴訟関係人に對し、その供述者を証人として尋問する機會を与えなければならない。

イ　刑法第一百七十六条 第百七十七条 第百七十九条 第百八十二条若しくは第一百八十二条の罪、同法第二百二十五条若しくは第二百二十六条の二第三項の罪（わいせつ又は結婚の目的に係る部分に限る。以下このイにおいて同じ。）、同法第二百二十七条第一項（同法第二百二十五条又は第二百二十六条の二第三項の罪を犯した者を帮助する目的に係る部分に限る。）若しくは第三項（わいせつの目的に係る部分に限る。）の罪若しくは同法第二百四十二条第一項若しくは第三項の罪又はこれらの罪の未遂罪の被害者

同法第三十四条第一項第九号に係る同法第六十条第二項の罪、児童買春、児童ボルノに係る行為等の規制及び处罚並びに児童の保護等に関する法律第四条から第八条までとの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の处罚及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律 第二条から第六条までの罪の被害者

ハ イ及びロに掲げる者のほか、犯罪の性質、供述者の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、更に公判準備又は公判期日において供述するときは精神の平穏を著しく害されるおそれがあると認められる者

二 次に掲げる措置

イ 供述者の年齢、心身の状態その他の特性に応じ、供述者の不安又は緊張を緩和することとその他の供述者が十分な供述をするために必要な措置

ロ 供述者の年齢、心身の状態その他の特性に応じ、誘導をできる限り避けることその

他の供述の内容に不当な影響を与えないようにするためには、前項の規定により取り調べられた記録媒体に記録された供述者の供述は、第二百九十五条第三項前段の規定の適用については、被告事件の

三百二十二条 被告人が作成した供述書又は被告人の供述を錄取した書面で被告人の署名若しくは押印のあるものは、その供述が被告人に不利益な事実の承認を内容とするものであるとき、又は特に信用すべき情況の下にされたものであるときに限り、これを証拠とすることができる。但し、被告人に不利益な事実の承認を内容とする書面は、その承認が自白でない場合においても、第三百十九条の規定に準じ、任意にされたものでない疑があると認めるときは、これを証拠とすることができない。

初告人の公半準備又は公半其日における供述を録取した書面は、その供述が任意にされたものであると認めるときに限り、これを証拠とすることができる。

二 商業帳簿、航海日誌その他業務の通常の過
程において作成された書面

三 前二号に掲げるもののほか特に信用すべき
情況の下に作成された書面

三百二十四条 被告人以外の者の公判準備又は
公判期日ににおける供述で被告人の供述をその内
容とするものについては、第三百二十二条の規定
を準用する。

被告人以外の者の公判準備又は公判期日にお
ける供述で被告人以外の者の供述をその内容と
するものについては、第三百二十二条第一項第
三号の規定を準用する。

三百二十五条 裁判所は、第三百二十二条から
前条までの規定により証拠とすることができる
書面又は供述であつても、あらかじめ、その書
面に記載された供述又は公判準備若しくは公判
期日における供述の内容となつた他の者の供述
が任意にされたものかどうかを調査した後でな
ければ、これを証拠とすることができない。

第三百二十六条 檢察官及び被告人が証拠とする書面又は供述は、その書面が作成され又は供述のされたときの情況を考慮し相当と認めるとき、第三百二十一条乃至該規定にかかわらず、これを証拠とする。

ができる。
被告人が出頭しないでも証拠調を行うことが
できる場合において、被告人が出頭しないときは
は、前項の同意があつたものとみなす。但し
代理人又は弁護人が出頭したときは、この限り
でない。

第三百二十七条 裁判所は、検察官及び被告人又
は弁護人が合意の上、文書の内容又は公判期日
に出頭すれば供述することが予想されるその件
の内容を書面に記載して提出したときは、その
文書又は供述すべき者を取り調べないでも
その書面を証拠とすることができる。この場合

においても、その書面の説明力を争うことをせざるべきではない。

第三百二十八条 第三百二十二条乃至第三百二十二条の規定により証拠とすることができない書面又は供述であつても、公判準備又は公判期日における被告人、証人その他の者の供述の証拠として力を争うためには、これを証拠とすることができる。

第三百二十九条 被告事件が裁判所の管轄に属しないときは、判決で管轄違の言渡をしなければならない。但し、第二百六十六条规定により地方裁判所の審判に付された事件については、管轄違の言渡をすることはできない。

第三百三十条 高等裁判所は、その特別権限による事件として公訴の提起があつた場合において、その事件が下級の裁判所の管轄に属するものと認めるときは、前条の規定にかかわらず決定で管轄裁判所にこれを移送しなければならない。

第三百三十二条 裁判所は、被告人の申立があれば、土地管轄について、管轄違の言渡をすることができない。

管轄違の申立は、被告事件につき証拠調を開始した後は、これをすることはできない。

第三百三十三条 簡易裁判所は、地方裁判所において審判するのを相当と認めるときは、決定で管轄地方裁判所にこれを移送しなければならない。

第三百三十三条 被告事件について犯罪の証明があつたときは、第三百三十四条の場合を除いては、判決で刑の言渡しをしなければならない。

刑の執行猶予は、刑の言渡しと同時に、判決でその言渡しをしなければならない。猶予の期間中保護觀察に付する場合も、同様とする。

第三百三十四条 被告事件について刑を免除するときは、判決でその旨の言渡しをしなければならない。

法律上犯罪の成立を妨げる理由又は刑の加重減免の理由となる事実が主張されたときは、これに対する判断を示さなければならない。

第三百三十六条 被告事件が罪とならないとき、又は被告事件について犯罪の証明がないときは、判決で無罪の言渡しをしなければならない。

第三百三十七条 左の場合には、判決で免訴の言渡をしなければならない。

第三百三十八条 左の場合には、判決で公訴を棄却しなければならない。

一 被告人に対して裁判権を有しないとき。

二 第三百四十条の規定に違反して公訴が提起されたとき。

三 公訴の提起があつた事件について、更に同一裁判所に公訴が提起されたとき。

四 公訴提起の手続がその規定に違反したため無効であるとき。

第三百三十九条 左の場合には、決定で公訴を棄却しなければならない。

一 第二百七十二条第二項の規定により公訴の提起がその効力を失つたとき。

二 起訴状に記載された事実が真実であつても、何らの罪となるべき事実を包含していないとき。

三 公訴が取り消されたとき。

四 被告人が死亡し、又は被告人たる法人が存続しなくなつたとき。

五 第十条又は第十二条の規定により審判して前項の決定に対しても、即時抗告をすることができる。

第三百四十四条 公訴の取消による公訴棄却の決定が確定したときは、公訴の取消後犯罪事實につきあらたに重要な証拠を発見した場合に限り、同一事件について更に公訴を提起することができます。

が確定したときは、押収を解く言渡があつたものとする。

第三百四十五条 押収した贓物で被害者に還付すべき理由が明らかなものは、これを被害者に還付する言渡をしなければならない。

同一事件について更に公訴を提起することができる。

第三百四十六条 押収した物について、没収の言渡がないときは、押収を解く言渡があつたものとする。

第三百四十七条 押収した贓物で被害者に還付すべき理由が明らかなるものは、これを被害者に還付する言渡をしなければならない。

第三百四十八条 判決は、公判廷において、宣告によりこれを告知する。

第三百四十九条 禁錮以上の刑に処する判決の宣告があつたときは、保釈又は勾留の執行停止は、その効力を失う。

前項の場合には、新たに保釈又は勾留の執行停止の決定がない限り、第九十八条及び第二百七十二条の八第五項（第三百十二条の二第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定を準用する。この場合において、第二百七十二条の八第五項中「第一項（一）あるのは、「第二百七十二条の八第一項（一）と読み替えるものとする。

第三百五十条 刑法第五十二条の規定により刑を定むべき場合には、検察官は、その犯罪事實について最終の判決をした裁判所にその請求をしておればならない。この場合には、前条第一項及び第五項の規定を準用する。

第三百五十二条 検察官は、特定犯罪に係る事件の被疑者又は被告人が特定犯罪に係る他人の刑事事件（以下単に「他人の刑事事件」といふ。）について一又は二以上の第一号に掲げる行為をすることにより得られる証拠の重要性、関係する犯罪の軽重及び情状、当該関係する犯告人に對し、仮に罰金、科料又は追徴に相当する金額を納付すべきことを命ずることができる。

第三百五十三条 裁判所は、罰金、科料又は追徴を言い渡す場合において、判決の確定を待つてはその執行をすることができず、又はその執行をするのに著しい困難を生ずる虞があると認めるとときは、検察官の請求により又は職権で、被告人に對し、仮に罰金、科料又は追徴に相当する金額を納付すべきことを命ずることができる。

第三百五十四条 停止がその効力を失つた場合において、被告人が刑事施設に収容されていないとときは、被告人に對し、指定する日時及び場所に出頭することを命ずることができる。

第三百五十五条 捕縛以上の刑に處する判決の宣告があつた後は、第六十条第二項但書及び第八十九条の規定は、これを適用しない。

第三百五十六条 禁錮以上の刑に處する判決の宣告があつた後は、第六十条第二項但書及び第八十九条の規定は、これを適用しない。

第三百五十七条 刑の執行猶予の言渡を取り消すべき場合には、検察官は、刑の言渡を受けた者の現在地又は最後の住所地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所に對しその請求をしなければならない。

第三百五十八条 刑法第二十六条の二第二号又は第二十七条の五第二号の規定により刑の執行猶予の言渡しを取り消すべき場合には、前項の請求は、保護觀察所の長の申出に基づいてこれをしなければならない。

第三百五十九条 前条の請求があつたときは、第一項の規定による検察官、検察事務官又は司法警察職員の取調べに際して眞実の供述をすること。

第三百六十条 前項の場合において、その請求が刑法第二十二条の二第二号又は第二十七条の五第二号の規定による猶予の言渡しの取消しを求めるものであつて、猶予の言渡しを受けた者の請求がある代理人の意見を聽いて決定をしなければならない。

第一項の決定をするについて口頭弁論を経る場合に、猶予の言渡を受けた者は、弁護人を選任することができる。

第一項の決定をするについて口頭弁論を経る場合には、検察官は、裁判所の許可を得て、保護觀察官に意見を述べさせることができる。

第一項の決定に対しても、即時抗告をすることができる。

第三百六十二条 刑法第五十二条の規定により刑を定むべき場合には、検察官は、その犯罪事實について最終の判決をした裁判所にその請求をしておればならない。この場合には、前条第一項及び第五項の規定を準用する。

第三百六十三条 刑法第五十二条の規定により刑を定むべき場合には、検察官は、その犯罪事實について最終の判決をした裁判所にその請求をしておればならない。この場合には、前条第一項及び第五項の規定を準用する。

第三百六十四条 刑法第五十二条の規定により刑を定むべき場合には、検察官は、その犯罪事實について最終の判決をした裁判所にその請求をしておればならない。この場合には、前条第一項及び第五項の規定を準用する。

第三百六十五条 刑法第五十二条の規定により刑を定むべき場合には、検察官は、その犯罪事實について最終の判決をした裁判所にその請求をしておればならない。この場合には、前条第一項及び第五項の規定を準用する。

第三百六十六条 刑法第五十二条の規定により刑を定むべき場合には、検察官は、その犯罪事實について最終の判決をした裁判所にその請求をしておればならない。この場合には、前条第一項及び第五項の規定を準用する。

第三百六十七条 刑法第五十二条の規定により刑を定むべき場合には、検察官は、その犯罪事實について最終の判決をした裁判所にその請求をしておればならない。この場合には、前条第一項及び第五項の規定を準用する。

第三百六十八条 刑法第五十二条の規定により刑を定むべき場合には、検察官は、その犯罪事實について最終の判決をした裁判所にその請求をしておればならない。この場合には、前条第一項及び第五項の規定を準用する。

第三百六十九条 刑の執行猶予の言渡を取り消すべき場合には、検察官は、刑の言渡を受けた者の現在地又は最後の住所地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所に對しその請求をしなければならない。

第三百七十条 刑法第二十六条の二第二号又は第二十七条の五第二号の規定により刑の執行猶予の言渡しを取り消すべき場合には、前項の請求は、保護觀察所の長の申出に基づいてこれをしなければならない。

第三百七十二条 前条の請求があつたときは、第一項の規定による検察官、検察事務官又は司法警察職員の取調べに際して眞実の供述をすること。

第三百七十三条 前項の場合において、その請求が刑法第二十二条の二第二号又は第二十七条の五第二号の規定による猶予の言渡しの取消しを求めるものであつて、猶予の言渡しを受けた者の請求がある代理人の意見を聽いて決定をしなければならない。

第三百七十四条 前項の場合において、その請求が刑法第二十二条の二第二号又は第二十七条の五第二号の規定による猶予の言渡しの取消しを求めるものであつて、猶予の言渡しを受けた者の請求がある代理人の意見を聽いて決定をしなければならない。

第三百七十五条 前項の場合において、その請求が刑法第二十二条の二第二号又は第二十七条の五第二号の規定による猶予の言渡しの取消しを求めるものであつて、猶予の言渡しを受けた者の請求がある代理人の意見を聽いて決定をしなければならない。

第三百七十六条 前項の場合において、その請求が刑法第二十二条の二第二号又は第二十七条の五第二号の規定による猶予の言渡しの取消しを求めるものであつて、猶予の言渡しを受けた者の請求がある代理人の意見を聽いて決定をしなければならない。

第三百七十七条 前項の場合において、その請求が刑法第二十二条の二第二号又は第二十七条の五第二号の規定による猶予の言渡しの取消しを求めるものであつて、猶予の言渡しを受けた者の請求がある代理人の意見を聽いて決定をしなければならない。

第三百七十八条 前項の場合において、その請求が刑法第二十二条の二第二号又は第二十七条の五第二号の規定による猶予の言渡しの取消しを求めるものであつて、猶予の言渡しを受けた者の請求がある代理人の意見を聽いて決定をしなければならない。

第三百七十九条 前項の場合において、その請求が刑法第二十二条の二第二号又は第二十七条の五第二号の規定による猶予の言渡しの取消しを求めるものであつて、猶予の言渡しを受けた者の請求がある代理人の意見を聽いて決定をしなければならない。

第一項の決定をするについて口頭弁論を経る場合に、猶予の言渡を受けた者は、弁護人を選任することができる。

即決裁判手続による証拠調べは、公判期日ににおいて、適当と認める方法でこれを行うことができる。

第三百五十三条の二十五 裁判所は、第三百五十条の二十二の決定があつた事件について、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合には、当該決定を取り消さなければならない。

一 判決の言渡し前に、被告人又は弁護人が即決裁判手続によることについての同意を撤回したとき。

二 判決の言渡し前に、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述を撤回したとき。

三 前二号に掲げるもののほか、当該事件が即決裁判手続によることができないものであると認めるとき。

四 当該事件が即決裁判手続によることが相当でないものであると認めるとき。

前項の規定により第三百五十条の二十二の決定が取り消されたときは、公判手続を更新しなければならない。ただし、検察官及び被告人又は弁護人に異議がないときは、この限りでない。

第三百五十条の二十六 即決裁判手続の申立てを却下する決定（第三百五十条の二十二第三号又は第四号に掲げる場合に該当することを理由とするものを除く。）があつた事件について、当該決定後、証拠調べが行われることなく公訴が取り消された場合において、公訴の取消しによる公訴棄却の決定が確定したときは、第三百四十条の規定にかかわらず、同一事件について更に公訴を提起することができる。前条第一項第一号、第二号又は第四号のいずれかに該当すること（同号については、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述と相反するか又は実質的に異なるとした供述をしたことにより同号に該当する場合に限る。）となつたことを理由として第三百五十条の二十二の決定が取り消された事件について、当該取消しの決定以後、証拠調べが行われることなく公訴が取り消された場合において、公訴の取消しによる公訴棄却の決定が確定したときも、同様とする。

第三節 証拠の特例

第三百五十条の二十七 第三百五十条の二十二の決定があつた事件の証拠については、第三百二十二条第一項の規定は、これを適用しない。ただし、検察官、被告人又は弁護人が証拠とするこ

とに異議を述べたものについては、この限りでない。

第四節 公判の裁判の特例

第三百五十条の二十八 裁判所は、第三百五十条の二十二の決定があつた事件については、できる限り、即日判決の言渡しをしなければならない。

第三百五十条の二十九 即決裁判手続において懲役又は禁錮の言渡しをする場合には、その刑の全部の執行猶予の言渡しをしなければならない。

第三百六十条の三 上訴放棄の申立ては、書面でこれをしなければならない。

第三百六十一条 上訴の放棄又は取下をした者は、その事件について更に上訴をすることができない。

第三百五十二条 檢察官又は被告人は、上訴をすることができる。

第三百五十三条 被告人の法定代理人又は保佐人は、被告人のため上訴をすることができる。

第三百五十四条 勾留に対しては、勾留の理由の開示があつたときは、その開示の請求をした者も、被告人のため上訴をすることができる。その上訴を棄却する決定に対しても、同様である。

第三百五十五条 原審における代理人又は弁護人は、被告人のため上訴をすることができる。

第三百五十六条 前三条の上訴は、被告人の明示した意思に反してこれをすることはできない。

第三百五十七条 上訴は、裁判の一部に対してもこれをすることができる。部分を限らないで上訴のみなす。

第三百五十八条 上訴の提起期間は、裁判が告知された日から進行する。

第三百五十九条 檢察官、被告人又は第三百五十一条に規定する者は、上訴の放棄又は取下をすることができる。

第三百六十条 第三百五十三条又は第三百五十四条に規定する者は、書面による被告人の同意を得て、上訴の放棄又は取下をすることができない。

第三百六十条の二 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に処する判決に対する上訴は、前二条の規定にかかるらず、これを放棄することができない。

第三百七十五条 控訴の申立てが明らかに控訴権の消滅後にされたものであるときは、第一審裁判所は、決定でこれを棄却しなければならない。

第三百七十六条 控訴申立人は、裁判所の規則で定める期間内に控訴趣意書を控訴裁判所に差し出さなければならぬ。

第三百七十七条 控訴申立人は、この法律又は裁判所の規則で定めるところにより、必要な疎明資料又は検察官若しくは弁護人の保証書を添附しなければならない。

第三百七十八条 左の事由があることを理由として控訴の申立てをした場合には、控訴趣意書に、その事由があることの充分な証明をすることができる旨の検察官又は弁護人の保証書を添附しなければならない。

第三百七十九条 控訴の公開に関する規定に違反したこと。

二 法令により判決に関与すること。

三 裁判官が判決に関与したこと。

四 裁判の公開に関する規定に違反したこと。

第三百六十五条 上訴権回復の請求があつたときは、原裁判所は、前条の決定をするまで裁判の執行を停止する決定をすることができる。この場合には、被告人に対し勾留状を発することができる。

第三百六十六条 上訴権回復の請求についてした決定に対しては、即時抗告をすることができるように上訴の申立てをしなければならない。

第三百六十七条 前条の規定は、刑事施設にいる被告人が上訴の提起期間内に上訴の申立て書を作成する代理者に差し出したときは、上訴の提起期間内に上訴をしたものとみなす。

第三百六十八条 前条の規定は、刑事施設の長又はその代理者に差し出したときは、上訴の提起期間内に上訴をしたものとみなす。

第三百六十九条 被告人が自ら申立て書を作成することができないとされたとき、裁判所は、これを代書し、又は所属の職員にこれをさせなければならない。

第三百七十条 前条の規定は、地方裁判所又は簡易裁判所がした第一審の判決に対してもこれをすることができる。

第三百七十四条 控訴をするには、申立書を第一審裁判所に差し出さなければならぬ。

第三百七十五条 控訴の申立てが明らかに控訴権の消滅後にされたものであるときは、第一審裁判所は、決定でこれを棄却しなければならない。

第三百七十六条 この決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第三百七十七条 控訴申立人は、この法律又は裁判所の規則で定める期間内に控訴趣意書を控訴裁判所に差し出さなければならぬ。

第三百七十八条 左の事由があることを理由として控訴の申立てをした場合には、控訴趣意書に、その事由があることの充分な証明をすることができる旨の検察官又は弁護人の保証書を添附しなければならない。

第三百七十九条 控訴の申立てをした場合には、控訴の申立てをした場合には、控訴趣意書に、訴訟記録及び原裁判所において取り調べた証拠に現われている事実であつてその事由があることを信ずるに足りるものを探用しなければならない。

四 法律に従つて判決裁判所を構成しなかつたこと。

二 法令により判決に関与すること。

三 裁判官が判決に関与したこと。

四 法律に従つて判決裁判所を構成しなかつたこと。

第三百六十五条 前条の規定を除いて、訴訟手続に法令の違反があつてその違反が判決に影響を及ぼすことが明らかであることを理由として控訴の申立てをした場合には、控訴趣意書に、訴訟記録及び原裁判所において取り調べた証拠に現われている事実であつて明らかに判決に影響を及ぼすべき法令の違反があることを信ずるに足りるものを探用しなければならない。

第三百六十六条 前二条の場合を除いて、訴訟手続に法令の違反があつてその違反が判決に影響を及ぼすことが明らかであることを理由として控訴の申立てをした場合には、控訴趣意書に、訴訟記録及び原裁判所において取り調べた証拠に現われている事実であつて明らかに判決に影響を及ぼすべき法令の違反があることを信ずるに

第三百六十七条 控訴は、地方裁判所又は簡易裁判所がした第一審の判決に対してもこれをすることができる。

理由として控訴の申立をした場合には、控訴趣意書に、その誤及びその誤が明らかに判決に影響を及ぼすべきことを示さなければならない。

第三百八十二条 刑の量定が不当であることを理由として控訴の申立をした場合には、控訴趣意書に、訴訟記録及び原裁判所において取り調べた証拠に現わされている事実であつて刑の量定が不当であることを信ずるに足りるもの援用しなければならない。

第三百八十三条 事実の誤認があつてその誤認が判決に影響を及ぼすことが明らかであることを理由として控訴の申立をした場合には、控訴趣意書に、訴訟記録及び原裁判所において取り調べた証拠に現わされている事実であつて刑の量定が不当であることを信ずるに足りるもの援用しなければならない。

第三百八十四条 控訴の申立は、第三百七十七条乃至第三百八十二条に規定する事由があることを理由とすることができる。

第三百八十五条 控訴の申立が法令上の方式に違反し、又は控訴権の消滅後にされたものであることを理由とするときには、これをすることができる。

第三百八十六条 控訴裁判所は、控訴裁判所において取り調べた証拠に現わされている事実であつて控訴の申立をすることができる。この場合には、即時抗告に関する規定をも準用する。

第三百八十七条 左の場合には、控訴裁判所は、控訴を棄却しなければならない。

第三百八十八条 前項の異議の申立をすることができる。この場合には、即時抗告に関する規定をも準用する。

第三百八十九条 控訴裁判所は、控訴趣意書に記載された控訴の申立の理由が、明らかに第三百七十七条乃至第三百八十二条及び第三百八十三条に規定する事由に該当しないとき。

第三百九十条 控訴審は、前項の規定は、前条第二項の規定は、前項の決定についてこ

れを準用する。

第三百九十二条 控訴審では、弁護士以外の者を弁護人に選任することはできない。

第三百九十三条 控訴審では、被告人のためにす

べき辯論は、弁護人でなければ、これをすること

ができる。

第三百九十四条 控訴審においては、被告人は、公

判期日に出頭することを要しない。

ただし、裁判所は、五十万円（刑法、暴力行為等处罚に関する法律及び経済関係罰則の整備に関する法律）の罪以外の罪については、（当分の間、五万円）以下の罰金又は科料に当たる事件以外の事件に

ついて、被告人の出頭がその権利の保護のため

重要であると認めるときは、被告人の出頭を命

ずることができる。

第三百九十五条 控訴の申立が法令上の方式に違反し、又は控訴権の消滅後にされたものであるときは、判決で控訴を棄却しなければならない。

第三百九十六条 第三百七十七条乃至第三百八十二条及び第三百八十三条に規定する事由がないときは、判決で控訴を棄却しなければならない。

第三百九十七条 第三百七十七条乃至第三百八十二条及び第三百八十三条に規定する事由があるときは、判決で原判決を破棄しなければならない。

第三百九十八条 不法に、管轄違を言い渡し、又

合を除いては、検察官の陳述を聽いて判決をす

ることができる。

第三百九十九条 控訴裁判所は、控訴趣意書に包含された事項は、これを調査しなければならぬ。

第四百条 前二項に規定する理由以外の理由によつて原判決を破棄するときは、判決で、事件を管轄第一審裁判所に移送しなければならない。

但し、控訴裁判所は、その事件について第一審

の管轄権を有するときは、第一審として審判をしなければならない。

第四百一条 前二項に規定する理由以外の理由によつて原判決を破棄するときは、判決で、事件を

原裁判所に差し戻し、又は原裁判所と同等の他

の裁判所に移送しなければならない。但し、控

訴裁判所並びに原裁判所及び控訴

裁判所の調査により又は職権で事実の誤

認を説明するために次くことのできない場合に

限り、これを取り調べなければならない。

第四百二条 控訴裁判所は、必要があると認めるときは、被告訴人の請求により又は職権で事実の誤認を説明するために次くことのできない場合に

限り、これを取り調べなければならない。

第四百三条 控訴裁判所は、受命裁判官及び代行裁判官は、第一審判決後の刑の量定に影響を及ぼすべき情状につき取調べることができる。

前二項の取調べは、合議体の構成員にこれをさせ、又は地方裁判所、家庭裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを嘱託することができる。

この場合には、受命裁判官及び代行裁判官は、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

第一項又は第二項の規定による取調べをしたと

きは、検察官及び弁護人は、その結果に基いて

弁論をすることができる。

第四百四条 第一审において証拠とすることができた証拠は、控訴審においても、これを証拠とすることができる。

第四百五条 控訴の申立てが法令上の方式に違

反し、又は控訴権の消滅後にされたものであるときは、判決で控訴を棄却しなければならない。

第四百六条 第三百七十七条乃至第三百八十二

条及び第三百八十三条に規定する事由がない

ときは、判決で原判決を破棄しなければならない。

第四百七条 第三百七十七条乃至第三百八十一

条及び第三百八十三条に規定する事由がある

ときは、判決で原判決を破棄しなければならない。

第四百八条 第三百七十七条乃至第三百八十一

条及び第三百八十三条に規定する事由がある

ときは、判決で原判決を破棄しなければならない。

第四百九条 第三百七十七条乃至第三百八十一

条及び第三百八十三条に規定する事由がある

ときは、判決で原判決を破棄しなければならない。

第四百十条 第三百七十七条乃至第三百八十一

条及び第三百八十三条に規定する事由がある

ときは、判決で原判決を破棄しなければならない。

第四百十一条 第三百七十七条乃至第三百八十一

条及び第三百八十三条に規定する事由がある

ときは、判決で原判決を破棄しなければならない。

第四百十二条 第三百七十七条乃至第三百八十一

条及び第三百八十三条に規定する事由がある

ときは、判決で原判決を破棄しなければならない。

第四百十三条 第三百七十七条乃至第三百八十一

条及び第三百八十三条に規定する事由がある

ときは、判決で原判決を破棄しなければならない。

第四百十四条 第三百七十七条乃至第三百八十一

条及び第三百八十三条に規定する事由がある

ときは、判決で原判決を破棄しなければならない。

第四百十五条 第三百七十七条乃至第三百八十一

条及び第三百八十三条に規定する事由がある

ときは、判決で原判決を破棄しなければならない。

第四百十六条 第三百七十七条乃至第三百八十一

条及び第三百八十三条に規定する事由がある

ときは、判決で原判決を破棄しなければならない。

第四百十七条 第三百七十七条乃至第三百八十一

条及び第三百八十三条に規定する事由がある

ときは、判決で原判決を破棄しなければならない。

第四百十八条 第三百七十七条乃至第三百八十一

条及び第三百八十三条に規定する事由がある

ときは、判決で原判決を破棄しなければならない。

第四百十九条 第三百七十七条乃至第三百八十一

条及び第三百八十三条に規定する事由がある

ときは、判決で原判決を破棄しなければならない。

第四百二十条 第三百七十七条乃至第三百八十一

条及び第三百八十三条に規定する事由がある

ときは、判決で原判決を破棄しなければならない。

第四百二十一条 第三百七十七条乃至第三百八十一

条及び第三百八十三条に規定する事由がある

ときは、判決で原判決を破棄しなければならない。

第四百二十二条 第三百七十七条乃至第三百八十一

条及び第三百八十三条に規定する事由がある

ときは、判決で原判決を破棄しなければならない。

第四百二十三条 第三百七十七条乃至第三百八十一

条及び第三百八十三条に規定する事由がある

ときは、判決で原判決を破棄しなければならない。

第四百二十四条 第三百七十七条乃至第三百八十一

条及び第三百八十三条に規定する事由がある

ときは、判決で原判決を破棄しなければならない。

第四百二十五条 第三百七十七条乃至第三百八十一

条及び第三百八十三条に規定する事由がある

ときは、判決で原判決を破棄しなければならない。

第四百二十六条 第三百七十七条乃至第三百八十一

条及び第三百八十三条に規定する事由がある

ときは、判決で原判決を破棄しなければならない。

第四百二十七条 第三百七十七条乃至第三百八十一

条及び第三百八十三条に規定する事由がある

ときは、判決で原判決を破棄しなければならない。

第四百二十八条 第三百七十七条乃至第三百八十一

条及び第三百八十三条に規定する事由がある

ときは、判決で原判決を破棄しなければならない。

第四百二十九条 第三百七十七条乃至第三百八十一

条及び第三百八十三条に規定する事由がある

ときは、判決で原判決を破棄しなければならない。

第四百三十条 第三百七十七条乃至第三百八十一

条及び第三百八十三条に規定する事由がある

ときは、判決で原判決を破棄しなければならない。

第四百三十一条 第三百七十七条乃至第三百八十一

条及び第三百八十三条に規定する事由がある

ときは、判決で原判決を破棄しなければならない。

第四百三十二条 第三百七十七条乃至第三百八十一

条及び第三百八十三条に規定する事由がある

ときは、判決で原判決を破棄しなければならない。

第四百三十三条 第三百七十七条乃至第三百八十一

条及び第三百八十三条に規定する事由がある

ときは、判決で原判決を破棄しなければならない。

第四百三十四条 第三百七十七条乃至第三百八十一

条及び第三百八十三条に規定する事由がある

ときは、判決で原判決を破棄しなければならない。

第四百三十五条 第三百七十七条乃至第三百八十一

条及び第三百八十三条に規定する事由がある

ときは、判決で原判決を破棄しなければならない。

第四百三十六条 第三百七十七条乃至第三百八十一

条及び第三百八十三条に規定する事由がある

ときは、判決で原判決を破棄しなければならない。

第四百三十七条 第三百七十七条乃至第三百八十一

条及び第三百八十三条に規定する事由がある

ときは、判決で原判決を破棄しなければならない。

第四百三十八条 第三百七十七条乃至第三百八十一

条及び第三百八十三条に規定する事由がある

ときは、判決で原判決を破棄しなければならない。

第四百三十九条 第三百七十七条乃至第三百八十一

条及び第三百八十三条に規定する事由がある

ときは、判決で原判決を破棄しなければならない。

第四百四十条 第三百七十七条乃至第三百八十一

条及び第三百八十三条に規定する事由がある

ときは、判決で原判決を破棄しなければならない。

第四百四十一条 第三百七十七条乃至第三百八十一

条及び第三百八十三条に規定する事由がある

ときは、判決で原判決を破棄しなければならない。

第四百四十二条 第三百七十七条乃至第三百八十一

条及び第三百八十三条に規定する事由がある

ときは、判決で原判決を破棄しなければならない。

第四百四十三条 第三百七十七条乃至第三百八十一

条及び第三百八十三条に規定する事由がある

ときは、判決で原判決を破棄しなければならない。

第四百四十四条 第三百七十七条乃至第三百八十一

条及び第三百八十三条に規定する事由がある

ときは、判決で原判決を破棄しなければならない。

第四百四十五条 第三百七十七条乃至第三百八十一

条及び第三百八十三条に規定する事由がある

ときは、判決で原判決を破棄しなければならない。

第四百四十六条 第三百七十七条乃至第三百八十一

条及び第三百八十三条に規定する事由がある

ときは、判決で原判決を破棄しなければならない。

第四百四十七条 第三百七十七条乃至第三百八十一

条及び第三百八十三条に規定する事由がある

ときは、判決で原判決を破棄しなければならない。

第四百四十八条 第三百七十七条乃至第三百八十一

条及び第三百八十三条に規定する事由がある

ときは、判決で原判決を破棄しなければならない。

第四百四十九条 第三百七十七条乃至第三百八十一

条及び第三百八十三条に規定する事由がある

ときは、判決で原判決を破棄しなければならない。

第四百五十条 第三百七十七条乃至第三百八十一

条及び第三百八十三条に規定する事由がある

ときは、判決で原判決を破棄しなければならない。

第四百五十一条 第三百七十七条乃至第三百八十一

条及び第三百八十三条に規定する事由がある

ときは、判決で原判決を破棄しなければならない。

第四百五十二条 第三百七十七条乃至第三百八十一

条及び第三百八十三条に規定する事由がある

ときは、判決で原判決を破棄しなければならない。

第四百五十三条 第三百七十七条乃至第三百八十一

条及び第三百八十三条に規定する事由がある

ときは、判決で原判決を破棄しなければならない。

第四百五十四条 第三百七十七条乃至第三百八十一

条及び第三百八十三条に規定する事由がある

ときは、判決で原判決を破棄しなければならない。

第四百五十五条 第三百七十七条乃至第三百八十一

条及び第三百八十三条に規定する事由がある

ときは、判決で原判決を破棄しなければならない。

第四百五十六条 第三百七十七条乃至第三百八十一

条及び第三百八十三条に規定する事由がある

ときは、判決で原判決を破棄しなければならない。

第四百五十七条 第三百七十七条乃至第三百八十一

条及び第三百八十三条に規定する事由がある

ときは、判決で原判決を破棄しなければならない。

第四百五十八条 第三百七十七条乃至第三百八十一

条及び第三百八十三条に規定する事由がある

ときは、判決で原判決を破棄しなければならない。

第四百五十九条 第三百七十七条乃至第三百八十一

見込まれる場合において、次に掲げる判決について、速やかに宣告する必要があると認めるときは、この限りでない。

二百五十三条の二第一項に規定する刑事事件について、有罪の言渡し（刑の免除の言渡しを除く。以下この号において同じ。）をする判決又は有罪の言渡しをした原判決に対する控訴を棄却する判決

第四百三条 原裁判所が不法に公訴棄却の決定をしなかつたときは、決定期で公訴を棄却しなければならない。

第三百八十五条第二項の規定は、前項の決定についてこれを準用する。

第四百三条の二 即決裁判手続においてされた判決に対する控訴の申立ては、第三百八十四条の規定にかかるわらず、当該判決の言渡しにおいて示された罪となるべき事実について第三百八十二条に規定する事由があることを理由としては、これをることができない。

原裁判所が即決裁判手続によって判決をした事件については、第三百九十七条第一項の規定にかかるわらず、控訴裁判所は、当該判決の言渡しにおいて示された罪となるべき事実について第三百八十二条に規定する事由があることを理由としては、原判決を破棄することができない。

第三章 上告

第四百四条 第二編中公判に関する規定は、この法律に特別の定のある場合を除いては、控訴の審判についてこれを準用する。

第四百五条 高等裁判所がした第一審又は第二審の判決に対しては、左の事由があることを理由として上告の申立をすることができる。

一 憲法の違反があること又は憲法の解釈に誤があること。

二 最高裁判所の判例と相反する判断をしたこと。

三 最高裁判所の判例がない場合に、大審院若しくは上告裁判所たる高等裁判所の判例又はこの法律施行後の控訴裁判所たる高等裁判所の判例と相反する判断をしたこと。

よる犯罪被害財産の没収若しくは組織的犯罪処罰法第十六条第二項の規定による犯罪被害財産の価額の徴収の言渡しをする判決又はこれららの言渡しをした原判決に対する控訴を棄却する判決

第四百六条 最高裁判所は、前条の規定により上告をすることができる場合以外の場合であつては、法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる事件については、その判決確定前に限り、裁判所の規則の定めるところにより、自ら上告審としてその事件を受理することができる。

第四百七条 上告趣意書には、裁判所の規則の定めるところにより、上告の申立の理由を明示しなければならない。

第四百八条 上告裁判所は、上告趣意書その他の書類によつて、上告の申立の理由がないことが明らかであると認めるときは、弁論を経ないで、判決で上告を棄却することができる。

第四百九条 上告審においては、公判期日に被告人を召喚することを要しない。

第四百十条 上告裁判所は、第四百五条各号に規定する事由があるときは、判決で原判決を破棄しなければならない。但し、判決に影響を及ぼさないことが明らかな場合は、この限りでない。

第四百五条 第二号又は第三号に規定する事由のみがある場合において、上告裁判所がその判例を变更して原判決を維持するのを相当とするときは、前項の規定は、これを適用しない。

第四百十一条 上告裁判所は、第四百五条各号に規定する事由がない場合であつても、左の事由があつて原判決を破棄しなければ著しく正義に反すると認めるときは、判決で原判決を破棄することができる。

一 判決に影響を及ぼすべき法令の違反があること。

二 刑の量定が甚しく不当であること。

三 判決に影響を及ぼすべき重大な事実の誤認があること。

四 再審の請求をすることができる場合にあたること。

五 判決があつた後に刑の廃止若しくは変更又は大赦があつたこと。

第四百十二条 不法に管轄を認めたことを理由として原判決を破棄するときは、判決で事件を管轄裁判所又は管轄第一審裁判所に移送しなければならない。

第四百十三条 前条に規定する理由以外の理由によつて原判決を破棄するときは、判決で、事件を原裁判所若しくは第一審裁判所に差し戻し、又はこれらと同等の他の裁判所に移送しなけれ

第四百一十三条の二 第一審裁判所が即決裁判手続によつて判決をした事件については、第四百十一条の規定にかかわらず、上告裁判所は、当該判決の言渡しにおいて示された罪となるべき事実について同条第三号に規定する事由があることを理由としては、原判決を破棄することができない。

第四百一十四条 前章の規定は、この法律に特別の定のある場合を除いては、上告の審判についてこれを準用する。

第四百一十五条 上告裁判所は、その判決の内容に誤のあることを発見したときは、検察官、被告又は弁護人の申立により、判決でこれを訂正することができる。前項の申立は、判決の宣告があつた日から十日以内にこれをしなければならない。

第四百一十六条 訂正の判決は、弁論を経ないでもこれをすることができる。

第四百一十七条 上告裁判所は、訂正の判決をしないときは、速やかに決定で申立を棄却しなければならない。

訂正の判決に対しては、第四百十五条第一項の申立をすることはできない。

第四百一十八条 上告裁判所の判決は、宣告があつた日から第四百十五条の期間を経過したとき、又はその期間内に同条第一項の申立があつた場合には訂正の判決若しくは申立を棄却する決定があつたときは、確定する。

第四章 抗告

第四百一十九条 抗告は、特に即時抗告をすることはできる旨の規定がある場合の外、裁判所のした決定に対する抗告をすることはできる。但し、この法律に特別の定のある場合は、この限りでない。

第四百二十一条 裁判所の管轄又は訴訟手続に関しては、抗告をすることはできない。

前項の規定は、勾留、保釈、押収又は押収物の還付に関する決定及び鑑定のためにする留置に関する決定については、これを適用しない。

第四百二十二条 抗告は、即時抗告を除いては、何時でもこれをすることはできる。但し、原決定を取り消しても実益がないようになつたときは、この限りでない。

第四百二十三条 抗告をするには、申立書を原裁判所に差し出さなければならぬ。

原裁判所は、抗告を理由があるものと認めるときは、決定を更正しなければならない。抗告の全部又は一部を理由がないと認めるときは、申立書を受け取つた日から三日以内に意見書を添えて、これを抗告裁判所に送付しなければならない。

第四百二十四条 抗告は、即時抗告を除いては、裁判の執行を停止する効力を有しない。但し、原裁判所は、決定で、抗告の裁判があるまで執行を停止することができる。

抗告裁判所は、決定で裁判の執行を停止することができる。

第四百二十五条 即時抗告の提起期間内及びその申立があつたときは、裁判の執行は、停止される。

第四百二十六条 抗告の手続がその規定に違反したとき、又は抗告が理由のないときは、決定で抗告を棄却しなければならない。

抗告が理由のあるときは、決定で原決定を取り消し、必要がある場合には、更に裁判をしなければならない。

第四百二十七条 抗告裁判所の決定に対しては、抗告することはできない。

第四百二十八条 高等裁判所の決定に対しては、抗告をすることはできない。

第四百二十九条 裁判官が次に掲げる裁判をした場合において、不服がある者は、簡易裁判所の規定を準用する。即時抗告をすることができる旨の規定がある決定並びに第四百十九条及び第四百二十条の規定により抗告をすることができる決定で高等裁判所がしたものに対する異議の申立に関する規定を準用する。即時抗告をすることはできる旨の規定がある決定に対する異議の申立に関する規定では、即時抗告に関する規定をも準用する。

第四百三十一条 即時抗告の提起期間は、三日とする。

四条、第一百十五条、第一百十八条から第二百二十二条まで、第一百二十三条第一項から第三項まで並びに第二百二十五条の規定は、裁判所又は裁判官が前二条の規定によつてする押収又は捜索について、第二百八条第一項から第三項まで、第一百九十二条、第一百十条、第一百一条の二前段、第一百二十二条、第一百三十三条第三項、第一百二十四条、第一百八十二条、第二百二十五条第一項から第三項まで及び第四項本文、第一百二十九条、第一百三十一条、第一百三十七条から第二百四十条まで並びに第二百二十二条第四項及び第五項の規定は、裁判所又は裁判官が第五百十一条の規定によつてする検証について、それぞれ準用する。この場合において、第九十九条第一項中「証拠物又は没收すべき物」とあり、及び第一百十九条中「証拠物又は没收すべきもの」とあるのは、「裁判の執行を受ける者若しくは状況に関する資料又は裁判の執行の対象となるものを管理するために使用される物」と、第一百三条第一項、第二百二条、第一百五十三条ただし書、第二百八条第一項ただし書、第一百三十一条第三項及び第一百三十七条第一項中「被告人」とあるのは、「裁判の執行を受ける者」と、第二百二十五条第四項ただし書中「裁判所」とあるのは、「裁判所又は第五百十三条规定中「被告事件」とあり、並びに第二百条第三項ただし書中「審理」とあるのは、「裁判の執行」と、第二百二十二条第四項中「検察官、検察事務官又は司法警察職員」とあるのは、「検証状を執行する者」と読み替えるものとする。

第七十一条の規定は、第五百十一条第一項の令状の執行について準用する。

第四百九十九条第一項、第三項及び第四項の規定は、第二項及び第六項において読み替えて準用する第二百二十三条第一項の規定による押収物の還付について準用する。この場合において、第四百九十九条第三項中「前二項」とあるのは、「第五百十三条第九項において準用する第一項」と読み替えるものとする。

第四百九十九条第一項の規定は、第一項及び第六項において読み替えて準用する第二百二十三

条第三項の規定による交付又は複写について準用する。

前項において準用する第四百九十九条第一項の規定による公告をした日から六箇月以内に前項の交付又は複写の請求がないときは、その交付をし、又は複写をさせることを要しない。

第五百四十四条 檢察官又は裁判官若しくは、裁判の執行に関して必要があると認めるときは、裁判の執行を受ける者その他の者の出頭を求め、質問をし、又は裁判の執行を受ける者以外の者に鑑定、通訳若しくは翻訳を嘱託することができる。

第五百十五条 前条の規定による鑑定の嘱託を受けた者は、裁判官の許可を受けて、第六百六十八条第一項に規定する处分をすることができる。

検察官が前条の規定による鑑定の嘱託をした場合においては、前項の請求は、検察官からこれをしなければならない。

裁判官は、前項の請求を相当と認めるとき、又は裁判所若しくは裁判官が鑑定を嘱託した場合において第一項の許可をするときは、許可状を発しなければならない。

第三百三十一条、第三百三十七条、第六百三十三条、第六百四十二条及び第六百六十八条第二項から第四項までの規定は、第一項の許可及び前項の許可状について準用する。この場合において、第六百三十七条第一項中「被告人」とあるのは、裁判の執行を受ける者」と、第六百六十八条第二項中「被告人の氏名、罪名」とあるのは、「裁判の執行を受ける者の氏名」と読み替えるものとする。

第五百十六条 檢察官は、検察事務官に第五百八一条第一項本文の調査又は同条第二項、第五百九条、第五百十二条若しくは第五百十四条の処分をさせることができる。

附 則

この法律は、昭和二十四年一月一日から、これを施行する。

附 則 (昭和二三年一二月二一日法律第二六〇号)抄

第十一条 この法律は、昭和二十四年一月一日から施行する。

附 則 (昭和二四年五月二八日法律第一一六号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和二七年七月二一日法律第二四〇号)抄

1 この法律は、公布の日から施行する。
1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附 則（昭和二八年八月七日法律第一七
二号）抄

1 この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。

2 この附則で、「新法」とは、この法律による改正後の刑事訴訟法をいい、「旧法」とは、従前の刑事訴訟法をいう。

3 新法は、特別の定がある場合を除いては、新法施行前に生じた事項にも適用する。但し、旧法によつて生じた効力を妨げない。

4 前項但書の場合において、旧法によつてした訴訟手続が新法にこれに相当する規定があるものは、新法によつてしたものとみなす。

5 新法施行前に正式裁判の請求をした事件で新法施行後にその取下のあつたものの訴訟費用の負担については、新法施行後も、なお従前の例による。

6 新法施行の際すでに控訴趣意書の差出期間を経過した事件の控訴裁判所における事実の取調べについては、新法施行後も、なお旧法第三百九十三条第一項但書の規定を適用する。

7 新法施行前すでに略式命令の請求があつた事件の略式手続については、なお従前の例による。正式裁判の請求ができる期間についても、同様である。

8 前項前段の事件で、被告人に対し略式命令の贈本の送達がなくて新法施行前すでに略式命令の請求があつた日から二箇月を経過していないものについては、公訴の提起は、さかのぼつてその効力を失つたものとする。但し、新法施行前すでに裁判所が旧法第四百六十三条の規定により通常の規定に従い審判をすることとした事件及び新法施行前すでに被告人に対し略式命令の贈本が送達された事件については、この限りでない。

9 第七項前段の事件で、新法施行の際略式命令の請求があつた日からまだ二箇月を経過していないものについては、新法第四百六十三条の二の規定の適用があるものとする。この場合には、前項但書の規定を準用する。

10 新法施行の際まだ略式命令の請求をしていない事件であつても、新法施行の際すでに検察官

から被疑者に対し略式命令の請求をすることを告げているものについては、これを告げた日から七日を経過した後であつて、且つ、略式手続によることについて被疑者に異議がない場合には、新法第四百六十二条の二及び第四百六十二条第二項の規定にかかわらず、略式命令をすることができる。

附則（昭和二八年八月一日法律第一号）抄
この法律の施行期日は、昭和二十八年十二月三十日までの間に於て政令で定める。

この法律は、昭和二十九年八月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。但し、刑法第一条第二項の改正規定及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

三号 抄
(施行期日)
この法律中、第五十三条の規定は交通事件即決裁判手続法の施行の日から、その他の部分は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）の施行附則第一項但書に係る部分を除く。の施行の日から施行する。

附則（昭和四六年四月六日法律第四二号）
この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

この法律は、公布の日から起算して九十日を超過しない範囲内において政令で定める日から施行する。
この法律の施行前に生じた訴訟費用については、この法律による改正後の刑事訴訟法第百八十二条第三項ただし書の規定は、適用しない。
この法律による改正後の刑事訴訟法第八十九条の二の規定は、この法律の施行後に無罪の判決が確定した事件につきこの法律の施行前に生じた費用についても適用する。
検察官のみが上訴をした場合において、その上訴がこの法律の施行前に棄却され又は取り下

5
げられたときは、上訴によりその審級において生じた費用の補償については、なお従前の例による。
この法律による改正前の刑事訴訟法第三百七十九条第一項の規定による補償の請求及び前項の規定により従前の例によることとされる補償の請求がされている場合には、改正前の同法第三

百六十八条の規定及び同条の規定の例により補償される費用については、改正後の同法第百八十八条の二第一項の補償をしない。

この法律は、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）の施行の日（昭和五十五年十月一日）から施行する。
(経過措置)

行、企業担保権の実行及び破産の事件について
は、なお從前の例による。
前項の事件に關し執行官が受けける手数料及び
支払又は償還を受ける費用の額については、同
項の規定にかかわらず、最高裁判所規則の定め
るところによる。

1 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和六三年一二月一三日法律第
九三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月

附 則（平成三年四月一七日法律第三一
施行する）
号）抄
（施行期日）
この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。
(逮捕及び勾留に関する経過措置)
この法律の施行前に犯した刑法の罪に係る刑事訴訟法第六十条第三項、第一百九十九条第一項及び第二百一十七条の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成七年五月一二日法律第九一)
この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
施行期日 号抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十九日を経過した日から施行する。
(刑事訴訟法の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 この法律の施行前に犯したこの法律による改正前の刑法第四十条の規定を適用しない

改正後の刑事訴訟法第二十八条の規定にかかるわざ、なお從前の例による。

第一条 この法律は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）。以下「情報公開法」という。の施行の日から施行する。

附 則（平成一九年八月一八日法律第一三八号）

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過の日を以て施行する。

（施行期日）抄
四七号 附 則（平成一年一二月七日法律第一
五一号）抄
一 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(経過措置) 第三条 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。
一から二十五まで 略
附 則 (平成一二年五月一九日法律第七
四号)
施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一 第一条中刑事訴訟法第二百三十五条の改正規定及び第二条の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

二 第一条中刑事訴訟法第一百五十七条の次に三条を加える改正規定（第一百五十七条の四に係る部分に限る。）公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

（経過措置）
前項第一号に定める日前に犯した第一条の規定による改正後の刑事訴訟法第二百三十五条第一項第一号に掲げる罪について告訴をすることができる期間については、なお従前の例によ

附 則 (平成二年一二月六日法律第一四二号) 抄
(施行期日)
第一条 (この法律は、平成十三年四月一日から施行する。)
二号抄 (平成二年六月八日法律第四一五号) 抄

第一條 〔施行期日〕この法律は、平成十四年四月一日から施行する。
附 則 (平成二十三年一二月五日法律第一
三九号)
この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(施行期日)
附 則（平成三年一二月二日法律第二百四十二条）抄
（一五三号）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(施行期日)
(処分、手続等に関する経過措置)
第四十二条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この法律

条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(経過措置の政令への委任)

この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則

(平成一四年七月三一日法律第九号)

八号

抄

(施行期日)

この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則

(平成一四年七月三一日法律第九号)

八号

抄

(施行期日)

この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一章第一節(別表第一から別表第四までを含む)並びに附則第二十八条第二項、第三十三条第二項及び第三項並びに第三十九条の規定

(罰則に関する経過措置)

この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一章第一節(別表第一から別表第四までを含む)並びに附則第二十八条第二項、第三十三条第二項及び第三項並びに第三十九条の規定

(罰則に関する経過措置)

この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一章第一節(別表第一から別表第四までを含む)並びに附則第二十八条第二項、第三十三条第二項及び第三項並びに第三十九条の規定

(罰則に関する経過措置)

この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一章第一節(別表第一から別表第四までを含む)並びに附則第二十八条第二項、第三十三条第二項及び第三項並びに第三十九条の規定

(罰則に関する経過措置)

この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)の施行の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一〇〇号)

(施行期日)

この法律は、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)の施行の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

この法律は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日から施行する。

第一条

この法律は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日から施行する。

二号

抄

(施行期日)

この法律は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日から施行する。

三条

この法律は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日から施行する。

四号

抄

(施行期日)

この法律は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日から施行する。

五号

抄

(施行期日)

この法律は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日から施行する。

六号

抄

(施行期日)

この法律は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日から施行する。

七号

抄

(施行期日)

この法律は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日から施行する。

八号

抄

(施行期日)

この法律は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日から施行する。

九号

抄

(施行期日)

この法律は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日から施行する。

十号

抄

(施行期日)

この法律は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日から施行する。

十一号

抄

(施行期日)

この法律は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日から施行する。

十二号

抄

(施行期日)

この法律は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日から施行する。

十三号

抄

(施行期日)

この法律は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日から施行する。

十四号

抄

(施行期日)

この法律は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日から施行する。

十五号

抄

(施行期日)

この法律は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日から施行する。

十六号

抄

(施行期日)

この法律は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日から施行する。

十七号

抄

(施行期日)

この法律は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日から施行する。

十八号

抄

(施行期日)

この法律は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日から施行する。

十九号

抄

(施行期日)

この法律は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日から施行する。

二十号

抄

(施行期日)

この法律は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日から施行する。

二十一号

抄

(施行期日)

この法律は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日から施行する。

二十二号

抄

(施行期日)

この法律は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日から施行する。

二十三号

抄

(施行期日)

この法律は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日から施行する。

二十四号

抄

(施行期日)

この法律は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日から施行する。

二十五号

抄

(施行期日)

この法律は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日から施行する。

の申出をしていなければならない旨を教示しなければならない。ただし、被疑者に弁護人が死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮に当たる事件について逮捕され、又は勾留状が発せられている被疑者に対し、附則第一号に掲げる規定の施行の日前においても、死刑又は短期一年以上の懲役若しくは禁錮に当たる事件について逮捕され、又は勾留状が発せられたとき又は被疑者が釈放されたとき又は被疑者が釈放されられている被疑者が貧困その他の事由により自ら弁護人を選任することができないときは裁判官に対して弁護人の選任を請求することができる旨並びに裁判官に對して弁護人の選任を請求するには資力申告書を提出しなければならない旨をかじめ、その勾留の請求を受けた裁判官の所属する裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内に在る弁護士会に弁護人の選任の申出をしていなければならない旨を教示することができる。

2 檢察官又は司法警察員が前項の規定による教示をした被疑者については、当該事件について重ねて前条の規定による教示をすることを要しない。

2 檢察官又は司法警察員が前項の規定による教示をした被疑者については、当該事件について重ねて前条の規定による教示をすることを要しない。

3 檢察官は、附則第一号に掲げる規定の施行の際に検察官において被告事件に規定する事件について逮捕された被疑者(次項に規定する被疑者を除く。)に対し、速やかに新法第二百四条第二項に規定する事項を教示しなければならない。ただし、被疑者に弁護人がいるときは、これに新法第二百四条第二項に規定する事項を教示しなければならない。ただし、被疑者が釈放されたときは、この限りではない。

3 檢察官は、附則第一号に掲げる規定の施行の際に新法第三十七条の二第一項に規定する事件について送致された被疑者(次項に規定する被疑者を除く。)に対し、速やかに新法第二百四条第二項に規定する事項を教示しなければならない。

3 檢察官は、附則第一号に掲げる規定の施行の際に新法第三十七条の二第一項に規定する事件について同項の請求をすることができることとなり、又は引き続き勾留を請求された場合において同項の請求をすることができることとなる被疑者について準用する。

3 この場合において、これらの規定中「附則第一号」とあるのは、「附則第一号」である。

3 第七条 附則第三条及び第四条の規定は、第二条の規定による改正後の刑事訴訟法第三十七条の二第一項の規定により新たに同項の請求をすることができる旨及びその資力が基準額以上であるときは、裁判官に対して弁護人の選任を請求することができ、弁護官に對して弁護人の選任を請求する旨並びに裁判官に對して弁護人の選任を請求するには資力申告書を提出しなければならない旨及びその資力が基準額以上であるときは、あらかじめ、弁護士会(新法第三十七条の二第一項の申出すべき弁護士会をいう。)に弁護人の選任

(経過措置)

第三条

2 この法律の施行前に犯した罪の公訴時効の期間については、第二条の規定による改正後の刑訴法第二百五十条の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成一七年五月二十五日法律第五〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一七年六月二二日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。
（罰則に関する経過措置）

第十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一八年五月八日法律第三六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成一九年五月二三日法律第五四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成一九年五月二三日法律第五四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、附則第三条及び第三百五十三条の二及び第二百九十五条の改正規定、同法第二百九十九条の二の次に「一条を加える改正規定、同法第二百九十九条第一項の次に一項を加える改正規定、同法第二百九十九条第一項の次に一項を加える改正規定、同法第二百九十九条第一項の次に一項を加える改正規定並びに同法第三百五条、第三百五十六条の二十三、第三百二十二条の二、第二项及び第三百五十三条の八の改正規定に限る。」とあるのは、同条第一項中「被害者等」とあるのは、「被害者等」若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下この条において同じ。」とする。

附 則 (平成一九年五月三〇日法律第六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定められた日から施行する。

附 則 (平成一九年六月二七日法律第九五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定められた日から施行する。

附 則 (平成一九年六月二七日法律第九五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

第一条

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二〇年六月一八日法律第七一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二〇年六月一八日法律第七一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二一年七月一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二一年七月一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二一年七月一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二一年七月一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二一年七月一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二一年七月一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第十条

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を超えて禁錮以上の刑に当たるもので、この法律の施行の際その公訴の時效が完成していないものにつけても適用する。

附 則 (平成二五年六月一九日法律第四九号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二五年六月一九日法律第四九号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二五年一月二七日法律第六六号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二五年一月二七日法律第六六号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二五年一月二七日法律第六六号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二五年一月二七日法律第六六号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二五年一月二七日法律第六六号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二五年一月二七日法律第六六号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第一条

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を超えて禁錮以上の刑に当たるもので、この法律の施行の際その公訴の時效が完成していないものにつけても適用する。

附 則 (平成二三年六月三日法律第六九号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二三年六月三日法律第六九号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二六年六月二十五日法律第七九号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二六年六月二十五日法律第七九号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二六年六月二十五日法律第七九号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二六年六月二十五日法律第七九号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二六年六月二十五日法律第七九号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二六年六月二十五日法律第七九号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

条の二第一項に規定する事件以外の事件について逮捕されている被疑者（前項及び次項に規定する被疑者並びに第二条による改正前の法第二百五条第五項において準用する第二条による改正前の法第二百四条第三項の規定による教示をされた被疑者を除く。）に対し、速やかに、第二条による改正後の法第二百四条第三項に規定する事項を教示しなければならない。ただし、被疑者に弁護人があるとき又は被疑者が釈放されたときは、この限りでない。

3 檢察官は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に第二条による改正前の法第三十七条の二第一項に規定する事件以外の事件について勾留状が発せられている被疑者に対し、速やかに、貧困その他の事由により自ら弁護人を選任することができないときは裁判官に対して弁護人の選任を請求することができる旨並びに裁判官に対して弁護人の選任を請求するには資力申告書を提出しなければならない旨及びその資力が基準額以上であるときは、あらかじめ、弁護士会（第二条による改正後の法第三十七条の三第二項の規定により第二条による改正後の法第三十二条の二第一項の申出をするべき弁護士会）をいう。次条第一項において同じ。）に弁護人の選任の申出をしていなければならない旨を教示しなければならない。ただし、被疑者に弁護人があるとき又は被疑者が釈放されたときは、この限りでない。

第八条 檢察官又は司法警察員は、第四号施行日前においても、第二条による改正前の法第三十七条の二第一項に規定する事件以外の事件について逮捕され、又は勾留状が発せられている被疑者に対し、第四号施行日を告げ、第四号施行日以後、勾留を請求され、又は勾留状が発せられている被疑者が貧困その他の事由により自ら弁護人を選任することができないときは裁判官に対して弁護人の選任を請求することができる旨並びに裁判官に対して弁護人の選任を請求するには資力申告書を提出しなければならない旨及びその資力が基準額以上であるときは、あらかじめ、弁護士会に弁護人の選任の申出をしていなければならない旨を教示することを要しない。

2 前項の規定による教示をされた被疑者については、当該事件について重ねて前条の規定による教示をすることを要しない。

（検討）

録画の方針により記録媒体に記録し、並びにこれを立証の用に供することをいう。以下この条において同じ。)が、被疑者の供述の任意性その他の事項について的確な立証を担保するものであるとともに、取調べの適正な実施に資することを踏まえ、この法律の施行後三年を経過した場合において、取調べの録音・録画等の実施状況を勘案し、取調べの録音・録画等に伴つて検査上の支障その他の弊害が生じる場合があること等に留意しつつ、取調べの録音・録画等に関する制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

前項に定めるもののほか、政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠の開示、起訴状等における被害者の氏名の秘匿に係る措置、証人等の刑事手続外における保護に係る措置等について検討を行うものとする。

(調整規定)

第十五条 第三号施行日が刑法等の一部を改正する法律の施行の日以後となる場合には、前条の規定は、適用しない。

附 則 (平成二九年六月二一日法律第六七号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十九日を経過した日から施行する。
(検討)

第十二条 政府は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定により同項に規定する取調べの録音・録画等に関する制度の在り方について検討を行うに当つては、新組織的犯罪処罰法第六条の二第二項及び第二項の規定の適用状況並びにこれらの規定の罪に係る事件の捜査及び公判の状況等を踏まえ、特に、当該罪に係る事件における証拠の収集の方法として刑事訴訟法第一百九十八条第一項の規定による取調べが重要な意義を有するとの指摘があることに留意して、可及的速やかに、当該罪に係る事件に關する当該制度の在り方について検討を加えるものとする。

位システムに係る端末を車両に取り付けて位置情報を検索し把握する方法を用いることが、事案の真相を明らかにするための証拠の収集に資するものである一方、最高裁判所平成二八年（あ）第四四二号同二九年三月一五日大法廷判決において、当該方法を用いた捜査が、刑事訴訟法上、特別の根拠規定がある場合でなければ許容されない強制の処分に当たり、当該方法を用いた捜査が今後も広く用いられ得る有力な捜査方法であるとすれば、これを行うに当たっては立法措置が講ぜられることが望ましい旨が指摘されていることを踏まえ、この法律の施行後速やかに、当該方法を用いた捜査を行いうための制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第一号抄 (令和元年一二月四日法律第六三
施行期日)
第三十八条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(罰則に関する経過措置)
第一条 この法律は、施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和二年五月二九日法律第三三
号) 抄 (施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和三年五月一九日法律第三七
号) 抄 (施行期日)
第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第二十七条(住民基本台帳法別表第一から別表第五までの改正規定に限る)、第四十五条规定、第四十七条规定及び第五十五条(行政手続における特定の個人を識別するための番号の使用等に關する法律別表第一及び別表第二の改正規定(同表の一「二十七の項」の改正規定を除く。)に限る)並びに附則第八条第一項、第五十九条から第六十三条まで、第六十七条规定及び第七十一条から第七十三条までの規定公布の日
二 及び三 略
四 第十七条、第三十五条、第四十四条、第五十条及び第五十八条並びに次条、附則第三条、第五十五条、第六条、第七条(第三項を除く)、第十三条、第十四条、第十八条(戸籍法百二十九条の改正規定(「戸籍の」の下に「正本及び」を加える部分を除く。)に限る)、第十九条から第二十一条まで、第二十二条、第二十四条、第二十七条、第二十九条(住民基本台帳法第三十条の十五第五項の改正規定を除く)、第三十条、第三十一条、第三十三条から第三十五条まで、第四十条、第四十二条、第四十四条から第四十六条まで、

第四十八条、第五十条から第五十二条まで
第五十三条（行政手続における特定の個人
識別するための番号の利用等に関する法律
四十五条の二第一項、第五項、第六項及び
九項の改正規定並びに同法第五十二条の三
改正規定を除く。）、第五十五条（がん登録
の推進に関する法律（平成二十五年法律第
十一号）第三十五条の改正規定（二条例を
む。）を削る部分に限る。）を除く。）、第六
十六条、第五十八条、第六十四条、第六十
一条、第六十八条及び第六十九条の規定（公
の日から起算して一年を超えない範囲内に
いて、各規定につき、政令で定める日

第七十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第七十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和四年五月二十五日法律第四八
号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して四年

第一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

記法（昭和三十八年法律第二百二十五条）第五十二条第二項の改正規定及び附則第二百二十五条の規定 公布の日

第一百二十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則抄（令和五年五月一七日法律第二八〇号）

第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二一 略
第一條中刑事訴訟法第三百四十四條に一項

を加える改正規定、第二条中刑法第九十七条及び第九十八条の改正規定並びに第三条中出入国管理及び難民認定法第七十二条の改正規定（第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り上げる部分に限る。第六号において「第七十二条第一号を削る改正規定」という。）並びに附則第五条第一項及び第二項、第八条第四項並びに第二十条の規定、附則第二十四条中國際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）第十四条の改正規定、附則第二十七条中刑事収容施設及び被收容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第二百九十三条の改正規定、附則第二十八条第二項、第三十三条及び第三十一条の規定、附則第三十二条中少年鑑別所法（平成二十六年法律第五十九号）第一百三十一条の改正規定、附則第三十五条のうち、刑法等の一部を改正する法律（会和四年法律第六十七号。以下「刑法第一部改正法」という。）第三条中刑事訴訟法第三百四十四条の改正規定の改正規定及び刑法第一部改法第一条中少年鑑別所法第一百三十三条の改正規定を削る改正規定並びに附則第三十六条及び第四十条の規定、公布の日から起算して二十日を経過した日

第三条及び第九十五条の改正規定 同条の次に二

条を加える改正規定、同法第九十六条の改正規定、同法第一編第八章に二十三条を加える改正規定（第九十八条の二及び第九十九条の三に係る部分に限る）、同法第二百八条の

の次に三条を加える改正規定、同法中第二百七十八条の二を第二百七十八条の三とし、第二百七十八条の次に一条を加える改正規定、同云第三百四一三条の二に同じく

同法第三百四十三条の次に一条を加える改正規定、同法第三百九十条の次に一条を加える改正規定、同法第四百二条の次に一条を加える改正規定、司法第七編中第四百七十二条の次に

前に章名を付する改正規定、同法第四百八十四条の改正規定、同条の次に一条を加える改

正規定、同法第五百二条及び第五百七条の改正規定、同法中同条を第五百八条とし、第五

百六条の次に章名及び一条を加える改正規定並びに同法本則に八条を加える改正規定並びに第四条及び第五条の規定並びに次条第一項

(「第一百六十九条」の下に、「第二百七十二条の八第一項及び第四項」を加える部分に限る。)附則第三十三条及び第三十四条の規定並びに附則第三十五条のうち刑法等一部改正法第三条中刑事訴訟法第三百四十三条の改正規定の改正規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日 第一条中刑事訴訟法第一編八章に「二十三年二月二十六日」を「第一回の日」(第一回の日)

六 第一条中刑事訴訟法第三百四十二条の次に
る日
九十九条を加える改正規定（第九十九条の四から第九十九条の十一までに係る部分に限る。）及び次条第三項の規定（公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定め

七条を加える改正規定、同法第三百四十五条の次に三条を加える改正規定、同法第四百三

条の二の次に一条を加える改正規定、同法第四百六十九条に一項を加える改正規定、同法第四百七十九条の次に一条を加える改正規

よりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の刑法（以下この条において「従前の例による平成二十九年改正前刑法」という。）第一百七十八条の二の罪又はその未遂罪は、第二条改正後刑事訴訟法第二百五十一条第三項第二号に掲げる罪とみなし、従前の例による平成二十九年改正前刑法第一百八十二条第三項（人を負傷させたときに限る。）の罪又はその未遂罪は、第二条改正後刑事訴訟法第二百五十四条前段の罪若しくはその未遂罪は、第二条改正後刑事訴訟法第二百五十一条第三項（人を負傷させたときに限る。）の罪又はその未遂罪は、第二条改正後刑事訴訟法第二百五十五条第一項による平成二十九年改正前刑法第二百四十七条の規定による平成二十九年改正前刑法第二百四十二条第一項の規定による平成二十九年改正前刑法第二百四十三条第一項（人を負傷させたときに限る。）の罪又はその未遂罪は、第二条改正後刑事訴訟法第二百五十一条第三項第一号に掲げる罪とみなす。

新刑事訴訟法第二百五十条第三項及び第四項の規定の適用については、附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧刑法第二百七十六条第三項から第二百七十八条までの罪又はこの規定における旧刑法第一百七十六条若しくは第二百七十八条第一項の罪又はこれらの罪の未遂罪は、新刑事訴訟法第二百五十条第三項第三号に掲げる罪とみなし、附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧刑法第一百七十七条若しくは第二百七十八条第二項の罪若しくはこれららの罪の未遂罪又は従前の例による平成二十九年改正前刑法第二百七十八条の二の罪若しくはその未遂罪は、新刑事訴訟法第二百七十七条第二項に掲げる罪とみなしう、従前の例による平成二十九年改正前刑法第二百八十二条第三項（人を負傷させたときに限る。）の罪又は従前の例による平成二十九年改正前刑法第二百四十二条第一項の規定による平成二十九年改正前刑法第二百四十三条第一項（人を負傷させたときに限る。）の罪若しくはその未遂罪は、新刑事訴訟法第二百五十条第三項第二号に掲げる罪とみなす。

附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧刑法第一百七十七条第三項（人を負傷させたときに限る。）の罪又はその未遂罪は、新刑事訴訟法第二百五十条第三項第一号に掲げる罪とみなす。

（公訴時効に関する経過措置）

第五条 第二条改正後刑事訴訟法第二百五十条第三項及び第四項の規定は、第二条の規定の施行の際既にその公訴の時効が完成している罪については、適用しない。

2 第二条改正後刑事訴訟法（施行日以後において新刑事訴訟法）第二百五十条第三項及び第四項の規定は、刑法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第二百五十六号）附則第三条第

二項の規定にかかわらず、第二条の規定の施行の際その公訴の時効が完成していない罪についても、適用する。

（刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部改

正に伴う経過措置）

第十九条 附則第二条第一項の規定によりなお従

前の例によることとされる場合における旧刑法

第二百七十六条第三項から第二百七十八条までの罪又はこ

れらの罪の未遂罪に係る事件は、刑事訴訟法等

の一部を改正する法律第一条の規定による改正

後刑事訴訟法（以下この項及び次項において「改正後の刑事訴訟法」という。）第二百一条の

二第一項及び第二項、第二百七条の二、第二百

七条の三第一項（第一号イに係る部分に限る。）

並びに第四百二十九条第三項の規定の適用につ

いては改正後の刑事訴訟法第二百一条の二第一

項第一号イに掲げる事件とみなし、改正後の刑

事訴訟法第二百七十七条の二第一項、第二百七

十一条の五第一項（第一号イに係る部分に限

る。）、第二百七十七条の六、第二百七十七条の

八第一項及び第四項、第二百九十九条の四第二

項、第四項、第七項及び第九項、第二百九十九

条の五第二項（第二号イに係る部分に限る。）

並びに第三百十二条の二第一項、同条第四項に

おいて読み替えて準用する改正後の刑事訴訟法

第二百七十七条の六第五項及び第二百七十七条

の八第一項並びに改正後の刑事訴訟法第四百六

十八条第四項の規定の適用については改正後の

刑事訴訟法第二百七十七条の二第一項第一号イ

に掲げる事件とみなす。

2 附則第二条第一項の規定によりなお従前の例

によることとされる場合における旧刑法第二百

六条から第二百七十八条までの罪又はこれらの

罪の未遂罪に係る事件は、刑事訴訟法等の一部

を改正する法律附則第二十二条の規定による改

正後の犯罪被害者等の権利利益の保護を図るた

めの刑事手続に付随する措置に関する法律第二

十二条第一項及び第四十六条第一項の規定の適

用については、改正後の刑事訴訟法第二百七

一条の二第二項第一号イに掲げる事件とみなす。

3 民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）の施行の日前までの間

における前項の規定の適用については、同項中「第四十六条第一項」とあるのは、「第四十二条第一項」とする。

（検討等）

第二十条 政府は、性的な被害に係る犯罪規定が社会の受け止め方を踏まえて处罚対象を適切に決すべきものであるという特質を有し、また、その改正がそれぞれの時代の性的な被害の実態及びこれに対する社会の意識の変化に対応していること等に鑑み、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の刑事訴訟法（以下この項及び次項において「改正後の刑事訴訟法」という。）第二百一条の二第一項及び第二項、第二百七条の二、第二百七十七条の三第一項（第一号イに係る部分に限る。）並びに第四百二十九条第三項の規定の適用については改正後の刑事訴訟法第二百一条の二第一項第一号イに掲げる事件とみなし、改正後の刑事訴訟法第二百七十七条の三第一項（第一号イに係る部分に限る。）並びに第三百十二条の二第一項、第二百七十七条の六、第二百七十七条の八第一項及び第四項、第二百九十九条の四第二項、第四項、第七項及び第九項、第二百九十九条の五第二項（第二号イに係る部分に限る。）並びに第三百十二条の二第一項、同条第四項において読み替えて準用する改正後の刑事訴訟法第二百七十七条の六第五項及び第二百七十七条の八第一項並びに改正後の刑事訴訟法第四百六十八条第四項の規定の適用については改正後の刑事訴訟法第二百七十七条の二第一項第一号イに掲げる事件とみなす。

2 政府は、前項の検討がより実証的なものとなるよう、性的な被害を申告することの困難さその他の性的な被害の実態について、必要な調査を行つて速やかに性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（周知）

第二十一条 政府は、新刑法等の規定が、性的な被害の実態及びこれに対する社会の意識の変化に対応して、刑罰を伴う新たな行為規範を定めるものであることに鑑み、その趣旨及び内容について国民に周知を図るものとする。

第二十二条 第二条（附則）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

（公訴時効に関する経過措置）

第五条 第二条改正後刑事訴訟法第二百五十条第三項及び第四項の規定は、第二条の規定の施行の際既にその公訴の時効が完成している罪については、適用しない。